

辨在兼卿」とあり。菅原在兼は、慶長元年閏六月九日、左大辨に任せられ、十二月廿一日罷められたば、其間のものなり。一葉も、七日丁酉、八日戊戌、十二日甲寅、十三日乙卯の御記にして、「右一枚也、應長二年四月宸記歟」と記せり。されど、七八兩日と、二十三兩日とは、干支あはねば、もとは二葉にて、同月のものにあらず、但し七八兩日の御記には、頭中將俊言朝臣とあれば、其任免の月日によるに、應長元年閏六月より、正和二年九月の間におけるものなるべく、十二三兩日の御記も、應長正和の頃のものならん。元徳元年十二月御記は、宮家御藏本には、表紙に十一月十二月とあれど、十二月のみにて、七月の末より十三日の始に至れり。一本には十三日より始の廿八日に至り、七日の條も表四葉ばかり補ふべきものあり。其他三卷本に見えたる應長元年十月六日、元應三年六月三十日の御記の如きは、他にのせざるところなり。また有職抄に引ける、正和二年十月十四日、壹切御劍の由来を記し給ひし宸記、裝束抄に引ける、元應三年十月一日蹴鞠の宸記の如きは、何れも當日の宸記あれば、年月に謬りありしものか、或は御別記にて、世に傳はらざりしものか、何れとも定め難し。今これ等年月不明のものを除き、宸筆の正本、及び其他の寫本によりて、御記の年紀を考ふるに、延慶三冬、應長元春、四、五、六、七、八、九、冬、二、四季、三春、夏、文保元春、二、正、元應元四季、二、四季、元亨元四季、二、四季、三夏、秋、正中元四季、二、四季、元徳元十二、元弘元冬、

二春、等なり。この中、正和二年以下、七年は完きものなれど、其他の十年は、缺けたるところ多く、正和四、五、嘉暦元、二、三、元徳二の六年間は、一日だに御記の存せるものあらず。抑この御記の始は、延慶三年なれば、天皇未だ十四歳の御時なれど、それより二年前に踐祚あらせられたれば、其頃より書き始め給ひしにや。御記の最終なる元弘二年は、御讓位後十四年にして、實算三十六の御時なり。この後、建武二年に至り、御年三十九にて御落飾あらせられしかば、其頃まで御日記をか、せ給ひしものなるべし。

この御記の伏見宮家に傳はりしは、皇子直仁親王御一期の後、光嚴天皇の御置文によりて、御領の莊園をば、伏見殿にて御管領ありし事、椿葉記に見えられたれば、この御記をも御相傳ありしにや。或は、直仁親王の王女鳴瀧殿、花園天皇の御遺物を御相傳ありしが、鳴瀧殿薨去の後、伏見宮治仁王の御女智観、鳴瀧に御入室ありて、御相傳あらせられし事、看聞日記に見えられたれば、智観御入寂の後、これを伏見殿に渡されしものか。

花園院御記

花園院御記を抄録したるものにて、三卷あり。其年紀は、延慶三^十、慶長元^{四、五}、正和二^{三、四}、

文保三四、元應二三、三四、元亨二三、三七、正中元三、二九、等にて、本文を節略せしところ尠からず。いつの頃に抜がきせしものか詳なれらど、應長元年十月六日、元應三年六月三十日の條の如きは、他にもなきところのものなれば、近代のものにあらず。

花園院神璽御記

應長二年正月二月三月御記の中より、神璽に關する事を抄録せしものにて、一卷あり。

奥書に、此花園院神璽御記者、貞建親王家藏之書也、最可謂無比類珍記矣、爰余一日不慮以求得之、急速馳禿筆、謹令書寫畢、深藏函底勿出闕外穴賢云々、

于時寶曆第三歲次癸酉孟初旬

藤 宗 建

とあり。

後深草院御記目錄

後深草天皇御日記の目錄なり。

花園院御記に、元應二年八月廿六日壬申、自今日後深草院御記可取目六之由有仰、仍取之、九月廿三日巳亥、取後深草院御記目錄、

と見えたり。蓋し後伏見上皇の仰によりて、撰ばせ給ひしものなれど、今傳はらねば、卷數等詳ならず。

誠太子書

元徳二年二月、皇太子量仁親王にまゐらせ給ひし御訓戒なり。漢文にて、一卷あり。宸筆の御草本伏見宮家の御所藏なり。なほ

看聞日記に、永享六年三月廿四日、抑禁裏詩冊事、被仰下之間進之、啓蒙對初心詩學抄、和漢一座、誠太子書一帖、花園院御作、光嚴院春宮之時被進御學問事也、此兩三帖進之、と見えたり。後崇光院、新に一本を親寫し給ひて、後花園天皇に進獻し給ひしなり。

學道之御記

學問の要を論じ、當時の學者の通弊を挙げ給ひ、學の本とする所は、王佐の才にあり、明德の道にあるよしを論じ給ひしものにて、一卷あり。殘闕なるは惜むべし。宸筆の御草本伏見宮家の御所藏なり。

論語抄出

論語の註釋、皇侃刑昺の疏、及び精義、朱氏竹隱註等を抄出分類し給ひしものなり、今傳はらざれば、原題詳ならず。

花園院御記に、正中元年三月廿八日、甲寅、抄論語末書皇侃疏以下、數部類聚之、之外無他、爲談義也、書本經其下注各義也、四月七日壬戌、此間論語抄出之外無他、今日第一學而爲政兩篇終功了、疏正義並近代學者注等部類、並他書又抄入之、仍不可有盡期、然而先以疏正義集注等抄出之也、十二月晦壬午、今年所學目錄、外典、論語、皇侃刑昺等疏並精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了、

とあり、「爲談義也」と記し給ひしによれば、之を以て、御講書の料とし給ひしものなり。なほ同書に、正中元年四月十二日丁卯、晴、談論語、雖無人爲不闕式日也、今日學而一篇終功、閑寂之間、只事稽古、廿二日、晴、談論語、爲政篇過半、廿六日、談爲政篇、など見えたり。

法華品釋

法華經廿八品の綱要を記させ給ひ、品毎に七言四句の偈を記させ給ひしものなり。

御序文に、夫法華者、三世諸佛之本懷、一切衆生之性相也、乳酪蘊之五味、以醍醐成妙藥、羊鹿牛之三駕、會大車而叶圓乘、本有常住之旨、壽量之遠本指掌、會三歸一之理、方便之正說在眼、聞此直道、誰敢生疑乎、而今踏台岳之高蹤者、猶迷途轍、酌荆溪之遺流者、還滯牛涔、是則雖窺文之當眼、未知義之在心、或思宏才之聲譽、多失菩提之直路、學功高者、情執愈深、服藥增疾、醫王之妙術云窮、嗟吁痛哉悲哉、朕久染心於台教、僅學遺書、性雖愚淺、粗知圓實之理、不出平常之心、寔心師師相承之宗旨于今不墜、足以悅滅後末法之心者、仍迷品々之綱槩、又綴拙偈以加左、然言是者不知、不知者不言、達士之前不敢辭罪而已、と記させ給へり。此書の事は、蔗軒日録に、「頌法華廿八品」といひ、續本朝通鑑に、「法皇兼倭漢才又通台教、有法華品釋、七箇宸筆」といへり。この書は妙心寺天球院の刊本世に傳はれり。

三卷抄

法華經の大綱を記させ給ひしものなり。今傳はれりや否や詳ならず。この御抄の事は、

蔗軒日録に、文明十八年正月十四日、萩原天王號遍行法王、禪教通學之天子、頌法華廿八品作

三卷抄、三卷抄者、皆法花大綱也、抄之内有東福開山之事迹○中此抄之内、多開山迹想、必通行法皇參國師者乎、略○中三卷抄ハ、台宗所秘也、自妙法至作禮而去、此抄内ニ決シタナリ、と見えたり。萩原天皇は、花園天皇の御事なり。また山家祖徳撰述篇目卷下、花園法皇御撰の中に、法華觀心抄一卷とあり、この御抄の一節なりや、別の御撰なりや詳ならず。

七箇法門口決

台密に關するものなるべし。本朝台祖撰述密部書目に御撰とあり。また山家祖徳撰述篇目にも、法皇御撰として、注に「此書天台霞標ニ、未詳撰者ト、天正錄、花園帝撰、今記天正錄」と見えたり。本朝通鑑に、七箇宸筆とあると同書なるべし。

花園院御集

御製の御歌集なり。圖書寮の所藏本一卷にして、春廿三首、夏十七首、秋三十二首、冬五十二首、戀六十四首、雜六十一首、合せて二百四十九首あり。この中、光嚴天皇の御製三十首、混れ入りたるが、いづれも、風雅和歌集に載せたるものゝみにして、同集に見えたる光嚴天皇御製は、悉く之に

收められたり。按ずるに、花園天皇の御製の勅撰集に入れられたるは、その數きはめて多し即ち

玉葉和歌集十一首

續千載和歌集四首

續後拾遺和歌集二首

風雅和歌集四十九首

新千載和歌集廿二首

新拾遺和歌集十五首

新後拾遺和歌集六首

新續古今和歌集一首

にして、實に百十首あり。之をこの御集の御製と對照するに、この中五十七首は、この御集にも見えたり。御集に漏れたる御製五十三首は、新千載集の戀一首、賀一首、新拾遺集の秋一首、戀一首にして、其他は風雅集に載せる御製のみなり。此の如く、風雅集に收めたる御製は四十九首ありて、最も多かるに、この御集に見えたるものと同じきものは、僅に一首のみなるは、いかなる故か、殊に、同集は、世に花園天皇の御自撰とも傳へられ、和漢の兩序は、聖製なりしに、同集より採録せるもの一首のみなるは怪むべきなり。よりにて勅撰集に見えたる御製と、この御集とを對照するに、詞書のさまによれば、勅撰集は、この御集より採りたるものにあらず。むしろこの御集は、勅撰集其他によりて、編纂したるものなるが如く推測せらるゝなり。殊に勅撰集に見えたる御製は、新千載、新拾遺兩集の中四首を除く外は、悉く採録せられたるにても證するに足れり。風雅集は、蓋しこの御集の編者が、花園天皇と光嚴天皇との御製を誤り、光嚴天皇の御製全部を

入れて、花園天皇の御製をもらしたるものなるべく、同集に花園天皇の御製をば、院御製とし、光嚴天皇の御製をば、太上天皇御製としたるを誤りしものならん。また風雅集に見えたる御製一首のこの御集に入りたるは、他より採りたるものなるべし。これによりて、光嚴天皇御歌の混れ入りたる事も、風雅集の御製のもれたる事も説明するを得べし。この御集は、

奥書に、此御集、以甘露寺亞相之本、於灯下馳笔校合畢、

天文八年九月二十二日

左衛門督藤言繼

とあり。甘露寺亞相は、權大納言伊長なり。

この御集の外、光嚴院御集と題して、續群書類従に收めたるもの一卷あり。内容この御集と同じければ、光嚴院御集にあらざる事明なり。蓋し風雅和歌集に見えたる光嚴院御製によりて、後人のなづけしものならんか。續類従本は、春十三首、夏十一首、秋十九首、冬四十九首、戀四十三首、雜卅首、合せて百六十五首あり。圖書寮本より歌數甚だ少ければ、後に省略せしものなるべし。但し雜に、

燈に我もむかはす燈も我にむかはすをのがまに

の一首は、圖書寮本にも見えざれば、後より補入せしものか詳ならず。また國朝書目に、花園院

御集二卷とあり。こは圖書寮本、續群書類従本と、卷數あはねば、蓋し別本にて正しき御集ならんか。されど今傳はらねば詳ならず。

花園院御百首

御製の御歌百首にて、世に聞えたるもの二種あり。

- 一 風雅和歌集に、春三首、夏一首、秋三首、雜四首、釋教一首、賀一首、新千載和歌集に夏二首、冬一首、戀二首、新拾遺和歌集に、夏秋冬雜各一首を載せたり。
- 二 貞和二年廷臣と共によませ給ひし御百首にて、新千載和歌集に慶賀一首、新後拾遺和歌集に雜春一首、戀二首、新續古今和歌集に、雜一首をのせたり。

後醍醐天皇

建武年中行事

正月元日の四方拜を始め、十二月晦日の追儺に至る年中恒例の公事を國文にかゝせ給ひし書にて、群書類従に收めたり。其部目は、

正月 四方拜 供御藥 小朝拜 元日節會 二宮大饗 東宮御藥 中宮御藥 吉
 書奏 殿上淵醉 叙位 白馬節會 卯杖 御齋會 眞言院御修法 大元法
 女叙位 縣召除目 御齋會内論議 供御粥 射禮 政始 御祈始 御佛事
 二月 祈年祭 春日祭 園韓神祭 大原野祭 釋奠 祈年穀奉幣
 三月 御燈 石清水臨時祭
 四月 更衣 旬 平野祭 同臨時祭 梅宮祭 廣瀨龍田祭 擬階奏 大神祭
 灌佛 賀茂祭
 五月 獻喜蒲 藥玉 最勝講
 六月 忌火御膳 御贖物 供體酒 月次神今食 祇園會 同臨時祭 御贖物
 七月 廣瀨龍田祭 拂拭御物 乞巧奠 祈年穀奉幣
 八月 北野祭 釋奠 放生會 駒牽
 九月 御燈 平座 重陽宴 例幣 不堪佃奏
 十月 更衣 平座 亥子餅
 十一月 忌火御膳御贖物 春日祭以下諸社祭 鎮魂祭 五節 新嘗祭 豊明節會

十二月 忌火御膳御贖物

御體御卜奏

月次神今食

賀茂臨時祭

内侍所御神樂

司召除目

御佛名

荷前

擬侍從定

追儼

折節

應永十三年の奥書によれば、指圖を副へ給ひしが如し。されど、別卷なりしが故に、はやく亡佚せしにや。今は世に傳はらず。

此書の卷數、類從本は一巻なれど、國朝書目、群書一覽等には三巻としたり。宸翰の正本は幾卷なりしにか、北畠親房の清書せるものもまた三巻にて、毎卷後村上天皇の御奥書をそへたれば、三巻を正とすべし。即ち卷上は、正月四方拜より、女敘位に至り、卷中は、正月縣召除目より、三月石清水臨時祭に至り、卷下は、四月更衣より、十二月折節に至れり。

此書、もと定まれる題號なかりしかば、さまざまにとなへしなり、まづ洞院公賢の園大曆には、先皇御沙汰御抄と見え、一條兼良の江次第抄には、後醍醐院御抄とし、世諺問答には、後醍醐院御次第とし、宣胤卿記には、年中公事日記と記し、文明十七年山科言國の奥書には、秘記とあり。また應永十三年の奥書には、「彼宸筆正本無銘、只被稱御秘抄歟」と見え、後花園上皇、寛正五年の御奥書、及び今出川晴季、天正十八年の奥書にも秘抄とし、伊勢貞丈の校本にも、「貞丈云、元は此題號无之、一名建武年中行事、此號亦無、舊唯曰御秘抄」と註せり。これによれば、多くは

御秘抄と稱したりしが、また秘記とも、御抄とも、御次第とも稱し、年中公事日記と唱へたるものありしなり。建武年中行事とは、いつの頃、いかなる人のなづけ始めたるにか。こは後三條天皇の年中行事を延久年中行事といひ、順德天皇の禁秘御抄を建曆御記ともいへるに同じく、建武帝御製年中行事の意なるべし。大日本史、及び本書略解、國朝書目、群書類從、群書一覽など、いづれも建武年中行事とありて、後には定まれる名稱となりつれど、古くきこえざれば、蓋し江戸時代以後に名づけしものなるべし。此外、後醍醐院年中行事といひ、勅製年中行事と題したるものあり。後水尾天皇の當時年中行事、及び基熙公記には、假名年中行事とかよせ給へり。こは假名文なるが故にて、雅亮裝束抄を假名裝束抄といへる類なり。

此書の御撰なる事は、園大曆に、先皇御沙汰御抄とあるを始め、書名に後醍醐天皇の御名を冠したるもの多く、應永十三年、文明十七年の奥書には、並に「後醍醐天皇御製也」と記し、宣胤卿記にも、後醍醐院御作とあるにて明なり。さるを後には、北畠親房の著なりといへる説あり。近衛家熙書寫本、及び朝事片玉本の、

奥書に、此一帖、北畠准后著作也、以證本令寫之、筆者不堪多誤耶、重而可校合焉、

享祿五年卯月十六日

と見えたり。この奥書の筆者明ならず。また親房の著なるよしも詳ならねど、其誤りなる事は言を俟たざるなり。なほ、序文に「もよしきのうち、はた年の春秋をおくりむかへて」とあるは、禁中にて二十年の春秋を過ぐし給ひし意なれば、御撰ならでは、かくべくもあらぬ文句なり。かつ白馬節會親族拜の註に、「今の世はみなたつなり」、石清水臨時祭の條に、「今の代にぞ行はれける」とありて、「今の御代」となきを以ても、臣下の著書にあらざる一證とすべし。また壺井義知の如きは、

略解の序に、建武年中行事者、後醍醐前帝制作、而北畠一位源准后入道、奉後王綸命、令修撰焉、而採官府之故事、撫諸曹之遺例、審察用捨、商量古今、已書成畢、實可備于公事政要之鑑、鑑之書也、

と記して、北畠親房が、後に官府の故事遺例を斟酌して、取捨校定したるものなるよしいへり。されど、これも他に徴證を發見せざれば、確かなる典據あるにはあらざるべく、「奉後王綸命、令修撰焉」といへるは、蓋し正平七年、親房勅命を奉じて、之を清書せし事あるによりて、思ひ誤りしものならんか。

この書を書き給ひし由來、及び其年代はたしかならねど、まづ

序文に、もしきのうち、はた年の春秋をおくりむかへて、今もかつ見るうちの事ども、おぼつかなるべきにもあらぬを、今さらにかきつけむも、めづらしからぬこゝちすれば、をりにふれ、時につけたるおほやげごとども、行末のかゝみまではなくとも、おのづから、また其世にはかくこそありけれなどやうの物語のたよりにはなりなんかし、

とか、せ給へり。天皇の御位につかせ給ひしは、文保二年にて、それより延元二年まで、廿年になれどば、其頃か、せ給ひしものによ。されど、延元元年冬は、天皇足利尊氏のために幽閉せられ給ひ、漸く花山院をのがれいで給ひて、吉野に行宮を定めさせ給ひ、征討にひまなくおはしつる頃にて、かゝる御撰などあるべくもあらねば、こは建武中興のをりに、撰び給ひしものならんか。踐祚の年より、建武の始までは十七年なれば、はた年とあるにあはねど、蓋し其概算を挙げ給ひしものなるべし。さるは、中興の政を行はせ給ふにあたりて、何くれのおきてども改め給ひ、古きにかへさせ給ひしもの尠からず、朝儀のすたれたるをも復興し給ひしもの多ければ、後の世の龜鑑とし給はん叙慮ましゝて、この年中行事などは撰ばせ給ひけむ。

御撰の條に、近頃などにて、あたりの間一間中はんにあぐる事あり、僻事なり、今の世には、本儀にまかせて、常の如くこうまろをにかく、

石清水臨時祭の條に、前二日ばかり試樂の事あり。近頃はきこえぬを、今の代には行はれける、信濃駒牽の條に、甲斐穂坂以下あまたあれども、近頃はたえたり、かひの御馬ぞこの一兩年おこしいでられける、

とあるにて、古にかへされたるさま拜察するを得べし。また

二宮大饗の條に、近頃たえれば、其儀をしるさず、大内などいできて、中宮春宮同御所ならば、さだめて行はれなんかし、

と見えたるにて、中興の始に企て給へりし大内裏造營の竣功したらんには、なほも廢絶せる公事を復興させ給はんと思しめされし御心の程、窺ひ奉るを得べし。此年中行事の世に行はれたるさまは、まづ、

園大曆觀應二年十二月の條に載せたる左大臣藤原經教の請文に、二十八日以前、參着雖不審候、先皇御沙汰御抄、粗承置候、毎事任彼趣行、更不可有子細候哉云々、又四方拜之時誦呪事、彼御抄不被註載候、江次第以下諸本註付候如何、又方事も、實說候歟、但彼御抄自子方卯午酉四方之由被註載候、依彼御抄之說之由思給候也、

とあり。「自子方卯午酉四方之由被註載候」とあるは、此年中行事に「北むきにて天を拜し、乾に

向ひて地を拜す、子の方より卯午酉四方各みな二拜なり」とある文をいへり。さてこの園大曆によるに、こは後村上天皇正平六年冬、足利義詮の降をいれ給ひて、暫く一統の政を行はせ給ひし頃なれば、翌七年正月の公事どもの評定あるにあたり、經教は、すべてこの年中行事のまゝに行はせ給ふべき由申したるなり。しばしの間、一統の御代となれば、殊更にかゝる議をおこされたるならんも、此年中行事の、最もよくととのほりたるが故にぞあるべき。なほ當時のさまを考ふるに、後醍醐天皇は、この年中行事を撰ばせ給ひし後、いく程なく、足利尊氏叛して、天皇南山にのがれ給ひしかば、此書は其まゝに京師に残されしを、此時とり出して、後村上天皇に上りしなるべし。されば親房に勅して之を清書せしめ、宸筆の奥書をそへ給ひしなり。即ち、

上卷奥書に、正平七年冬、仰入道准后、令書寫之訖、

同八年正月十日校合之、參議左近中將藤原公冬候之、

中卷奥書に、正平七年冬、仰入道准后、令書寫之訖、

同八年正月十四日校合之、參議左近中將藤原朝臣公冬候之、

下卷奥書に、正平七年冬、仰入道准后、令書寫之訖、

同八年正月十八日校合之、參議左近中將藤原朝臣公冬候之、

と見えて、七年各清書せしめられ、翌八年正月、後村上天皇、公冬を召して親ら之を校合し給ひしなり。なほ中院通秀の文明十七年の奥書にも、「抑觀應三年暫歸正平七年」被行一統之政務時被清書」と記せり。但し宸筆の正本は、其まゝ保管せられ、南北朝一統の後までも、後龜山上皇持ち傳へ給ひしなり。そは、

類従本奥書に、此年中行事者、後醍醐院製作也、此外日中行事、指圖、並臨時部在別、彼宸筆正本、鳥子料紙、無銘、只少卷物被稱御秘抄歟、然而暫所加外題也、予元來所持本、爲校合申出大覺寺殿御本正文、重加清書了、

應永十三年季夏上旬

判

と見えたり。この後、宸筆の正本はいかになりしにか、他に見えざれば詳ならず。親房の清書せし本は、日野家に傳はりし事、

同本奥書に、此一冊、如右奥書、鳥子料紙小卷物、南朝後村上御自筆奥書、北島一品入道筆三卷云々、不慮日野廣光所持之間、以件本所令校合也、相違之所少々被註付畢、彌可爲祕本者也、

于時文明十三年九月上旬候

御判

とあるにてしらるべし。今出川晴季天正十八年の奥書には、この奥書の御判を後柏原院と註したれど、下に引ける寛正五年の奥書によれば、後土御門帝の宸筆なるが如し。この後近衛政家、山

科言國等、日野廣光より親房清書の本を借りて、之を謄寫せし事、

黒川本奥書に、此一卷、本上中下三卷也、日野中納言廣光卿、密々令恩借間、書寫訖、最可極祕者哉、

時文明第十七閏三月十三日

後法興院判

前田侯爵家本奥書に、此秘記日野中納言廣光卿借用之、上中下卷等、如本奥書以下書寫者也、此本奥書後村上院御自筆云々、彌當家重寶祕藏無比類之、不可有外見者也、于時文明十七年十一月十四日書終了、

參議藤原實綱(花押)

と見えたり。然るに、この親房清書本は、明應の頃、日野氏の近隣火災ありし時、其まざれにとり失ひて、終に世に傳はらずなれり。即ち

類従本奥書に、這年中行事、申出禁裏御本、依所望、聊爾染禿筆、不可及外見、如御奥書、故亞相正本御所持者也、然去明應度、近邊火砌紛失歟、於日中行事者所相殘也、

永正十六年三月廿六日

亞相藤判

と見えたり。故亞相は廣光にして、亞相藤は其子守光なり。禁裏御本は。後土御門天皇が、廣光の所持せる親房清書の本を以て校合せしめ給ひし御本をいへり。此の如く、日野家に傳へたる親

房清書の本は亡佚したりしが、近衛政家の謄寫したるものも、黒川本に載せたる奥書に見えたる
のみにて、存亡詳ならず。山科言國の寫したる本は、

宣胤卿記に、永正十六年五月廿日、年中公事日記、後醍醐院御作、山科本也、一冊、借遣秀房朝臣、

とあると同じきものなるべく、表題に年中公事日記と記せり。この本は、元祿元年、山科家より加賀藩主前田綱紀に贈りし事、包紙に見えて、今も前田侯爵家に傳へられ、日野守光が寫したるものは、今三浦周行氏の所藏となれり。また一條兼良の所藏せし本は、其來歴詳ならねど、後花園上皇は、之によりて謄寫せしめ給ひ、其頃廢絶せる公事をば朱書にて註記し給ひ、之を後土御門天皇にまゐらせ給へり。即ち、

類従本奥書に、此秘抄、以太閤本書寫之、所進禁裏也、近代中絶公事等、大概註付之畢、

寛正第五曆無射中旬候

御判

とあり。この御判を、今出川晴季の天正十八年奥書には、「後土御門院と註したれど、所進禁裏也」と見え、無射は九月にて、後土御門天皇は、七月踐祚し給へば、こは、後花園上皇の御判なる事言を俟たず。後土御門天皇の、親房清書の本を以て校合せしめ給ひしは、蓋しこの御本なるべし。この後今出川晴季、この禁裏御本を申し出して書寫せし事、天正十八年の奥書に見えれば、こ

の御本は、其頃まで傳はりしなり。

またこの年中行事は、園大曆に見えたるが如く、早くより朝儀の参考に資せられて、一條兼良の江次第、世諺問答にも引證せられ、殊に公事根源は、専らこの書に據りたれば、事實の同じきところ、此文章の其まゝなる所多し。また後水尾天皇の

當時年中行事には、順徳院の禁秘抄、後醍醐院の假名年中行事などいひて、禁中の事かゝせ給へるものあり、寔に末の世に龜鑑なり、

と評し給へり。靈元天皇の御代には、近衛家熙に勅して、故政家自筆の本を以て、之を書寫せしめ給へり。即ち

奥書に、右一冊、依仰、以後法興院關白自筆、如形書寫之、則加奥書獻上焉、

貞享甲子歲初夏十有四

春宮大夫藤原家熙

基熙公記に、貞享元年四月十六日、壬子、午後參内、余今日假名年中行事一卷、後法興院殿御筆、再新寫一冊、依仰亞相所寫也、持參之、新寫早速獻上御喜悅之由被仰下、猶加奥書可獻之由有仰、於古本者、殊勝之物也、可令秘藏旨有御感、

など見えたり。また、紀宗恒は、此年中行事によりて、元日の節會、臺盤の事を勸進し、これに

よりて、再興せられし事、

紀宗恒本奥書に、右年中行事一冊三冊合卷也、

後醍醐天皇製作也、一條殿下冬經公御本、從去貞享元年甲子冬拜借、半寫之、同二年正月十六日、依御用事返上、又廿三日拜借、二月十日夜終書寫訖、今年元日節會、八種木菓入銀器八枚、而出御以前備供一二之御臺盤事、以此考之、申奉行園頭中將殿基勝朝臣處、勸進神妙之由、被仰下有御再興、令内膳奉膳高橋清宣調進、備供之、爲正記故也、尤以可重寶者也、

貞享二年乙丑三月十一日

御厨子所預前備前守紀宗恒書之

と見えたり。櫻町天皇の御代に行はれし新嘗祭は、此年中行事によられしにや。

八槐記、元文四年十一月廿四日の條に、主上着御天羽衣、是御湯帷也、御御湯船、顯道朝臣供三杓、

次脱御湯帷、更着御内藏寮御湯帷、入御西廂云々、是建武年中行事聖抄、神今食御湯殿儀趣歟、と見えたり。以てこの年中行事の世の寶典として尊重せられたるありさまを、推測すべきなり。

この年中行事の註釋書は、谷村光儀の略解五卷あり。享保十七年の刊本にて、世に傳はれるもの尠かりしが、先年故實叢書に收めて刊行したり。この外子が註解三卷あり。

日中行事

卯の時、主殿寮の朝きよめする事より、御湯殿の儀、石灰の壇にての御拜を始め、亥の時の下格子、殿上の名對面、夜御殿の差油に至る、禁中日々の御行事、及び毎月の月奏祭祓の事なども記させ給ひし書なり。一卷ありて、群書類從に收めたり。建武年中行事應永十三年の奥書によれば、別に指圖をもそへ給ひしなれども、今は亡佚して傳はらず。

此書の題名は、略解に「此御卷の御表題の上は、内裏、禁中、禁裏などかける本も有、又御表題の下に、後醍醐天皇と記せし本もあり、いづれも後人の書入なり」といへるが如く、内閣本には、禁省とも禁中とも題し、多田義俊本には、禁庭の二字を冠したれど、建武年中行事、應永永正の奥書、及び實隆公記などには、いづれも日中行事とのみあれば、其原名にあらざりし事は明なり。群書一覽に、「一名禁省日中行事と號す」とあるは、本朝書籍目録に、禁省日中行事一卷とあるによりてかけるなるべし。されど、本朝書籍目録は、鎌倉時代末期のものなれば、此日中行事とは同名異書にして、看聞御記に、「永享三年八月一日、禁裏へ累代之御手本權跡日中行事一卷付松枝進之」と見えたるものと同書なるべし。

此書の御撰なる事は、奥書、及び實隆公記に見えて、未だ異説を唱へしものあらず。御撰の年月

も明ならねど、建武年中行事と同じく、建武中興の際に撰ばせ給ひしものなるべし。後村上天皇の御代、足利義詮の降を入れて、一統の政を行はせ給ひしとき、北畠親房に命じて、建武年中行事三卷を清書せしめられしが、この日中行事をも清書せしめられしにや。年中行事文明十七年の奥書に、「被行一統之政務時清書、上件四卷可嗟口也」とある四卷は、年中行事三卷の外、この日中行事一卷をいへるなり。親房の清書したる建武年中行事は、其後日野家に傳へたるよし、同書文明十三年の奥書に見えたれば、この日中行事も同じく日野家に傳へたりしが、明應の頃に至りて、建武年中行事は紛失し、日中行事のみ残りし事、同書永正十六年日野守光の奥書に、「如御奥書、故亞相正本御所持者也、然去明應度近邊火砌合紛失歟、於日中行事者、所相殘也」とあり。されど、その後は、この親房手寫の日中行事も聞えざれば、いつして佚亡せしものなるべし。この外世に傳はれるは、

押小路本、及び多田義俊本の奥書に、這一帖申出親王御本令書寫畢、可遂重而校合、尤藏深底耳。

左大辨藤判

諸本奥書に、右一冊、以或人本橋本黃門筆卷物書寫之、讀合畢、有不審之事可尋決、

大永七年丁亥林鐘十一日

從三位藤資直判

とあり。親王、及び左大辨は、何人か詳ならず。橋本黃門は中納言公夏なり。

またこの日中行事によりて、禁中の儀を定められし事は、

實隆公記に、長享三年四月廿六日、甲寅、今日重經朝臣番代所參也、朝夕御膳、四位五位殿上人事、役送事、豫昨日申出之云々、日中行事一帖、假名、後醍醐院御製御膳事分明之間、備叡覽則被召置之、

とありて、朝夕御膳供進の参考とせられ、中御門天皇享保十七年には、靈元法皇の叡慮によりて、晝御座の御劍を出さるる儀を此書によりて改められ、櫻町天皇元文元年にも、此書によりて、正月元日御膳を供する儀を再興せられし事、八槐記に見えたり。この書の註解には、大石千引の略解一卷、及び予の増註あり。

臨時部

年中行事、日中行事と同じく、臨時の朝儀をか、せ給ひしものなり。建武年中行事應永十三年の奥書に、「此年中行事者、後醍醐院製作也、此外日中行事、指圖並臨時部在別とあるのみにて、他に引きたるものもな

ければ、卷數詳ならず。

後醍醐院御百首

御製の和歌百首にて、世に聞えたるもの二種あり。

一 正中二年よませ給ひしものにて、

新千載和歌集春上に、正中二年七月廿七日、うへのをのことも、題を探りて、百首の歌つかう

まつりける時、初花といへる事をよませ給うける、

後醍醐院御製

おしなべて木のめも春と見えしより花になりゆくみよしの、山

とあれど、世に傳はらず。同集に、春一首、冬一首、新拾遺和歌集に賀一首、新後拾遺和歌集に春二首、雜一首、藤葉和歌集に戀一首をのせたり。

二 續後拾遺和歌集に、「百首の歌めしけるついでに、御製」と見えたるものにて、今傳はらず。

同集に春二首、秋一首、戀一首をのせ、新千載和歌集にも、春一首、夏一首、神祇一首、雜一首、新拾遺和歌集に秋一首をのせたり。

後醍醐天皇御五十首

大覺寺にてよませ給ひし月の御製五十首なり。

續後拾遺和歌集秋下に、元亨三年八月十五日、五十首の歌めされけるついでに、

御製

ながむれば空すみわたる秋の夜の月こそ人のこゝろなりけれ
と見えたるものあれど、こも傳はらず。

後村上天皇

後村上院御百首

百首の御製和歌にて、二條爲定に見せ給ひしものなり。

新葉和歌集雜中に、百首の歌よませ給ひて、前大納言爲定の許へ遣はされける中に、

後村上院御製

哀はや浪おさまりて和歌の浦に磨ける玉を拾ふ世もかも
と見えたり。この御百首、今は散逸して、新葉和歌集に載せたるものは、春二首、秋二首、冬三

首、戀三首、雜九首あり。

年中行事御百首

群臣に年中行事の題を賜ひて、百首の歌をよましめ給ひし時の御製なり。

新葉和歌集雜上に、年中行事を題にて、人々百首の歌つかうまつりけるついでに、朝拜の心を、

後村上院御製

高御座とばかりかゝけて榎原の宮の昔もしるきはるかな

とありて、此外、臨時客、御燈、賀茂祭、春日祭、日吉祭、献醴酒、牽穂坂馬、豊明節會等の御製をのせたり。

長慶天皇

仙源抄

源氏物語の難語を伊呂波に類別し給ひ、水原抄、紫明抄、原中最秘抄等の古注を参考し給ひて、
解釋を附し給ひしものなり。

長慶天皇 後村上天皇

跋文に、弘和の始の年三のあまりの折々、ながき夜のつれづれも慰めがたく侍りしまゝに、光源氏の物語をとりて見るに、おぼつかなき事ども多かりしかば、古き釋どもを尋ね見侍るに、いづれも簡要はすくなく、枝葉は多し、又同釋ども所々にありて、開き見るに煩あり、これによりて、水原抄五十餘卷、紫明抄十二卷、原中最秘抄二卷の中、古人の解釋より始めて、句をきり聲をさすに至るまで、一ふしある事を残さず、又定家卿が自筆本に比較して、相違の事を勘へて、同文字なる詞をいろはの次第に集調て見れば、六十餘卷、たゞ一帖につままり、文字のついでを尋ねれば、掌をさすが如し、異なるふしもそはねば、あなかに秘すべきにあらざれども、沙をひらきて金を拾へば、その數をつくす事難し、といふたとへを思へば、容易く人に見せん事、彼抄物の作者の本意に背く方も可侍にや、其上、愚なる心にかゝと覺ゆる事をさへ書付侍りぬ、憚多きやうなれど、もとより此物語に、始めてとり向はん物の、先賢の注釋なとをも見とく事かなはざらん人の爲にと思ひて、如此めやすにしるし侍れば、これにつけて、一の了見のたよりにもなり侍らんかしてとて、とめずなりぬるなり、彼抄にのせざる事は、たましく思ひえたる事も、しるし付くるにあたはず、抑文字つかひの事、此物語をさたせんにつきては、心うべき事なれば、ついでに申侍べし、○下略

と記し給ひて、次に漢字のみならず、和字にも平上去の三聲あるよしを詳悉に論じ給へり。三のあまりは、冬、夜、雨の三餘をいふ。御考説をば、特に愚案として記し給ひ、且つ處々に延元の宸筆、舊院御勸など、註し給ひて、後醍醐後村上兩帝、及び新待賢門院の御考説をも掲げ給へり。但し群書類從に收めたるものと、寫本とは、異同少からず。卷數も類從本は二卷としたれど、寫本はいづれも一卷とし、應永以下の奥書、及び本朝書籍目錄外錄なども、皆一卷としたり。此御抄の書名、もとはなかりしにや。畹雲^{花山院長親}の奥書には、たゞ抄と記し、圖書寮の所藏本、及び中院本には、書名をあげず。寫本にも、卷の始に「いろは」と記し、類從本にも、卷首に「源氏物語色葉聞書事」と註したり。仙源抄とは、いつの頃より、何人の名づけたるにか、畹雲の手寫本に、仙源抄とありしよしなれば、古くより定まれる名にて、實隆公記、岷江入楚にも、仙源抄と記せり。仙源抄とは、

南山巡狩録に、檢校が説には、仙源抄と題せしことは、仙洞の源氏物語の抄といへるを略して、仙源抄と題せしならんといへり、さもあるべし、と記せるが如く、畹雲などの名づけしものならんか。

この御抄の著者に就いては、古へより、異説あり。或は花山院家賢の撰ならんといひ、或は其子

畊雲の著なりといへり。今これ等の諸説を列ねて後、御撰なるよしを辨すべし。
まづ花山院家賢の撰といへるは、偃月宗高の、

明應三年の奥書に、作者事不分明、若妙香寺内府家賢畊雲父にやとおぼゆ

とあり。偃月宗高は、いかなる人か詳ならず。こは別に其理由を擧げざれば、詳ならねど、たしかなる根拠ありしものにあらざるべく、一の推測に過ぎざるべし。家賢は、正平廿一年薨去せし事、新葉和歌集哀傷部にて明なれば、此仙源抄のなりし弘和元年は、それより十六年以後なり。されば、其説の誤れる事いふを俟たず。蓋し此御抄は、家賢の子畊雲の謄寫に係るもの世に傳はり。殊に記者不詳の應永三年の奥書に、「先人の遺毫にて、此御草本のありける」と見えたるによりて、直に其父家賢の著と推定したるものなるべし。

次に畊雲の著としたるは、中院通勝の

岷江入楚に、仙源抄 畊雲作 イロハニ分之、

と見えたり。畊雲は長親の法名なり。この後、林道春の野槌を始め、本朝書籍目錄外録、扶桑拾葉集、國朝書目、群書一覽等、いづれも畊雲の著としたるは、岷江入楚の説をうけつぎたるものか、抑岷江入楚著者中院通勝が、畊雲の作とせるは、其典據詳ならねど、今通勝の所藏に係りし

この御抄の奥書を檢するに、

山水のその源をきよめてぞちゝの流れもにござりけり

畊雲散人跋

右一帖者、借請中院前内府通秀公、本畊雲自筆、仰右大辨宰相元長朝臣令書寫之、但遅々件本忿之間、奥十二枚予書之、

于時文明十八年菊月廿二日終功訖

按察使藤原親長

此抄號仙源抄、雖令所持、不知彼自筆、而右之奥書之本、不慮電覽之次、奥書之分令書寫了、眞筆之條尤無疑者也、

于時天正二年甲戌仲冬下十候記之

左中將源判

とあり。左中將は即ち通勝にて、通秀はその高祖父なり。通勝の奥書には、岷江入楚と同じく畊雲作とあれど、甘露寺親長の奥書には、畊雲自筆とのみありて、其著作なる事を明記せざれば、明ならず但し山水の跋歌のさまにては、畊雲の著なるが如しと雖ども、この跋歌は、

塙本及び家藏本奥書には、此鈔者、長慶院法皇聖製也、源氏物語五十四帖中秘訣、只此一冊中究而盡矣、可謂簡而要哉、今依台命拭老眼繕寫之畢、因詠一首、以擬跋云々、

長慶天皇

二〇九

山水のその源をきよめてぞちの流もにござりけり

畊雲散人明魏誌

とあり。畊雲が將軍義持の命によりて、清書せし時に添へたるものなれば、中院本は、畊雲が別に一本を寫して、この歌のみを附したるなるべし。況や、其奥書に「長慶院法皇聖製也」と記したるにて推知すべし。應永三年の奥書に「先人の遺毫にて、此御草本ありければ」とあるによれば、この書の著者は、應永の始の頃、既に世を去りし事は明なり。然るに畊雲は、この後永く生存し、永享元年七月に至りて薨せし事、薩戒記に見えれば、また以て其著作ならぬ事を證すべし。中院通勝が、畊雲を以て著者に擬したるは、同家の本には、御撰なるよしの奥書なく、畊雲の跋歌のみあげたるによりて謬りしものなるべし。

此の如く、この御抄は、家賢の著にもあらず、畊雲の作にもあらねど、また御撰とするに就いても疑義を懐くものあり。まづ大草公弼は、

南山巡狩録に、再び考ふるに、長慶院の御事、かばかりの御さいありし事をきかず、殊に當時亂世にして、書に乏しく、長慶院は後村上院と御中よからずして、太子より太上天皇とならせ給ひ、此時にあたりて、所々の山住なし給ひながら、これ程の著述あらんやう、いといぶかし

きことなり、右大將長親卿は、父祖より學才のきこえもおほし、後には、宗良親王にもしたがひ給へる人なり、さらば、長慶院の御作にや、長親卿の著述にや、いまだいかにともさだめがたし、といへり。されど、この天皇の和歌物語などに御心をそゝがせ給ひて、御才學のすぐれさせ給ひし事は、天授元年、群臣と五百番歌合を行はせ給ひ、二年、春宮、及び宗良親王以下と千首の和歌をよませ給ひ、且源氏物語を題としてよませ給ひし御製、新葉和歌集に見えたり。且つこの御抄には、後醍醐、後村上兩帝の御考説を掲げられたれば、これによりて、歷朝源氏物語を好ませ給ひし御有様を拜察するを得べく、南山は僻趣の地なれど、水原紫明等の諸抄に事缺かせ給ふべしとも覺えず。もし書に乏しとて、御撰の事を不可能とせば、畊雲とても同じさまなり。されば、これを以て、御撰ならずとせんは、妥當なりといふべからず。次に牧園豬は、

行在或間に、右大將藤原長親跋仙源抄曰、此抄者長慶院法皇聖製云々、諸書記、此抄長親之所撰也、余以爲其必然矣、今竊推長親之意、宗良親王撰新葉集、一切不載長慶院法皇、於其法皇有遺憾焉、故舉已所撰之抄讓於法皇、使法皇可傳於後代也矣、長親居其父内府之喪、爲服三年、又服後村上之喪、忠孝之厚一時無比、其意必不遺法皇矣、

といへり。畊雲が自著を以て、長慶天皇に譲り奉りしよし論じたれど、素よりよるべき徵證もな

く、一の臆説に過ぎず。殊に新葉和歌集は、富岡本の奥書によれば、この御代に撰ばれしものにて、あまたの御製を入れられたれば、この説の信するに足らざるを知るべし。さても、この御抄の御撰なる事は、上に引ける畊雲の奥書に、「此鈔者長慶院法皇聖製也」と記せしを以て最も有力なる徴證とすべく、此外、

圖書寮所藏本奥書に、應永三年二月十七日、以先皇御草本、如形遂清書之功、

求法沙門判

とある、「先皇之御草本」の文を以て、之を證明するを得べし。且つ長慶天皇は、應永元年、崩御ありし事、大乘院日記目録に見え、後龜山天皇は、應永三十一年崩御ありし事、滿濟准后記に見えたり。先皇は長慶天皇におはしし事明なれば、その御撰なる事疑なかるべし。

此御抄は、諸本互に詳略異同ありて、一様ならず、蓋し弘和元年に撰ばせ給ひし後、幾たびも稿を改め給ひしなるべく、諸本に異同あるは、初稿再稿等、各草本のまゝを清書したるが故にて、中には、後より補入せしものもあるべし。宸筆の正本ははやく亡佚したれば、詳ならねど、今諸本の奥書によりて、この御抄の來歴を考ふるに、大凡左の四種あり。

一 上に引ける圖書寮所藏本奥書に、應永三年二月十七日、求法沙門の先皇御草本を以て清書せ

しよし見えたり。先皇といひ、沙門とあれば、佛門に入り給ひし皇子なるべし。皇子の中、佛門に入り給ひしは、尊聖行悟の兩僧正、及び海門和尚なれば、いづれとも定めかたし。されど、ひたふるの項に、「行悟云」と見えれば、清書の際、其考説を記入せられたるものなるべく、これによれば、この本を清書せられたるは、蓋し行悟僧正ならんか。

二 圖書寮本、塙本、家藏本奥書に、

應永第三のきさらぎの末つかた、柴の庵のしばしの徒然もやなくさむとて、ふる反古ひらき見
るついでに、先人の遺毫にて、この御草本ありけり、かたの如く、清書の心さしをのふ、定め
て筆のあやまりも、心えの僻ごともがるまじう侍らん、なれど、さのみためらはん事は、
かやうにえらびおかれたる御心ぞへも無になる心ちして、おのが及ばざらんことを知らずなり
ぬるは、後の人のあざけりくさもかこつかたなかるべけれども、一たびは、この一帖の撰せら
れたるさまのたへなる事を思ひ、一たびは、彼物語のおぼつかなさをもはれんが爲に、うちお
かすなりぬるは、まめやかに、空おそろしう侍れども、此まよひたふるにしみのすになさんこ
とは、ねんなくこそ、

と見えたり。「先人の遺毫にて、此御草本ありけり」とあるによれば、御撰にはあらで、ただ人の

著作なるが如く見ゆれど、こはわざと先人と記されしものならんか。上に擧げたる求法沙門が、先皇の御草本を以て清書せしものも、應永三年二月とあり。この奥書も、應永三のきさらぎと見え、同じく沙門の清書せるよしなれば、同一のものゝ如しと雖ども、一は二月十七日に清書功を遂げられたるに、これは同月の末つかたより、清書を始められたれば、別本なること言を俟たざるなり。もし前掲の本を以て、行悟僧正の清書せられしものとせば、こは尊聖僧正、海門和尚いづれかの御本なるべし。

三 畊雲の手寫せしものにて、二部あり。前に擧げたる二本以外の御草本によりて、寫せしもの如し。

甲 將軍足利義持の命によりて、清書せしものなり。上に掲げたる塙本、家藏本の奥書に見えて、「山水のその源を」の歌一首をそへて跋としたり。こは、足利將軍家にて累代襲藏せしものならんも、後のものに見えざれば、應仁の兵火などに罹りしものなるべし。

乙 奥書なく、山水の歌のみを以て跋とせり。いかなる故か、古くより中院家に傳はれり。文明十八年九月、甘露寺親長、中院通秀よりこれを借覽し、其子元長をして一本を書寫せしめ、天正二年、通秀の玄孫通勝、親長の本によりて、奥書をそへたるよし、中院本奥書に見えたり。

此本の世に流布せしさまは、まづ、

實隆公記に、文明十八年十二月九日、庚申、仙原抄、借請都護卿立筆、

十九年七月九日、仙原抄一帖終切、

とある都護は、按察使親長なれば、親長の本によりて寫したるものなり。この本はいかになりしにか、天文十四年二月、山科言繼より、實隆筆の源氏物語色葉抄を佐々木義賢に贈りし事、言繼卿記に見えたり。蓋し色葉抄はこの御抄にして、實隆曾てこれを山科氏に贈りしものならんか。また富小路資直は、曾て一本を藏せしが、紛失せしを以て、甘露寺元長一本を贖寫して、之に贈れり。

谷森本奥書に、此抄、所持之本紛失之處、甘露寺前元長亞相卿書寫之與予給、即刻遂一校者也、

昔永正十八年辛巳孟夏二十日

從四位上藤原資直

右一冊者、亡父相傳雖爲祕抄、或仁依懇望許一覽、被遂書寫之功、嚴命難辭之條、加一校、大抵落字之誤無之者歟、深可禁他見而已、

于時弘治元年乙卯黃鐘十四日書寫了

刑部卿藤原氏直

權僧正眞淳

と見えたり。氏直は資直の子なり。權僧正眞淳はいかなる人か詳ならず。次は、白川雅朝王が、中院本を借りて、謄寫せしものにて、畹雲自筆本の用紙、紙數、行數等を記して末尾に附せり。即ち、

東京帝國大學圖書館本奥書に、這一冊、借白川三品本、故二位雅朝卿筆中院所持畹雲自筆本之寫也終書功之後、今正本於前黃門通純卿懇望清濁朱點以下詳校合訖、

正保三丙戌曆孟夏廿八日

諫議大夫藤原(花押)

畹雲自筆本

烏子白紙、四半切、縦七寸三分横五寸二分許、紙數墨附六十八枚四行行數如右多六行所有外題仙源鈔、同自筆

諫議大夫は參議の唐名なれども、當時藤原氏にして、參議たるもの數人あれば、明ならず、この奥書によりて、其頃まで畹雲の手寫に係る仙原抄の世に傳はりし事は明なれど、今はいかになりしにか詳ならず。

四 蓮心院より九條政基に贈りしものなり、

家藏本奥書に、右件一冊者以慈眼院殿御本、遂書寫者也、故蓮心院進上之云々、次作者事不分

明、若妙香寺内府家賢公畹雲父云にや、とおぼゆ、專當家之以釋義肝要とせられたり、雖然、當世之本には、かなづかひ、詞のよみくせなど相違、又なき詞もあり、其謂は、昔五條三品、京極黃門並源行親行等申合用捨しあらためおかる、事どもおほし、これをひらき見ん人、不審をなす事なかれ、

明應三年初夏日

春秋六十歲四 桑門偃月宗高判

とあり。慈眼院は九條政基なれど、蓮心院及び偃月宗高は詳ならず。蓮心院はいつれの本によりて寫し、ものか、その傳來明ならず。

かくの如く、諸本の奥書によれば、この御抄は、應永三年に、二皇子の清書せられしもの、畹雲院が、將軍義持の命によりて謄寫せしもの、及び別に跋歌のみそへしもの、蓮心院の所藏せしもの等ありしが、今世に傳はれるもの、うち管見に入りたるは、群書類從に收めたるもの、外、七部あり。即ち圖書寮本二部、及び内閣本、東京帝國大學圖書館本、谷森本、埴本、家藏本にして、いづれも寫本なり。これ等諸本の奥書は、既に處々に引證したれど、本によりて有無同じからざれば、便宜のため、其標目を掲げて、これを示す事左の如し。但し、表中一の符を附したるものは、奥書あるものにて、其他はこれを載せざるものなり。

	圖書寮本	同一本	内閣本	東京大學本	谷森本	塙本	家藏本	類從本
弘和御奥書								
應永三年求法沙門奥書								
應永三年假名奥書								
花山院長親奥書								
同歌								
文明十八年甘露寺親長奥書								
明應三年偃月宗高奥書								
永正十八年藤原資直奥書								
弘治元年同氏直奥書								
天正二年中院通勝奥書								
正保三年諫議大夫藤原奥書								

元來古書の奥書には、別本に載せたる奥書を以て、後より寫しそへたる例尠からず。其中には、「本云」など記したるもあれど、何とも記さざるもの多ければ、此御抄諸本の奥書にも、他の本に載せたるものを殊更に寫しそへたるものあるべし。即ち圖書寮所藏一本にのせたる應永三年求法

沙門の奥書と、同年假名の奥書との如きは、いづれか別本によりて寫しそへたるものなるべく、塙本、家藏本に、同假名の奥書と、畹雲の奥書とを併載したるもまたこの類なり。故にこれ等の諸本は、唯奥書のみを以て、その傳來を定めん事は妥當にあらざれば、今その内容に就いて之を檢するに、諸本互に語彙の異同あり。甲に載せたるも、乙には省かれ、丙丁にあれど、戊巳に見えざる類尠しとせず。其解釋の如きも、詳略精疎一ならざるものあり。殊に差違尤も多く、殆ど同名異書の觀あるものを類從本とす。まづ寫本のみを以て對照比較するに、七部の中、圖書寮本、内閣本、東京帝國大學圖書館本、谷森本の四部は、語彙の異同二三あるのみなれば、其系統を一にせるものなる事は疑なかるべし。この四部の中大學圖書館本は、更に中院家に傳へたる畹雲自筆の本を以て對校し、剩へ同自筆本の紙質、寸法、紙數、行數をも明細に掲げれば、その内容は殆ど同自筆本と同じきものなり。同本に載せたる語彙は、千六にして、この中、欄外、及びイロハ等の標目の下に記入したるもの四十一あり。こは畹雲の追記せしものなりや、後人の加筆せしものなりや、畹雲自筆の原本によりて、鑑別するにあらざれば、判定し難しと雖ども、蓋しそのさま原本のまゝにあらねば、別本を以て補寫せしものなるべし。また圖書寮一本は、語數九百四十一、塙本は九百三十、家藏本は九百九あり。これを、東京帝國大學圖書館本と對照するに、諸

本の中、語彙の同じきものは八百七十九にして、同図書館本に載せて、諸本にもれたるもの三十八あれど、諸本にありて、同図書館本になきものは僅に三のみ。また同図書館本、及び家藏本にありて、圖書寮一本、及び塙本になきもの十八、諸本にありて、家藏本にのみなきもの三十八、塙本にのみなきもの八、圖書寮一本にのみなきもの二あり。之によれば、圖書寮一本と、塙本とは、稍其系統を一にせるものゝ如し。なほ寫本七部を類別すれば、中院家傳來の畹雲自筆本の系統に屬するものと、圖書寮一本と同系なるものと、家藏本との三種となすを得べし。但し、東京帝國大學圖書館本の追記にかゝる語彙四十一の中、二十六は、諸本に掲げざれば、この他の別本によりて補ひしものなるべし。かくの如く、寫本七部は、三種に類別するを得れども、其系統の明なるものは。中院本のみにて、他の二種は其來歴を詳ならず。

次に類從本は、語彙千四百三十五あり。この中寫本七部と同語なるもの七百餘、二三部と同語なるもの四十ばかりあれど、殆ど其半數は、寫本に載せざるところなり。されど寫本にありて、類從本になきものもまた頗る多し。即ち圖書寮一本に百八十一、東京帝國大學圖書館本に二百八、塙本に百八十七、家藏本に百七十一あり。注釋も、寫本と詳略あれど、概ね簡にして、寫本に掲げたる延元宸筆、舊院御勘等の文字を悉く除き、愚案の二字をさへ除きたるところ多く、且つ

注釋の文を寫本と對照するに、甚しき錯誤あるもの尠からず。其一例を擧ぐれば左の如し。
りよの歌いとかうしもあはぬ。

呂、定本ニハ、律ト有、呂ノ歌勿論也、律ハカウシモアハヌ也、此説用ヘシ、(類從本)

愚案、定本には律とあり、それに付て、延元宸筆にて、梅か枝此殿は呂歌勿論也、律はかうしもあはぬを、呂にてよくあひたるといへる也、と註し付させ給へり、此説を可用也。○下略

(寫本)

の類なり。中には、寫本と異なりたる註釋を付したるものあれば、類從本は、後人が改刪増補せしものにて、中には、類字源語抄などによりて、補ひたる處もあるが如し。さては何人の手になりしものなりや、詳ならねど、天正元年の奥書あれば、それより以前のものはりしは明なり。之を要するに、この御抄は弘和の初に書かせ給ひしものなれど、幾たびも稿を改め給ひしものにて、後の人初稿再稿等各御草本のまゝを清書し、或は別本によりて追記せしがために、諸本各異同ありしものなるべし。

仙源抄の中より抄出せしものにて、一卷あり。續群書類從に收めたる類字源語抄の後に附せり。

奥書に、右目安抄出、類字に所無之詞書求之、爲首尾一卷處也。

文明十一年霜月廿九日書之

法眼紹永

と記し、外に明應庚申の奥書をそへたり。蓋し、類字源語抄に載せざる語彙をば、仙源抄より抄録して補ひたるものなるべし。

長慶院御千首

天授二年、春宮、及び宗良親王、教頼、師兼、經高、長親等と共によませ給ひし千首の御製和歌なり。部立は、春二百首、夏百首、秋二百首、冬百首、戀二百首、雜二百首なり。

耕雲千首元中六年奥書に、天授二曆、長慶院殿 大覺寺殿仙洞、並當今、以此題令詠御、于時愚身、並故二條前關

白教頼、左大將師兼卿、于時春宮太夫、別當經高卿等、可詠之由同有勅命、畧○下

宗良親王千首跋に、天授二年夏の末つかた、山風もしつかにふきて、しげき梢も枝をならさず、日ぐらしの聲ものどかに聞えて、大宮人もいとまある頃なればにや、内春宮二御かた、千首御歌あそばさるべしとて、關白などを始めとして、面々おなじ題にて、歌奉るべきよし仰事ありしかども、いさゝかさはる事はべりて、のがれ申侍りき、略○下

と見えたり。從來これを後龜山天皇の御製としたりしが、近來耕雲千首の奥書發見せられ、八代國治氏の長慶天皇御即位に就ての研究發表せられたるによりて、長慶天皇の御製なる事明になれり。この御製は、今亡佚して傳はらず、後人の拔書せるもの二百四首あり、また新葉和歌集に、春三首、夏秋雜各二首、冬神祇釋教戀哀傷各一首、及び宗良親王千首に六首掲げられたり。

御製首千拔書

御製千首を拔書せるものにて、一卷あり。收むる所、春三十四首、夏十四首、秋三十九首、冬二十首、戀二十首、雜五十七首、併せて二百四首あり。何人の抄録せるものにか詳ならず。

奥書に、享徳元年秋之中旬、右筆本ノマ、ニウツス誌焉

筆主□□廿歳

南朝三代御製歟

天正六年卯月十四日、以新葉集、昨日引合所見、南帝第三代御製千首之内拔書、奉號後龜山院云々、

法印眞性

と見えて、後花園天皇の享徳以前に、拔書せしものなり。法印眞性は、之を後龜山天皇としたれど、耕雲千首の奥書、宗良親王千首跋等によれば、この天皇の御製なる事明なり。この書は、仁和寺心蓮院の所藏なるを、眞光院教助僧正より借りて寫したるよし、谷森種松氏の奥書あり。

後龜山天皇

後龜山院御千首

天授二年、長慶天皇、宗良親王、及び關白教頼等と共によませ給ひし千首の御製和歌なり、部立は、長慶院千首に同じ。上に引ける宗良親王千首跋に春宮と見え、元中六年耕雲千首跋に、大雲寺殿當今と記せり。されど、今は世に傳はらず、宗良親王千首に、春宮御歌として六首引き給へるのみ。

光嚴天皇

光嚴院御記

御日記なり。記録便覽、史籍年表には、正慶元年にかけ、家記書目備考には、「元弘二年の宸記也」記せり。今傳はれるは、

元弘二年正月の御記

一卷

同年五月の光嚴院御記象牧馬事

一卷

あるも、正月の御記は、一日、二日の朝儀を記し給ひ、五月の御記は、二日、十三日、十四日に

して、琵琶の名器玄象牧馬を弾じ給ひし事を記し給へり。其他、御即位部類、西三條裝束抄に引けるものに、元弘二年二月三月、及び正慶元年正月の御記あり。また、

光明院御記に、曆應五年六月一日、壬寅、春宮依永福門院御事、可有三月御服云々、今夜令除服給、緯爲邂逅之儀也、奉行宮司權大進泰成未練之間、自院注給元德^{上皇在坊之時也、依芝禪門院}、有御除服事、同今度之儀、御記、以是便宜事奉扶持、且權中納言藤原朝臣、實祖候者委細可仰合之由有仰、仍以件御記^{上皇}也、御記合藤原朝臣作次第、

とあれば、元徳の頃より、記させ給ひしなり。正慶以後に至りても、書き續けさせ給ひしにや。徴すべきものなければ詳ならず。

光嚴院百首

百首の御製和歌にて、二種あり。

一 貞和二年、廷臣と共によませ給ひしものなり、今傳はらず。勅撰集に引けるは、新後拾遺和歌集に、夏一首、雜秋一首、羈旅一首、雜一首、新拾遺和歌集に、戀一首、神祇一首、新續古今和歌集に、夏一首。冬一首あり。

後龜山天皇 光嚴天皇

二 御製の年月詳ならざるものなり。こも傳はらず。勅撰集に引けるは、風雅和歌集に、春四首、秋三首、戀五首、神祇一首、新千載和歌集に、雜一首をのせたるのみ。

風雅和歌集

續後拾遺和歌集について撰ばせ給ひし和歌の集にて。二十卷あり。部立は、春^上、中、夏、秋^上、中、冬、戀^{自一}、雜^{至五}、中、釋教、神祇、賀にて、歌數二千二百十首を收められたり。光明天皇貞和二年十一月、まづ春部成りしを以て、竟宴を行はせられしなり。この集は

勅撰目錄に、風雅集、花園院、康永三、貞和二十九御自撰、公藤卿、爲秀朝臣、爲基入道等如校合事被召仕云々、

拾芥抄に、風雅集二十卷、萩原法皇御自撰之、于時貞和二年丙戌十一月九日、被行竟宴之、我朝行竟宴例、新古今元久二年四月被行、文永二年續古今竟宴、有第三箇度云々、有序、^{眞名}法皇、清書青蓮院入道二品親王尊圓、

と見えて、世には、之を花園法皇の御撰としたり。されど、

園大曆に、貞和元年四月十七日、今日雜訴沙汰有催、仍未刻參院、^{烏帽、直衣、綾袖、如常、○中略}其次、勅撰事、

人々詠歌有付賜事者可令奏、今度爲御自撰之間、不可有撰者之儀歟、

とありて、當時院中にて政務をきこしめしたるは、光嚴上皇にましましたれば、參院といへるは、光嚴上皇の御所持明院をさしたるものなり。かゞれば、園大曆に、「爲御自撰之間」といへるは、同上皇御自撰の意なる事明なり。且つ貞和二年十一月九日竟宴のをりには、光嚴上皇出御あらせられ、御製を下されし事、園大曆に見えたれど、花園法皇は、出御の事なきのみならず、御出詠なかりしにても、之を證すべし。なほ、

和文の序に、そもくむかしは、あまつ日つぎをうけて、もよしきのうち、しげきことわざにまぎれすぐしを、いまはちりの外、はこやの山しづかなるすまひをしめながら、なほ天の下萬の政をききて、つとに起き、夜はにいぬるいとまなし、しかるを、此頃、八の^庭搥亂れし塵もをさまりて、野飼の駒もとりつながら、よもの海あかりし波も静まりて、船わたしする貢物たえずなりにければ、萬の道の衰へ、よものことわざのすたるを歎く、これによりて、元久の昔の跡を尋ねて、古き新しきことば、目につき心にかなふを撰び集めて、二十まきとせり。なづけて風雅集といふ。

とありて、當時院中の政しげくおはして、御暇なき御ありさまなるを以ても推知すべし。但し和

漢の序文は、花園法皇の宸作にして、尊圓親王の清書し給ひし事も、園大曆にも見えなければ、蓋しこれによりて、直に法皇の御自撰なりと定めたるにはあらずか。

光明天皇

光明院御記

御日記なり。記録便覽、史籍年表には、建武三年の條に收めたり。歴代殘闕日記に收録せるは、建武四年十二月御即位御記、康永三年十月持明院行幸御記、貞和四年九月院宮行幸御記あり。御即位御記は、御即位部類に引きたるもの、行幸御記は諸記纂に收めたるものなり。この外、曆應元年十月の大嘗會御禊行幸御記、及び康永元正、三、六、八、九、十、十二、四四、五、六、貞和五年十二月御記あり。

塵影錄

光嚴光明兩代の御記をあはせたる稱にて、御記惣目錄に、塵影錄光嚴院、光明院御記と見えたり。

光明院御百首

貞和二年、廷臣と共に、よませ給ひし百首の御製和歌なり。新拾遺和歌集戀に一首のせたるのみにて、今傳はらず。

崇光天皇

崇光院御記

御日記なり。また崇曆ともいふよし、御記惣目錄、國朝書目に見えたり。記録便覽に、延文元、同三、貞和五の御記を掲げ、史籍年表には、延文三年を正月、二月、八月とし、貞治五年を十二月としたり。今世に傳はりたるは、

花御所御移徙御記貞治七年

一卷

奥書に、花御所移徙之儀崇曆御記、三ヶ日之儀寫之、

永享七年九月廿三日

あるのみ、この御記はやくより、抄録せしものありしなり。この外、琵琶御傳授部類記、西三條裝束抄に、貞應二五、延文元十、三八、貞和五十二、永徳元九、三正、等の御記を引き、看聞日記に、銀聖天オメキ佛の事、この御記に詳記せられたるよし見えたり。

崇光院御製

御製の御歌なり。今傳はらず。

看聞日記に、永享六年七月十九日、飛鳥井ニ詠歌遣、崇光院御製、百餘首 大通院御詠、三百首 撰進、爲令入撰集也、源宰相爲使遣之、と見えたり。撰集は、新續古今和歌集の事なるべし。

崇光院御百首

百首の御製和歌なり。今傳はらず。新後拾遺和歌集に、戀五首、雜二首を載せたるのみ。

後光嚴天皇

後光嚴院御記

日記なり。卷數、及び年月等詳ならず。史籍年表、及び家記書目備考に、貞治四年七月の御記を載せたり。今世に傳はれるものは二卷あり。即ち、

諒闇終記 貞和四年七月

一卷

光嚴法皇崩御の後、諒闇の竟によりて、大祓等を修せられし事を記し給へり。續群書類從に收めて、

奥書に、此御記、以三條西本書寫、

于時天文五年正月廿一日、

と見えたり。三條西本は、實隆所藏の本なれど、この奥書は、何人の記せしものか詳ならず。

三條西本の來歴は、

實隆公記に、大永七年三月九日丙戌、招廣橋勸一盞、二獻、諒闇終後光嚴院宸記持參、一見殊勝、彼終之儀可申沙汰之由、強有催、

と見えれば、蓋し廣橋兼秀の本を以て、書寫せしものなるべし。

應安三年四年御記

滋野井及び柳原家の藏本にして、一卷あり。始に「應安三年、自八月一日、至十二月晦日、」とあれど、八月は十九日のみ。九月は十七日、三十日の外、別に二日より、廿七日まであり。十月も、一日、五日、兩日のみ。十一月も、十五日までにて、十六日以下及び十二月は缺けたり。同四年も、二月の御記にして、僅に廿四、廿九、兩日あるのみ。

後光嚴天皇

二三一

應安三年の御記は、天皇御讓國の風聞あるによりて、持明院流の御正嫡にまします崇光上皇より、榮仁親王御繼嗣の事を御交渉ありし時の顛末を記し給ひ、應安四年の御記は、御讓國、及び皇太子緒仁親王の御元服に關する事のみ記し給へり。いづれも、完きものにあらず。抄本なる事は疑なかるべし。

柳原本御書には、此御記、以禁裏御本、後光嚴院宸筆、書寫之、

長祿三年二月十八日終功了、

按察使親長

とありて、宸筆とあれば、この御記を記し給ひしもの、更に披書し給ひしものゝ如し、されど、卷始に、「表紙云、春秋廿四」とありて、次に「所註前後錯亂不通、追加覆勘可修脱落、但非身後之所用、早可成灰燼耳、」と見えたり。後光嚴院天皇は、此年の寶算三十三歳にましませば、春秋廿四とあるにあはず。随つて、其御抄録にあらざる事も明瞭せり。こは、後圓融天皇御讓位の際、崇光上皇より、またも御交渉あらんかと思して、先蹤をたづね給はんが爲に、書きぬかせ給ひしものならんか。後圓融天皇の御讓位は、永徳二年にて、寶算廿四にならせ給へばなり。

にして、その年紀は貞和四七、應安三八、九、十、四二、等なり。

後光嚴院御百首

延文二年、關白良基等三十三人と共に、よませ給ひし御製の和歌百首なり。部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀二十首、雜十五首にて、延文百首の中にあり。但し、實隆公記に、文明十年四月十九日、晝間、自禁裏御双紙銘三、後光嚴院御百首、唐結連珠、合璧集上下、大和トダ、可□□上之由有□□書則染筆書進上了、とあるは、この御百首にや。或は此外によませ給ひし百首御製にや、詳ならず。

後圓融天皇

後圓融院御記

御日記なり。また田記とも稱するよし、建内記に見えて、記録便覽、史籍年表等に、之を應安元年の條に掲げたり。今傳はれるは、永徳元九、十一、二、三、四、正、三、四、十二、十一、の御記あり。應安元年の御記は典據明ならず。此外、後小松天皇の御即位日神祕事に、「愚身登壇、永徳幼稚之往昔雖不分明、應安之御記揭焉」とあるによれば、應安四年三月御即位の御記ありし事明なり。なほ此御記の事

は、

建内記に、永享十一年二月二日、次依召參御前、御學問所、被預置淨華院御文書内、御記一合ツ
ツ次第々々可被御覽也、以何先可被御覽之由被仰下也、延喜天曆御記已下、次第々々可有叙覽
歟、但近代之義、先爲大切歟、先後圓融院御記、被號叙覽可宜哉之由申入了、雜々御櫃内有混
亂之御文書、被申類之條、可然由以次申入了、

とあり。淨華院は、向阿の開基にして、二條萬里小路にありし事、後愚昧記に見えたり。後、土
御門烏丸に移り、また京極土御門北に移りし事、山城名勝志に見えたり。

後圓融院御百首

百首の御製和歌にて、二種あり。

- 一 永和二年よませ給ひしものなり。新續古今和歌集賀に一首收めたるのみにて、今傳はらず。
- 二 その年紀詳ならず。新拾遺和歌集に、夏一首、秋三首、冬二首を收めたり。こも世に傳はら
ず。

後小松天皇

後小松院御記

御日記なり。宸筆の正本は、火災によりて亡佚せしよしなれば、其年月卷數等詳ならず。そは、
薩戒記に、應永三十二年十一月六日辛丑、依番參院、有御連歌事、後御盃被献、此間有種々御雜
談、被仰云、我御在位年久、仍禁中諸事隨分被再興云々、而逐日零落所歎思食也、細々雜事等、
皆以女房致沙汰、仍不能記錄、後人不可知故實、仍如形令記錄御之處、度々火事紛失了、其後
如院中公事、雖可令記御、以前御記等已無其跡形、於于今、無詮之由思食、不能其儀者、
とあり。これによれば、宸翰を染めさせ給ひし御記は、政務の參照に資すべきもの多ければ、最も
尊重すべきものなりけんを。今世に傳はれるは、白川忠資王の抄録にかゝる應永五年、同七年の
御記數條に過ぎず。但し伏見宮御記録目錄に、「後小松院天皇宸筆、應永五年、自五月十八日、一通
とあるは、之を熟讀するに、其さま卿相の筆録せしものにして、宸記にあらざる事明なれば、何
人かの日記を寫させ給ひしものなるべし。

後小松院御記拔書

御日記を抄録せしものなり、歴代殘闕日記に收めたり。始に日次御記十卷之内、神祇伯從三位實忠王とありて、應永五年、

此卷有節會夜正月元日、十一月廿一日、應永七年私記、十二月五日、廿の御記を載せて、

事並御撰書、奥書に、右一卷者、今上帝勅筆也、長可傳子孫、必不可散他所者也、

應永十年十月十一日

實忠王

とあり。上に引ける薩戒記と併せ考ふるに、蓋し宸筆正本の未だ亡佚せざりし前に、書拔せしものなるべし。

御即位日神祕事

御即位灌頂の御祕事傳來の事をかゝせ給ひしものにて、短篇のものなり。始に、

彼祕密事、愚身登壇、永徳幼稚之往昔雖不分明、應安之御記掲焉也、任彼佳躅、祕印祕密甚深云々。

とあり。應安之御記は、後圓融院御即位の御記をさし給へり。また末に、

應永廿一年十二月廿五日記之、

右祕密事、雖大概可注置歟、然而猶以聊爾也、應安御記も大様にて、中々也、祕印祕唱以口傳爲詮耳、

と記させ給へり。

後小松院御集

御製の和歌集なり。後崇光院に仰せ給ひて、撰集せしめ給ひしなり。そは、

看聞日記に、應永廿三年十月四日、晴、御所様、多年被詠置御もの、可撰集之由有仰、仍自今

日撰、往昔於伏見殿御詠者、大略焼失了、其以後御歌共撰集、十一月十二日御所御詠歌撰集終

功了、入見參、

とありて、それより以前の御製は、悉く焼失したれば、以後の御歌のみを撰集せしめ給ひしなり。

されど、今は世に傳はらず。

後小松院御百首

百首の御製和歌にて、世に聞えたるもの三種あり。

一 奥書に應永廿六年十月日とあり。部立春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀十五首、雜十五首にて、續群書類從に收めたり。

二 部立春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀二十首、雜二十首なり。
三 前二種に見えざるものにて、新續古今和歌集に、春一首、秋一首、雜三首、長歌一首あり。
また、

同集に、位におはしましける時、百首の御歌の中に、曉寢覺といふことを詠ませ給うける、

後小松院御製

この頃は鳥のつかさも告げたえてわれと驚く曉の夢
とあり。同時の御歌なりや否や詳ならず。

後小松院御獨吟和漢聯句

應永元年十二月二日詠し給ひし和漢の聯句にして、一卷あり。續群書類從に收めたり。

むくさのたね

梅花、荷葉、菊花、落葉、侍從、黒方の薰物六種の秘法を記させ給ひしものなり、また勅撰六種
薰物秘抄ともいへり。一卷ありて、扶桑拾葉集、群書類從に收めたり。

卷始に、たきもの、方さまぐなれど、つねにあはするは六種なり。梅花、荷葉、菊花、落葉、是は人の

傳へもうけず、古ふみにかき置きしも見ず、年々あはせ試みて、かくなしおきしを、人の見せ

よといふに改めて序代をのぶ、

とかせ給へり。

後花園天皇

後花園院御記

御日記なり。

親長卿記に、文明五年三月十七日、朝間參内、衣冠依召也、仰云、先度被仰談近衛大納言政家、
與大炊御門大納言信量位階相論事、永享例就幽玄、重被尋仰之處、重兩三ヶ度例注進、於御前此
上者兩様之間、已云勅許、云理運、可有御沙汰歟之由在御慮、舊院之御代、不可相爭攝家之由、
有聖斷之由雖被聞食、無分明之儀、此等可爲如何哉之由有仰、予申云、雖永享一度例、於其身
者、可立申所存、結句重勘申數ヶ度例、此上者、已前之勅許、云先規、在何事乎、攝家與凡人
不可相爭之趣、舊院聖斷不承及之間不覺悟、可在御記歟、長祿三年七月廿五日、當時二條太閤、

于時中納言一級之時、被超越大炊御門大納言、于時中納言、其時之議定、可有御沙汰歎之由申之、仍被御覽御記、件日室町殿任大臣節會之儀許件一級事不被載、寛正三年條々有勅問事、其内、一條太閤被申云、童形之輩叙爵之後、令一級之條不可然、或大臣之子孫、或花族之輩等申所存、可爲如何哉、雖然、童形事加級不可然之由被申定了、其時、花族之輩無故亂階、殊同官同位輩超越可被停止之由被申、殊可然之由被殘宸筆了、と見えて、長祿三年七月、及び寛正三年の御記ありしなり。また國朝書目の御撰書に、文正大嘗會御記一卷をのせたり。これもこの御撰の中にあらず。

後花園院御消息

後土御門天皇、未だ皇子にいまし、時、參らせ給ひし御教訓の御假名文なり。坐臥進退言語を慎み、連歌連句の時の作法、または學問を專とせさせ給ひ、公事、詩歌、管絃、及び書法をも兼修せさせ給ふべき事を勧め給ひ、小鳥など集めさせ給ふ事などを誠めさせ給へり。扶葉拾桑集には、春宮に贈らせ給ふ御文として之を收め、また群書類從にも收めたり。花園院御消息の書名は、類從本に附したるものなり。

卷末に、此一巻、かんえうと思召候て、かまへてさいくりに御覽せられ候事にて候べく候、

あはれしれ今はよはひも老の鶴の雲ゐにたえず子を思ふ聲

としるさせ給へり。

後花園院御集

御製の御歌集にて、三卷あり。

上卷は、

撰歌百首、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、雜十首、戀二十首、

御獨吟百首、寛正四、部立同じ。雅親點四十三首、

同御百首、文明元年十二月十二日、部立同じ。雅康點六十二首、

同御百首、長祿二年十二月、春十五首、夏十首、秋十五首、冬十首、戀廿五首、雜廿五首、圓點、

愚點、三十三首兼良、左點愚點、廿一首、淨空、右點僻案、三十三首、左衛門督雅親、

同御百首、應仁三年三月十六日、春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀廿首、雜廿首、僻案愚點五十七首、正二位雅親

御百首御獨吟 春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀十五首、雜十五首、

中卷は

五十首、文明二年十一月十五日、春十二首、夏七首、秋十二首、冬七首、戀六首、雜六首、准后點、五十首年月不知之

普廣院贈太政大臣家諸社法樂、 内宮、外宮、石清水、賀茂、松尾、日吉、春日、北野、住吉、廣田、熊野、清瀧、新玉津島、太社、新羅、淺間、諏訪、南宮等、諸社の法樂に詠進し給ひし永享嘉吉年間の御製なり。

下卷は

文安、寶徳、享徳、康正、長祿、寛正、文正等の間によませ給ひし御製にて、部立なし。

圖書寮所藏本、この外二部あり。一は後花園院御製と題し、一は後花園院御百首都類と題す。並に此御集にのせたる上卷の御百首のみにて、

奥書に、右一冊、以聖護院宮御本寫之畢、

慶長十一丙午九月十一日

權中納言判

とあれば、古くより御百首のみを一巻とせしものありしなり。此外

看聞日記に、永享六年七月十七日、禁裏御百首、御製清書正本申出拜見殊勝也、 八月廿四日、抑自内裏御百首十五卷被出、悉々拜見可返進之由被仰下、仍面々馳筆寫之、予、源宰相、三位隆富朝臣、重賢、經秀、行賢等書之、 廿五日、隆富朝臣以下、御百首面々令書、 廿六日、御百首内裏へ返進、又五卷被下、 廿七日、御百首面々寫之、 廿八日御百首禁裏返進、とあるによれば、永享の頃までによませ給ひし御百首の二十巻ばかりありし事を拜察するを得べし。また

晴富宿禰記に、文明十年九月七日、乙丑、後花園院御製一卷、自伏見殿被借召之間應尊命、妙蓮寺傳達也、 十一月廿二日、庚辰、禁裏若宮被仰云、舊院御百首所持之由被聞食、已内々被御覽了、令進者、萬悅思召、又何事ニテモ、可申入之旨被仰之、雅久不及覺悟、若晴富所持仕候哉、可相尋之由可言上云々、予所持之本、先日自妙蓮寺御傳借伏見殿之間、定内々宮御方被御覽歟、今日以狀、御百首事宸筆晴富所持候、可進上之由、付民部卿忠富卿申入了、御悦喜之由被仰之、 廿四日、壬午、自妙蓮寺、晚舊院宸筆御百首被返之、自伏見殿返賜云々、 廿六日、甲申、舊院撰歌御百首宸翰御本、禁裏宮御方御所望之間、今日同進上之、以狀付民部卿忠富卿、 十二月一日、戊子、舊院御百首宸筆御本、禁裏宮御方御所望之間進上之、是者今度撰

歌御百首也、和歌所文書悉散在、諸家應製百首同在市廊、此御百首依家之冥加、予感得之、令進上有叙感、以民部卿忠富卿仰出之、進之戶送女房奉書、

と見えたり。舊院撰歌御百首は、蓋し上卷の始に載せられたるものと同じきものなるべし。この宸筆の正本は、和歌所の文書等と共に、いつしか散佚して、市廊にありしを、小槻晴富之を購ひ得て、伏見宮家に進覽せしが、皇子勝仁親王、晴富の珍藏せるよしを聞き食して、之を問はしめ給ひしかば、晴富伏見宮家より返し賜はり、之を宮中に献せしものなり。其後、この宸筆正本はいかになりけるにか詳ならず。

後花園院御百首

御集に收めたる御百首以外の御製にて、永享中後崇光院、關白太政大臣二條持基、前攝政左大臣一條兼良、左大臣公方前右大臣公冬の誤かと共によませ給ひしものなり。持基兼良の官職によれば、永享四年七月の末より八月末までのものなるが如し。百首部類、及び群書類從の中に收めたり。部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀二十首、雜十首なり。

後花園院御五十首

御集に見えたる御五十首以外の御製なり。部立は、春十首、夏七首、秋十首、冬七首、戀十首、雜六首なり。

法皇御獨吟百韻

應仁二年十二月詠じ給ひし御連歌にて、續群書類從に收めたり。

御獨吟五十韻

文明の始に詠ませ給ひし御連歌なり。今傳はらず。親長記に、文明二年十一月二十五日、參院、條々奏聞云々、奏聞次、此間御獨吟五十首被見之、拜見件御書、有御清書、點事被申室町殿云々、可拜領之由言上、即被下了とあり。

後土御門天皇

御神樂記

内侍所御神樂の作法をかゝせ給ひしものにて、一卷あり。

御奥書に、于時文明十二三十三、女中はしめてまゐる、物心えのため筆をはす、比興々々、と見えたり。

御神膳次第

神膳の次第、及び其故實の條々を記させ給ひしものにて、御故實條々は、延喜天曆御記によりて記し給ひしものなり。いづれも、假名文にて、始に後土御門院御作と記し、

卷尾に、此次第後普光園攝政おく書の本を以てこれを假名にうつす、但進退以下、巨細の事、伏見院の御次第をもて、少々これをかきのするところなり、又御故實の條々は、所見之分これをしるしつく、神膳の次第に於いては、尤肝心といふべきか、よく／＼秘藏あるべきにや、と記させ給へり。

後土御門院御集

御製の和歌集にて、二種あり。

一 文明の頃甘露寺親長の勅を奉じて、分類せしものなり。

親長記に、文明四年八月廿三日、未刻許參内、昨日依召也、仰云、數年御詠草、分四季戀雜可書集、有被遊合事之故也、其時爲可被引御覽也云々、即於御前書之、廿四日、參内如昨日、廿五日、參内如日々、廿六日、參内同前、書御詠草等、九月二日、自今又如已前、御詠草令部類也、日々事也、廿四日、自去月廿三日、御製寄書、今日大略書了、

と見えたり。即ち文明四年以前の御詠草を分類し、一ヶ月にして編成せしなり。また、

同書に、文明十五年正月四日、未刻許參内、依召也、御詠草寄書事也、春部大概周備、自大樹依被申請也、九日、參内、御製御歌戀部書之、

とあるは、文明四年に分類せしものに、其以後の御製を増補せしものならん。大樹は、將軍義尙なり。されど、この御集は、世に傳本あるをきかざれば、はやく亡佚せしものなるべし。

二世に流布せる御集にて、一卷あり。また紅塵灰集ともいふ。所載の部目は、

歌百首 春秋戀各二十首、夏冬各十五首、雜十首、

日次百首、文明四年、自九月九日始之、部立同上、左點雅康卿、右點准后義政、この御百首は、

續群書類從に收めたり。親長記に、「文明五年正月二日、被召御前、御百首自九月九日、百首御製也、御點准后、右兵衛、督雅兩人也、令拜見退出、と見えたるはこれなるべし。

日次百首 文明八年三月三日、春秋各二十首、夏冬戀雜各十五首、上右准后、左大納言榮雅、

日次百首 文明八年自九月九日、部立同上、大納言入道榮雅點、

文明三十首獨吟、

文明四年當座二十首 長點雅康卿、式部卿點十五首、この外、康正、寛正、文正、應仁、文明等の御製をあまた載せたり。

後土御門院御百首部類

御製の百首をあつめしものなり。

後柏原院御百首部類所載百首をへ書に、此百首土御門院御製也、文明八年二月廿七日、以女房奉書被下柏木卿入道大納言榮雅、合點進上之由後土御門院御百首部類載之、

とあり。御製百首のみを併せたるものなるべし。

御百首の御製は、紅塵灰集に載せたる撰歌百首以下、三種の御百首の外に、内侍所法樂御百首あ

り。部立は、春二十首、夏十五首、冬十五首、戀二十首、雜十首なり。

中院通秀記に、文明十三年十月五日、今日於禁裡、一日御百首、内侍所御法樂也、人數臣下七人被清撰、

とあるものこれなるべし。また、

實隆公記に、文明七年十月廿一日、丁酉、着束帶參御所、則參御前、着到和歌書之、御製百首、去飛鳥井大納言入道點、以朱寫之、

同八年二月十七日、辛卯、御百首、去年九月九日、加清書、秉燭時分持參之、

とあるもの等、この外多かるべし。

いその玉藻

明應八年十一月廿日よませ給ひし五十首の御製和歌にて、一卷あり。春十首、夏五首、秋十首、冬五首、戀十首、雜十首なり。點者三條西實隆が、

光ある磯の玉藻のかすづくに蟹のすさびの亂れてぞ思ふ
とよみて奉りしかば、御返し、

かきよする礎の藻くづの數々にひかりをわくる波の白玉
とよませ給へり。題號いその玉藻は、實隆の歌によられたるものなり。

御獨吟連歌

文明十九年六月二十五日、北野社御法樂によませ給ひし百韻の御連歌なり。

兩吟御百韻

明應四年九月二十七日、三條西實隆とよませ給ひし御連歌なり。御製五十句、實隆五十句なり。

十二文字鎖

五七十二字の句にて、いろはの文字鎖によませ給ひしのなり。八洲文藻に收めたり。

後柏原天皇

御湯殿之上御記

御湯殿之上記は、至尊の御動作、宮中の御事どもを日々記録せる假名の日記にて、女房の筆録する所なり。然るに、

言繼卿記に、天文十七年正月十一日、季治父基治、文龜四年昇殿云々、其宣旨、故萬里小路賢房下知云々、文龜三基治いとこ歟、爲賴昇殿之時、同四年等被經御沙汰之處、基治父祖已昇殿之上者、不及是非之由、御湯殿之上御記に先皇被染御筆一卷被見了、

と見えれば、文龜三年四年の御湯殿上記は、宸筆を染めさせ給ひしが如し。されど、今兩年の記亡佚して傳はらざれば、其さま詳ならず。

後柏原院御集

御製の御歌集なり。また柏玉集といひ、歌書目錄には、「瑤樹抄、後柏原院御詠」とあり。瑤樹抄は始の御集なりし事、下に載せたる詳本編次の凡例中に見えたるにて知られたり。今世に傳はれるものに三種あり。即ち、寫本詳略の二本の外に、刊本あり。

一 詳本は、圖書寮所藏本二部ありて、歌數最も多し。蓋し御製の歌は、悉く網羅して、分類したるものなるが如し。何人の分類したるものか、卷首に、凡例めきたるものを載せたり。そは、

- 一 後土御門院 青 逍遙院 黃 飛鳥井榮雅 添削之被知分墨にて可書、
- 一 おなし御詠草之中、かはりめ有は、ならべて可書事、
- 一 年號月日略して可書様、文明元正一此様二、
- 一 同題歌年號之次第に可書事、付同題歌中無年號は、添削之有を上に出、猶點之作者時代之次第、

一無題歌はするに、

一年號有には、御諱書くまじき事、

一 法樂と有をば、御法樂と書、月次と有は、御月次と可書、

一 春日住吉と有は、社字可書加也、水無瀬と有には、殿か宮之字を書入也○中略

清書肩書

水無瀬殿御法樂 水無瀬殿御奉納百首

石清水社法樂生清法印勸進

長門住吉社法樂 宗祇法印法樂也

年號上ニアリ 御當座點取准后 義政點

是へ調字アリ 御點取准后 義政點

年號月日十首御當座點取 元空點

年號月日 瑤樹抄

大納言殿 義尚點御會始

等にて、瑤樹抄、其他の御詠草をあつめて編纂せしものなり。二部の中一部は、この凡例を載せず。卷の始毎に、歌の題を記して、奥書に「此兩冊、去方以來令書寫者也、努々無他見本也、承應三年二月十一日令書寫畢、」とあり。其部立、及び題數歌數は左の如し、

- 春 題三百九 歌千二百十首
- 夏 題百八十五 歌四百八十首
- 秋 題三百九十六 歌千百首
- 冬 題二百七 歌六百十首
- 戀 題二百五十二 歌七百七十首
- 雜 題三百十 歌七百六十首

二 略本は一巻なり。歌數詳本に比すれば、甚た少けれど、また詳本になき御製をもせたり。

其題數歌數左の如し。

- 春 題三百六 歌四百三十八首
- 夏 題百三十一 歌百七十二首
- 秋 題二百九十四 歌四百七首
- 冬 題百四十八 歌二百二十一首
- 戀 題二百八 歌三百十一首
- 雜 題二百三十 歌三百二十六首

三 寛文九年京師にて刊行せしものにて、十卷あり。上の略本とも異同ありて、末に五百首の御製をそへたり。即ち、

- 卷一二 春上 題三百五十 歌四百三十一首
- 卷三 夏 題百三十一 歌百六十九首
- 卷四五 秋上 題三百七 歌四百二十首
- 卷六 冬 題百五十九 歌二百二十一首
- 卷七 戀 題二百五十七 歌三百二十一首

- 卷八 雜 題二百四十六 歌三百三十一首
- 卷九十 五百首

三玉和歌集

柏玉集と、三條西實隆の雪玉集、冷泉政爲の碧玉集とを合せたる稱にて、三十四卷あり。これを分類したるものを三玉和歌集類題といふ。松井幸隆の撰なり。また三玉集の中、和漢の故事をよめる歌を抄出して、出典を註したるものを三玉桃事抄といふ。二卷にして野村尙房の撰なり。

一人三臣集

後柏原天皇の御製、及び三條西實隆、冷泉政爲、同爲廣の歌を撰びたるものにて、一卷あり。また一人三臣和歌ともいふ。

始に文龜元年三月二十四日、内裏御月次勅題初度のお歌をのせて

以上百首中、今上御製、並三臣之詠進等抄出之、當時宗匠不過于此三輩歟、雅俊卿稽古不足歟、世の推難、比于此間乎、仍略之耳、

又御月次一ヶ月者、三首懷紙破重之、一ヶ月者御百首短冊也、仍百首隔月也、

と記せり。此外同年五月御百首以下、永正十三年に至る御百首御會等の歌をのせ、文龜三年四月御百首には、

後柏原天皇

中山宣親の歌をいれ、永正五年以後の御百首御會には、姉小路濟繼の歌をもせたり。

金花集

御製、及び三條西實隆の歌、各百首を四種あつめたるものにて、一卷あり。其項目は左の如し。

御着到百首和歌 文龜三年白桃節とありて、部立春二十首、夏十五首、冬十五首、戀二十首、雜十首なり。

御着到百首 部立春秋戀雜各二十首、夏冬各十首なり。

百首和歌 部立春秋各二十首、夏冬戀雜各十五首なり。

御着到百首 永正八年三月三日とありて、部立上に同じ。

等にて、四百首あり。なほこの集の事は、

耳底記に、後柏原院の御歌、逍遙院一段御褒美にてありたるとなり、かうして見まゐらすに、おもしろき

御製どもおほきなり、今花集とて、御製逍遙院との著到の歌五百首程あり、それをこしをばなます見るなり、

と記せり。著到の歌五百首收めたるもありけるにや。

柏道冷三百首

後柏原天皇の御製、及び逍遙院實隆、冷泉政爲の歌、各百首にて一卷あり。金花集に載せたる永正八年三月三日御着到に、政爲の歌を加へたるものなり。

後柏原院御百首都類

百首の御製、及び五十首、三十首、二十首、十首等の御製を集めたるものなり。其項目は、

百首 「以後柏原院宸筆校合了」とあり。

百首 「以後柏原院宸筆春夏秋冬之分校合了」とあり。

百首 「御着到三月三日」とありて、奥に、「百首、三首缺、以勅筆卷物御本、寫書之校了」とあり。

百首 「御着到明應二年三月三日」とありて、奥に、「百首半缺、校了一冊見合了」とあり。

百首 「參議藤原基綱上」と記して、朱點あり。奥に、「以後柏原院宸筆書寫之、校了」と見えたり。

百首 墨點ありて、奥に、「ひろひとりあまのすさみやいか、見ん難波のみつの玉の数々、實隆上」とあり。

百首 奥に、「逍遙院基綱公兩人點之、御百首之餘分、自松間紅葉、至歲暮、以檀紙半切御詠草寫之、校了」とあり。

百首 「御着到以卷物寫之」とあり。

始欠御百首なるべし。「同餘分、以御短冊書寫之、添削之分書入了」とあり。

百首 「以卷物夏冬分校了」とあり。

百首 「自都鄙歳暮、至寄山戀、以後柏原院宸翰半切紙二枚御本、寫之校了」とあり。

百首 未缺、

始及所々缺御百首なるべし。「以檀紙反古半切卷物寫之、添削書入了」とあり。

百首 黒點あり。奥書に、「以後柏原院宸筆春夏秋冬、校合了」とあり。

百首 御着到文明十八年三月三日とあり。缺けたる所多し。

百首 始缺けて、奥に、「御添削分書之、夕鹿、寄野戀、此二所に、御出入在朱書之御本、烏子

半切卷物を以て、合書寫校合了」とあり。

百首 「御着到文明十五年九月九日」とありて、未缺けたり。

百首 始及び所々缺けたり。

百首 始及び中缺けて、「百首不足一枚寫本同前」とあり。

五十首 奥點廿四首とあり。

三十首

三十首 「明應五年九月十六日庚申、合點、姉小路宰相」と見え、奥書に、「以清書本卷物點添削年號等書之」とあり。

三十首 三首缺けたり。

雜二十首 奥に實隆上とあり。

卅首續歌の中に 十首 十首 十首 十二首 六首の御製にて、張紙に「十首、六首、十三首

等、全部添削分書入了七枚」とあり。

山花以下 奥に「此九枚切々添削分書入了」とあり。

三十首 聖廟法樂大永四年申十二月日

等にて殘闕なり。また圖書寮所藏本に詠百首和歌一卷あり。春秋各十五首、夏冬各十首、雜五十首にて、奥に僻案愚點四十二首榮雅上とあり。もとの百首部類に収めたるものなるべけれど、いつしか別卷となりしものによ。此の如く、御百首部類は殘闕多ければ、もとはこの外にあまたの御製ありしものなるべし。

後土御門後柏原兩院御百韻

後柏原天皇

延徳三年六月廿二日、詠し給ひし御連歌にて、始に御法樂夢想之連歌とあり。夢想二句、後土御門院五十八句、後柏原院四十句にて、續群書類從に收めたり。

後奈良天皇

後奈良院御記

御日記なり。また天聽集といふ。今世に傳はれるは、天文四四季、五四季、十三四季、十五正秋の御記あり。この中、天文四年御記を歴代殘闕日記に收め、同年及び十五年正月の御記を、改定史籍集覽に收めたり。なほこの御記は、後陽成院御記、及び後水尾院の當時年中行事に引載し給へり。

後奈良院宸翰御記

公事に關する事どもをか、せ給ひしものなるべし。

後陽成院御記に、後奈良院宸翰御記ニ云、二ノ大納言ハ一ノ宮ヲトラズ、但紙筆ナレバ、一ノ宮ヲトルツ、取時ノヤウタイ故實アリ、置時ニモ様躰アル事ソ、叙位ノ時ノ事也、一叙位ノ時ニ、一ノ宮、二ノ宮ニ清家中家ノ外記ニカハリアリ、清家ニハ、硯宮ヲ一ノ宮ト云テ、其次ヲ二

ノ宮ト云、中家ハ硯宮ヲノケ、ツツラノフタカラヲ一ノ宮ニノ宮ト云ホトニ、記録ノ見様事外ニ相違スル也、此分御記内、拔テ書之、

とあるのみにて、今傳はらす。

後奈良院御集

御製の御歌集なり、圖書寮所藏本、表題に、後奈良院御製とありて、卷の始に茶地丸とあり。御月次、御法樂、公宴、續歌拔書等にて、永正七年より、天文十二年に至る。この中、永正十三、大永三、四、五、享祿元、天文二、四、五、六、七、九、十一、の十二ヶ年に於ける御製缺けたり。次に年紀不明の御製十二首ありて、其次に着到御百首二種をのせられたり。いづれも、年紀不明にして、中に御製の缺けたるところあり。一は三月三日より始まりて、六月十四日に終れり。其日次は、三月小にして四五兩月大なれば、天文四年なるべし、一は閏三月三日より起り、六月十三日に至れり。其日次を見るに、閏三月、及び四月は大にして、五月小なれば、天文十一年の御製なるべし。

後奈良院御百首

百首の御製なり。部立は、春秋戀各二十首、夏冬各十五首、雜十首にして、續群書類從に收めたり。

後奈良院御撰奈會

謎語をしるさせ給ひし書にて、群書類從に收めたり。假令ば、「三輪のやまもりくる月はかげもなし」とあるを、「すきまくら」と解き「ろはにはほへと」とあるを、「岩なし」とやうにとく類にて、其數百九十三あり。卷尾に「永正十三年正月」とあれば、未だ儲君にいまし、時の御すさびにかきあつめさせ給ひしなり。本居内遠の後奈良院御撰奈會之解一卷あり。

正親町天皇

正親町院御百首

百首の御製和歌なり。部立は、春秋戀各二十首、夏冬各十五首、雜十首にて、續群書類從に收めたり。

後陽成天皇

御陽成院御記

御日記なり。記録便覽、史籍年表に、慶長六年正月の御記を載せたり。即ち慶長六年正月叙位記には、

柳原本奥書に、右後陽成院宸記有子細、自中御門新中納言受讓了、

明和六年五月廿四日

とあり。また近衛家藏本には、慶長七年正月一日、四方拜小朝拜の儀をかゝせ給ひしもの一卷ありて、中に指圖を載せられたり。また同家藏本に、宸翰御記一卷淵醉あり。正月元日なく、二日淵醉の始開けて、三日四日五日は無事とかゝせ給ひ「六日有叙位」と見えて、其儀を詳に記させ給へり。年紀不明なれど、末に従一位源家康、正二位藤言繼、同家雅、豊臣秀頼などを列記せられたるものを、公卿補任によりて考ふるに、こも慶長七年の御記にて、四方拜、小朝拜の御記の續きなるべし。

縣召除目次第

正月縣召除目の儀をかせ給ひしものにて一卷あり。

御奥書に、周仁新作畢、謬説等他見輩必可被改而已、

慶長六稔春三月上澁

と記させ給へり。宸筆の正本は、柳原家に下賜せられしが、萬治の頃焼失せり。

柳原本奥書に、此次第宸記、後陽成院勅筆當家拜領、令秘藏之所、萬治回祿、宸筆令燒失畢、而寫本纔

殘之有虫損、不見分間、余今度令書寫之、堅固可秘藏者也、

安永第九正月上旬

とあり。この御次第は、群書類從に收めて、

奥書に、右次第後陽成院御親作也、以勅筆本令寫者、

と記せり。萬治回祿前に書寫せるものなり。

女御位次之事

女御と尙侍との班次を考證し給ひて、之を裁定し給ひしものなり。源氏物語、女房官品、禁秘抄、

朝野群載、女院號記、除目大間成文記、女叙位記、名目抄等の諸書を引證し給へり。なほ、

本書に、ある時、女御の位は、先例いかゞのよし、朕前二條關白昭實公へ尋ね候へば、内侍の

かみより次の人にて、宮つかへ人也と返答あり、勘へて、進上の文には、○中右の返答勘

進之證文等、難信用之間、周仁勘ていはく、○中右の次第、又女御より、内侍尙侍は下臈明鏡

也、

と見えたるによれば、二條昭實に勘進せしめられしを、其考證信用し難くおぼしめして、御親ら

諸書を參考して、先例を調査せさせ給ひしなり。こは

慶長日件録に、慶長十年十二月廿七日、中院入道被談云、女御位階、女官之内、其差別可爲何

様乎之由、二條前關白へ勅問之處、則勅答有之、二條前關白御存分に、女御者、尙侍之下、典

侍などの類と被思召由云々。

と見えし時の事なり。

將軍宣下並叙位任大臣等陣儀次第

徳川秀忠將軍宣下の儀式を親ら撰定し給ひしものにて、

慶長十四十三、新田權大納言源秀忠、將軍宣下次第新作、周仁新作、と記し給へり。

伊勢物語愚案抄

伊勢物語を注釋し給ひしものにて、二卷あり。始にこの物語の講席の度數の事をかゝせ給ひ、次に定家の奥書を掲げて、小注を加へ給ひ、題號の事、作者の事をもかゝせ給へり。注釋は、まづ本文の句をぬきいでさせ給ひて、注解を加へさせ給へり。其さまは、始に諸抄の説をつらね給ひて、次に御考説をしるさせ給へり。なほ、

卷尾に、私云、此鈔之内、本注は逍遙院自筆の惟清抄の説也、稱とは稱名院逍遙院講談之聞書也、是も稱名院自筆也、愚とは、後成恩寺兼良公の説也、肖とは肖柏聞書、師説とは照高院准后道澄説也、此物語之切紙等、口決不殘相傳也、或抄とは、數ヶ所持の抄出也、此内逍遙院、土佐の一條へ作進の抄もある也、私云とは、周仁今案也、●清、●濁、此二つの聲は、天福の本の聲也、○清、○濁、此二つは私の勘也、

慶長十二稔小春下泮

從神武百餘代孫周仁述之御印

と記し給へり。また、卷末に業平朝臣、紀有常、二條后、河原左大臣融の傳を載せ給ひ、逍遙院自筆本によりて、伊勢物語の系圖を掲げ給ひ、次に紀有常女、染殿后、二條后、小野小町、養妹業平女平くせをの娘、のほる卿の娘、伊勢齋宮、伊勢等の小傳を擧げ、次に女の名として、處々に散見せる女たちのかへ名をも附載し給へり。またその次に、業平の傳を掲げられて、肩書に、本別紙とあり。業平の傳は已に掲げられたれば、こはもと御附箋なりしを、後より記入せられしものか、次に京人々家として、一條院、縫殿町、正親町院等、著名なる宮殿、官舎、私第等の所在を記させ給ひ、内裏門々名事として、宮門の名稱、所在をあげ給ひ、更に此物語に關係ある人々の系圖をも附し給へり。

此御抄は、後水尾天皇の伊勢物語御抄にも、「愚案御抄云、周仁愚案に云々」として所々に之を引證し給へり。されど、今世に傳はれるもの甚だ稀なり。

この御抄を撰ばせ給ひしは、御奥書にも見えたるが如く、慶長十二年なりしが、翌十三年には、左大將鷹司信房を召して、この物語を講じ給ひし事、御湯殿上日記同年八月廿日廿四日の條に見え、また同十九年四月九日より、十六日まで、阿野實顯、西洞院時直、山科言緒、滋野井冬隆、土御門泰重等を召して、再びこの物語を講じ給ひし事、言緒卿記、時慶卿記に見えたり。蓋しこ

の御抄によらせ給ひしものなるべけれど、聴衆の筆記せしものゝ世に傳はれるをきかず。

百人一首御抄

百人一首を注釋し給ひしものにて、一卷あり。宗祇、及び三條西公條、實枝等、諸家の説を參考し給へり。題號の下に後陽成院御注とあり。

御奥書に、寡人、以管窺聚諸抄書之、後世之嘲有耻云々、

慶長十一稔凍秋下泚

從神武百餘代孫周仁

と記し給へり。御注釋きはめて詳悉にして、殊に作者の傳記等をば詳記し給ひ、處々に系圖を掲載し給へり。

この御抄は、已に翌慶長十二年の御撰なる詠歌大概御抄に引かせ給ひしところ多く、後西院天皇の御代、御水尾法皇は、飛鳥井雅章をして、之を騰寫せしめ給へり。即ち同法皇の

御奥書に、此一冊、以舊院宸筆本、命飛鳥井前大納言雅章卿令書寫之、遂一校了、

萬治第二曆初秋上旬

御華押

と見えたり。また同法皇の御撰に係る百人一首御抄にも、處々にこの御抄を引證し給ひ、歌書目

録にも、「百人一首抄、後陽成院御作一卷」と見えり。

この御抄を撰ばせ給ひし慶長十一年は、八月二日より十三日まで、百人一首を講じ給ひし事、言經卿記に見えれば、蓋し御講書のために撰ばせ給ひしものならんか。聴衆の御講釋を筆記せるものありしにや、こも未だ世に傳はれるをきかず。

詠歌大概御抄

定家の詠歌大概を註釋し給ひしものなり。歌書目録に、「詠歌大概御抄、後陽成院御作一卷」と見えたり。この御抄は、逍遙院稱名院以下の諸説、源氏物語の諸抄などを参照し給ひて、詳に之を解釋し給ひ、

御奥書に、這鈔雖愚鈍集善說述之、巨耐々々矣、

慶長十二曆閏仲呂升又三萱

從神武百餘代孫周仁

と記させ給へり。この御抄宸筆の正本は、烏丸家に下賜せられしにや。同家にて襲藏せしこと八槐記に見えたり。後西院天皇の御代、後水尾法皇、飛鳥井雅章をして、之を騰寫せしめ給ひし事、

御奥書に、這一冊、以舊院宸筆之本、命飛鳥井前大納言雅章卿令書寫同遂一校了、

後陽成天皇

二六九

于時萬治二年林鐘上旬

御華押

と見え、たるは、烏丸家に傳へたる御本によりて書寫せられしなり。このち、櫻町天皇、廣橋兼胤に勅して、之を書寫せしめ給ひし事、

八槐記に、寛保元年八月十六日戊申、烏丸前大納言、以消息傳仰可書寫後陽成院聖抄詠歌大概之由、申領承彼原本烏丸家傳來也、今度備天覽、仍豫可書由奉仰也と見えたり。

未來記雨中吟御抄

未來記は、四季戀の歌、各十首を記し、雨中吟もまた、十七首の歌を載せたる書にて、體あしく、格にたがへる歌をば、後學の戒にとて、定家のことさらに詠じたるものなり。此御抄は、二書に載せたる歌毎に、古き抄物などを参考し給ひて、評釋し給ひしものにて、一卷あり。

御奥書に、此未來記、並雨中吟者、以遠情抄爲根本、以師說加詞者也、愚鈍誤等、叡智妙達之人可有改正者也、

慶長十二稔端月十八日終功了

從神武百餘代孫周仁

と記し給へり。

後陽成院御百首

御百首の御製和歌にて、世に聞えたるもの三種あり。

- 一 天正十九年十月六日によませ給ひし一夜百首にて、春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀二十首、雜二十首あり。
 - 二 文祿五年正月二十日より、二十四日に至る御着到百首なり。之を五日百首と稱す。春秋各二十首、夏冬戀雜各十五首あり。
 - 三 仲夏二日より、八月十三日に至る御着到百首なり。春秋雜各二十首、夏冬各十五首、冬十首あり。年紀分明ならねど五六兩月は小にして、七月大の年なれば、三正綜覽によるに、文祿二年三年、及び慶長七年八年の中によませ給ひしなるべし。
- この外歌書目錄に、「後陽成院御百首一卷」と見え、續群書類從目錄にも載せたれど、今傳はらざれば、この三種以外のものなりや、否や詳ならず。

後陽成院御五十首

五十首の御製和歌にて一巻あり。部立は、春十首、夏六首、秋十首、冬六首、戀十首、雜八首なり。

御獨吟和漢聯句

和漢各五十韻の御聯句にて、一巻あり。慶長十三年十月十五日よませ給ひしものなり。

文字鎖

七字句のいろは文字鎖にて、一巻あり。八洲文藻に收めたり。

方輿勝覽集

和歌名所の中、天香久山より、千年山まで、三百所を撰び給ひ、古き歌集によりて、各證歌をあげ給ひしものなり。飛鳥井本奥書によれば、宸筆の正本は、二巻にて、或は一巻としたる本もあり。歌數千八百二十七首あるよし見えて、外に横川以下廿八所を追加としてそへ給ひ、各其證歌

をも載せ給へり。

この書は、もと定まりたる書名を附し給はざりしにや。慶長二年の御奥書には、名所之拔書と記し給ひ、御序文には、三百の歌枕と記し給ひ、飛鳥井雅章の奥書にも、歌枕と見えたり。これによれば、もとはたゞ歌枕とのみとなへ給ひしものなりけん。これを和歌方輿勝覽となづけ給ひしは、いつの頃にか、曼珠院所藏の宸翰御消息に、「倭詞方輿勝覽用事候間、先可返給候、」と見えたり。この消息の日付は、七月廿九日とあるのみなれば、年紀詳ならねど、蓋し御晩年の事なるべし。方輿勝覽とは、宋祝穆の著なる方輿勝覽の書名を採り給ひしものなるべく、和歌によめる名所をのみ録し給ひしものなれば、特に和歌方輿勝覽と稱し給ひしならんか。家藏本には、方輿勝覽和歌集と題し、歌書類聚目錄には、たゞ方輿勝覽とも記せり。

此書の御撰なる事は、次に引ける慶長二年の御奥書にて知られ、また、歌書類聚目錄には、「後陽成院御作、」と見え、東京帝國大學圖書館所藏の本飛鳥井雅章奥書にも、「後陽成院之御撰也、」と記せり。此書を撰ばせ給ひしは、いつの頃にか。家藏本に載せたる、

御奥書に、此名所之拔書、爲歌連歌、以愚意集者也、朱點以下可憚外見矣。

慶長二稔孟春十又二萱夜

從神武百數代末和仁廿七才

後陽成天皇

二七三

と見えたるによれば、慶長二年の頃撰集し給ひしなり。また、御序文に、この三百の歌枕は、先名所の百首、當座の爲を本として、又は一首にても、俊傑なる歌の名所は、よろづにわたるべし、且は連歌の證歌にもあらずといふべからずや、猶いろはをもちて、集めて大成すべし、愚鈍未練短才の用意なり、のちの君子を俟つのみといふ事しかり、

慶長寡人脱履隱逸太上天皇誌

と記し給へり。御讓位は慶長十六年なれば、こはそれより以後にそへ給ひしものなり。これによれば、後これをいろはに分類し給はん歎慮なりしが如し。圖書寮所藏本、及び家藏本には、名所のみをいろはに分類して索引となし、これを巻尾に附せられたり。こは後に分たせ給ひしものなり。後人のしわざにや詳ならず。此書宸筆の正本は、

飛鳥井雅章の奥書には、右歌枕上下者、後陽成院之御撰也、申出宸翰之官本、令書寫校合訖、

明曆三年三月吉旦

亞槐花押

とありて、明曆の頃まで傳はりしが、今は世に聞えざれば、佚亡せしものか。

後水尾天皇

當時年中行事

年中恒例の公事、及び禁中に於ける何くれの御作法どもを記させ給ひしものにて、二卷あり。假名文なるを以て、近衛基熙公記には、假名年中行事と記せり。丹鶴叢書、及び改定史籍集覽に收めたり。其項目は左の如し。

卷上

- 正月 朔日四方拜 朝の物参る 朝の御飯を供す展蘇 朝餉を供す 夕御祝強供御
- 小朝拜 元日節會 齒固 二日御掃始 四日宮門跡等より年始の文参る 五日御
- 新始 千秋萬歳御覽 六日年越の御盃 七日御そを供す 白馬節會 諸禮
- 八日後七日の御修法 大元師の法 十一日奏事始 十四日年越の御盃 十五日赤の
- 粥を供す 御吉書の三毬打 十六日赤のかちん奉る 御祈禱 踏歌節會 十七日
- 舞御覽 十八日三毬打御覽 十九日和歌御會始 廿日昆布粟かちん御祝
- 二月 十五日涅槃 廿二日水無瀬宮の御法樂御會 二十五日聖廟の御法樂法會

後水尾天皇

二七五

三月 三日鬮鶏 御撫物
 四月 朔日おきすみの火鉢を撤す 十六日夏花つませられる
 五月 四日丹波國小野菖蒲を献す 五日粽を献す 菖蒲の枕 菖蒲の御殿 藥玉
 八日今宮祭 十六日御祈禱
 六月 朔日氷かちんを供す 七日祇園會 十六日嘉定 晦日名越祓 六月の輪調進
 七月 七日乞巧奠 手向歌 夕御祝 和歌御會 御遊 十四日御燈籠進上 十五日夕御祝 蓮御膳 を供す
 八月 朔日御たのむ進上 十五日夕月 御盃 十八日御靈會
 九月 八日菊綿を献す 九日節供 和歌御會 十三日夕月 十六日御祈禱
 十月 朔日おき炭の火鉢をおく 御嚴重を供す 十五日御日待
 十一月 朔日近江國むべを献す 子祭 二番の丑日女房赤き衣裳を着る。
 十二月 八日温糟粥を供す 煤拂 御くし上 節分 晦日御ゆるす

卷下

賢所二條 毎日の次第 御裝束御髪等六條 御食禁四條 御食器等五條 常御所入
 御 諸家奏慶 諸家元服二條 御劔 内々御行歩 別殿行幸 女房二條 御誕生御

讀經 御誕生日御祝 初雪 御盃 御陪膳五條 女中衣裳六條 女中懷妊御所々
 々の 御祝 五歳の暮深そぎ 九歳の時紐おとし 十三歳の時おは黒め 十六歳の
 時御髪そぎ 門跡比丘尼入室の作法 女中の髪 同眉引 女中宮仕の始二條 女中
 服中賜暇 女中親父年忌 格子の下通行禁止 竹葎類使用禁止 剃刀使用禁止 觸
 穢の時内 侍所注連 堂上の女拜謁三條 儲君親王御同宿 儲君親王以下女房 一
 の采女猿樂等 宮中風呂巨燵なし 忌詞 水引にて上を結ばず 月障の人遠慮 灸
 治遠慮 女孀

この年中行事の御撰なる事は、下に引ける近衛基熙の奥書、及び基熙公記、宗建卿記等に見えたり。
 御撰の年代は詳ならねど、

帝國圖書館本奥書に、此一冊、後光明院へかきてまゐらせしを、承應の回録に焼失しぬ、草案
 の残りしが、不思議にも、萬治の火災をのがれて、函底よりとりいでたるを、やがてやりすて
 むとするに、當今をさなくまじませば、二度まゐらせよかしと、しきりに懇望する女房あまた
 あれば、いなびがたくて、かの草のあまた前後混亂したるを、かき改めんとするに老眼分明な
 らざる上に、近年筋氣ことに興發して、執筆會以合期せずといへども、鳥の跡のみぐるしきを

かへり見ず、書付をはりぬ、彌以外見憚あるものなり、

と記させ給へり。これによれば、後光明天皇御在位の頃撰進し給ひしものにて、正保慶安頃の御撰なるべし。承應の回祿は、承應二年六月廿二日皇居の炎上にて、萬治の火災は、萬治四年正月十五日、禁裡、及び法皇、女院御所等の焼亡等をさし給へり。後光明天皇にまゐらせ給ひし御清書の御本は、承應の回祿に亡びたれど、御草本は、法皇御所にありしたため災を免れしなり。また當今と記し給ひしは、後西院、靈元兩帝の御うちなれど、「をさなくおはしませば」とあるによるに、靈元天皇の御事なるべし。そは後西院天皇は、萬治火災の時廿四歳にましまし、靈元天皇は寛文三年踐祚の時、未だ十歳におはしますにて推知するを得べし。されば、御草本により、再び書き改め給ひて、靈元天皇に參らせ給ひしは、寛文三年を去る事遠からざる程ならんか。但し

宗建卿記に、享保十四年八月十日、後日殿仰云、此年中行事秘藏之書也、曾以不在他家、後水尾院御時、御清書者被返禁中、中書者被進新院後西院、於御草稿者、被留置法皇、依之所被進新院之御中書、被借下圓滿院被許書寫、仍於今被所持也、

丹鶴本奥書に、禁年中御作法以下二帖、後水尾院令製御也、而染宸翰被收官庫、於此本者、爲御草案依被進新院所也、基熙侍洞中之日、被免拜借、故不違一字謹寫之、朝廷 家門最珍、

無比類者也、子孫努非公用而莫令他見矣、

于時天和元年臘中旬

左僕射基熙

と見えたり。之によれば、靈元天皇にまゐらせ給ひしは御清書の御本にて、御中書をば、後西院上皇にまゐらせ給ひ、御草本をば、法皇御所に留め置かせ給ひしなり。近衛基熙奥書に、「侍洞中之日」とあるは、後西院上皇の御所に伺候せし時にて、基熙公記に、天和元年冬の頃は、基熙毎日上皇御所に伺候せし事見えれば、其頃勅許を得て拜寫せしものなり。翌年九月には、皇女貞宮の御座次について、基熙この年中行事を引證し、貞享四年七月には、吉田兼連の懇望によりて、基熙特にこの書の借覽を聽せし事、同書に見えたり。また中御門天皇の御代、前攝政近衛家熙を召して、この年中行事と、近年の朝儀と相違の點あるを以て、其所由を勘申せしめ給へり。即ち

基熙公記に、享保六年三月廿八日巳刻、前攝政被來云、一昨日依召令參處、種々有被仰下事、于時後水尾院假名年中行事之所々、近年有相違事、依是可被證其謂思召間、漸々可勘申旨也、とあり。この後難波宗建この年中行事によりて、神宮始、及び陪膳の事を考證せし事、宗建卿記に見えて、公事儀式の参考に資せられし事例尠からず。この年中行事には、首書に註釋を記入せ

るもの、及び伊勢貞丈の按を記せるものあり。

若宮姫様内々御祝儀覺

若宮姫宮の御誕生より御元服までの御儀式作法を記させ給ひしものなり。一卷ありて、墨海山筆、及び池底叢書に收めたり。また外題に御産屋以下の次第と記したるものあり。なほその部目は、

- 一 御たんじやうの御だうぐ、
- 一 御ゑな、
- 一 御七夜御うぶ御せんまゐる、
- 一 上様より御たんじやうの日、御つかひまゐる、
- 一 御いみあき、
- 一 御宮まいり、
- 一 御二のくれ御くしおき、
- 一 御三歳のくれ御いろなをし、
- 一 御五歳のくれ御ふかそぎ、

- 一 御九歳御ひもおとし、
- 一 御十三歳姫宮様御はぐろめ、

此書外題のさま、内容等には、御撰なるべき徴證見えざれど、紀宗直は、寶石類書に、後水尾院御記として之を引證し、且つ異本奥書によりて、御撰なるべきよしを記せり。即ち、

奥書に、宗直云、以異本奥書考之、後水尾帝製作無疑者候、尤世上類無之也、九條殿より度々被仰候故、献上候處、則うつし留められ候、其外何方へも出し不申候、すゐ分秘藏すべし、異本奥書、右此御次第、法皇様勅筆にて遊ばされ、上様へ進られ候、御秘書也、其後新中納言殿より法皇様へ御望み仰上られ候故、御とりかへし遊ばされ候、當今様へ進られ候、すなはち御寫出來、宸翰の書返進あそばされ候、中納言殿仰上られ候、此御本大事の御本候間、もはや外へ出申さぬやうに遊ばされまゐられ候やうにと仰上られ候、其後御秘書になり、當今様と、上様とに一冊づゝ有之ほかに、すきとこれなき御本なり、其後ほどへて、法皇様御むしぼしの折節、上様ならせられて、御覽せられ分させられ、これまゐらせ候、其時の御本のあいたより、御しんかんの御本出る、則上様へまゐられて、今此御所にあり、かやうのめてたき御本ゆゑ、御秘書なから、御すきにひそかに御うつし被成候まゝ、員宮様御はんしやうにて、宮々様かたの御

しうきのためと思し召し候、かたく秘し候て、寫し申し候、永盛に寫とめ申すやうにと仰出され、御出しかたしけなく、則即座にお局三條殿にてうつし一校、今千秋萬歳あなかしこ、深くひつ底におさめ、人の見聞に及すべからずと傳へさせ給へ、

延寶つちのとの未の年正月初七

永盛謹寫

と見えたり。この奥書の文意明ならねど、當今様は靈元天皇、上様は員宮尙仁親王の御父後西院上皇の御事なるべく、後水尾法皇宸筆の御本二部を御西院靈元兩帝に參らせ給ひしが如し。また宗直の父宗恒の

奥書には、右者乳母之覺書をかりて寫し候也、千世の御祝儀、内々にて被行來次第也、

寶永三年九月上旬

御厨子所預紀宗恒

と記せり。また

墨海山筆本奥書にも、右一冊借請等庭朝臣令女子國拜寫畢一日之間終功了

文化八年七月十六日

權中納言藤原國長

とあり。國長は甘露寺篤長の子にて、國子は仁孝天皇の御代の典侍なり。拜寫といへるは、御撰なるが故なり。

王代年代號略頌

文武天皇より、後西院天皇寛文二年まで、列聖御在位の年數、及び年號をおぼえやすき爲にとて、七五の句にてよませ給ひし御略頌にて、一卷あり。

奥書に、此年代之號、法皇御口誦之時、候聽衆之席末、而與有聞不悉令異朝之四聲、爲欲訂本朝連聲之訛、略加國字朱圈、以傳子孫者也、

寛文九歲次己酉二月日

藤花押共方卿

家藏本奥書に、貞享二年九月一日、清原宣通以本寫者也、

臣藤原宗尙

など記せり共方は梅小路氏、宗尙は難波氏なり。

胡蝶

胡蝶といへる人、孝養をつくし、恩愛の母に別れて、世をはかなみ、出家遁世して、佛道の修行を積みしが、かねて植ゑたりし花園の花の精來りて、教化をうけし物語にて、一卷あり。これを以て、世のはかなき事、佛道修行に志すべき事などを示し給へり。卷首に、後水尾院御製と見え

後水尾天皇

二八三

て、
卷尾に、此草紙を見給はん人は、慈悲正直をもつはらにして、とんよく、じゃけん、れんぼ、
あいぢやく、もろくの悪業ばん惱、大てきのきはひかゝる時は、にんにくじひをたてにつき、
めうかうのりけんをもつて、これをしづめ給ふべし、
とあり。

源氏物語伏屋の塵

源氏物語の中三箇の大事、及び其他の數條につき、注解説明し給ひしものにて、一卷あり。續群
書類従に收めたり。其項目は、

桐壺のみかど

藏人所の鷹をすうる事

帝卷に侍るかたの、少將の事

ひたやごもりの事

揚名介の事

きりかけだつものゝこと

とのゐものゝふくろ

みつがひとつの事

この書の御撰なる事は、

奥書に、圓淨法皇宸作之趣、更無疑之、

正徳五乙未仲春十九日書寫畢

と見えたり。圓淨は、後水尾天皇の御法名なり。なほ、

桐壺のみかどの條に、世々の先達も覺悟おぼろげにして、その心わきがたかりしを、通村、こ
の事にあきらけくさときおのこなれば、よくこそをしへけるなれ、

ひたやごもりの條に、飛鳥井雅章、烏丸資慶まゐりて、各申しけるは、ひたやごもりの事、い
づれの字義にてかと心得ず申せしに、○中略さてこそ物語の心にもかなひぬるといへば、兩卿か
しこまりごと申して、よろこびてまかでぬ、

とあるによりて、臣下の筆つかひにあらざる事を證すべし。

源氏物語御聞書

源氏物語桐壺巻より、玉鬘巻に至る、御講談の御筆記にて、後西院天皇のかきとらせ給ひしものにて、五巻あるよし、歌書目録に見えたり。

源氏聞書

歌書類聚目録に、「源氏聞書、寛文六年、後水尾院御講義一冊」とあり。何人の筆録せるものか詳ならず。

伊勢物語御抄

伊勢物語の御註釋にて一卷あり。家藏本二部、一は表題に、後水尾院伊勢物語御抄とし、一は伊勢物語註として、下に「闕疑抄頭書也、後水尾院御抄」と記せり。これによれば、もと細川幽齋の闕疑抄の龍頭に注記し給ひしを、後人のかきあつめしものなるが如し。されば、處々に御押紙と記したるものさへありて、殊に後陽成天皇の愚案御抄、一條兼良の愚見抄を引證し給ひし所多し。こは蓋しこの物語の註釋の御草案にして、これによりて稿を竟へ給ひしものありけむを、今世に聞ゆるところなし。伊勢物語は、明暦二年八月廷臣を召し給ひ、御みづから之を講述し給ひし事あり。其時拜聽せし人々の筆録數種あれば、之を左に列擧す。

伊勢物語御講釋聞書

明暦二年八月、講述あらせられし時の聞書なり。何人の筆録せしものか詳ならず。群書一覽には、伊勢物語勅講抄として、二卷あるよし見え、圖書寮所藏本もまた、二卷にて、仙洞御講釋伊勢物語聞書と題せり。また和學講談所本は、四卷ありて、奥書に、「延享二年五月十五日寫功成、川島長興」と記せり。家藏本二部の中、一は三卷にて、奥書に「飛鳥井一位以秘本拜寫之」と記し、一は一卷にて、後水尾院勅講伊勢物語抄と題して、奥書に、「右御抄之伊勢物語者、里村紹尹、爲余染筆畢、寶永五年秋九月日長如」と記せり。此の如く、諸本の書名卷數等、各同かられど、内容には異なる所なければ、多く世に流布せしものなるべし。此聞書は、卷始に、明暦二年八月二十二日初度、同至九月二十九日御滿座十二度濟、とあり。聽衆は、妙法院堯然法親王、照高院道晃法親王、飛鳥井大納言雅章、岩倉大納言具起、日野大納言弘資、中院大納言通茂、白川雅喬王等なり。御講義の次第は左の如し。
初度 八月二十二日、初段昔男うゐかうぶりして、此一段を御文字讀有りて、詠歌大概に殊に見ならふべきは、古今、伊勢物語、後撰、拾遺、三十六人集の内、殊に上手の歌心にかくべしと有事、次に、定家自筆の本三本ある事、此次に奥書、次に初段のことば、思ひあらばの歌の段までなり、

第二度 同二十三日、四段昔むかし云々の條より、

第三度 九月三日、十一段昔男あづまへ云々の條より、

第四度 同五日、二十一一段昔男女いとかしこう云々の條より、

第五度 同七日、三十三段昔男津國云々の條より、

- 第六度 同九日、四十六段昔男いとるはしき云々の條なり、
第七度 同十一日、六十一段昔男つくし云々の條より、
第八度 同十三日、六十九段昔男ありけり其男云々の條より、
第九度 同十九日、七十九段昔男の中に云々の條より、
第十度 同二十日、八十七段昔男津の國云々の條より、
第十一度 同二十二日、九十七段昔男堀河の云々の條より、
第十二度 同二十九日、百十段昔男みそかに云々の條より終まで、

伊勢物語聞書

前掲の御講釋聞書とは別のものなり。圖書寮所藏本にて、二卷あり。

卷首に、以飛鳥井一位秘本拜寫之、正徳四年甲午七月十六日、初八月七日於簡默亭書終、隨得、

とあり。飛鳥井一位は、即ち雅章にして、聽衆の一人なれば、蓋し其筆記なるべし。

卷首の朱書に、此御講釋聞書、上下二本、此抄と大同小異ありて、諸説差異ありて、其意同じ、其説少しく詳略互見す、同時の聞書にて、其記者異なるか可勘、

と記せり。その異同ある點を擧ぐれば、

前掲の聞書には、先年所書之本とあるに、是卷が世間流布の一本の奥書なり、此外にも、以上定家卿のかゝれたる本三本也、
とあるを、

此聞書には、此外に天福と令口本兩本あるなり、關疑抄にしるせり、又此外に、本阿彌光悦が所持の本あり、又一本御覽ありしが、其本は少かけたる所ありしと被仰しなり、右之奥書之分御講尺也、

とある類なり。其他此聞書には、後陽成天皇の愚案御抄の御説をあげ、また烏丸光廣、中院通村の説をも參取せられたる所ありて、異同少からず。

百人一首御抄

百人一首を註釋し給ひし書にて、二卷あり。上卷は、天智天皇より藤原義孝に至り、下卷は、藤原實方より順徳天皇に至れり。祇註、玄鈔、後十鈔、兩聞鈔、御抄、或抄等の原文を列ね擧げ給ひ、次に御自説をば、私云として註し給へり、蓋し祇註は宗祇、玄鈔は細川玄旨、後十鈔は中院通村、御抄は後陽成天皇の愚案御抄なるべし。兩聞抄、或抄は詳ならず。

此御抄は、靈元天皇の百人一首聞書にも、或は後水尾院御抄とし、或は後水尾院御注として引證せられ、元祿十三年中院通茂の著せる百人一首抄にも、「此抄先年以後水尾院御抄、十輪院殿御抄等、所抄出也」と記せり。同十六年九月近衛基熙百人一首の講筵を開きし時も、豫めこの御抄を抄録して、參考に資せし事、基熙公記に見えたり。宗祇以來の諸註を集成し、且つ御考説をも附し給へれば、當時御抄の尊重せられしさまを窺ふべきなり。然るに、この御抄の宸筆の正本はい

かになりけるにか、寫本すら、世に傳はれるもの稀なり。家藏本も、上卷缺佚し下卷のみにて、櫻町天皇御奥書に、此書は、後水尾院御製作也、以日野前大納言光榮卿所持之本、帥中納言兼胤卿染筆也、

延享元年七月

御印

と記させ給へり。光榮所持の本は、未だ世に傳はりしものあるをさかず。

この百人一首は、寛文元年正月六日、廷臣を召して、御みづから、之を講じ給ひし事あり。聴衆のこれを筆録せるもの三種あり。

百人一首御聞書

歌書目録に、「後水尾院御講談、後西院勅筆」とありて、三冊あるよし見えたれど、御講談の年月明ならず。また今傳はれりや否やも詳ならず。

百人一首御講釋聞書

寛文元年五月御講筵のなりの聞書なり。何人の筆録せしものなりや明ならず。卷の始に、「寛文元年五月六日被始之、御聽衆、照高院道見親王、飛鳥井從一位雅章、日野大納言弘資卿、中院大納言通茂卿、白川雅喬王、

と見えたり。御講の目詳ならず。

百人一首御講聞書

始に、「法皇御講、寛文元五六始」とあり。野宮定輔の記せしものにて、表紙に、「中書也」と見えたり。前の聞書には、御聽衆の中に定輔の名見えざれど、これによれば、この外にも、拜聽を許されたるさまを徴すべし。この書は、御講述のまゝをかきとりたるものにて、口語に記したれば、其さま前の聞書とは大に違へり。されど、藤原敏行までにて、以下缺けたるは惜むべし。

詠歌大概御抄

藤原定家の詠歌大概を注釋し給ひし書にて一卷あり。歌書類聚目録にも、「詠歌大概抄後水尾」と見えたり。この御抄は、中に、「此一段或抄之趣也、少々加用捨了」と見え、また、「此一段宗養抄之由、少加用捨書之、など見えたれば、古き注釋どもを参考せられ、新に御勘を加へ給ひしものなり。圖書寮所藏一本には、所々に朱書にて補入せられたるところ、削除せられたるところありて、卷尾に「以朱書處々被加勅筆」とあれば、更に訂正し給ひしものなるべし。

此詠歌大概は、明暦四年五月六日、萬治二年五月一日、兩回、廷臣をあつめて、御みづから之を

後水尾 天皇

講述し給ひし事あり。其時拜聴者の之を筆録せしもの二三、世に傳はれり。

詠歌大概御聞書

表題の下に、「明暦四五六被始講尺」とありて、「常観念古歌之景氣」とある肩書に、同九日と注し、「櫻花咲に
けらしも」の肩書に、同十七日と注し、「秋の田のかり穂のいほの」の肩書に、同十九日と注し、「すゑの露」の
肩書に、六月九日と注したり。何人の筆記せしものにか、詳ならず。
奥書に、此詠歌大概御聞書者、法皇被許御講談御聴聞、其後切紙等参有御相傳、可謂此道之冥加矣、我家之
至寶、不可出關外者也、
とあり。

詠歌大概御聞書

表題の下に、「各聞書集之中書之寫」とありて、諸家の聞書をあつめしものなり。何人の大成したるものか詳
ならず。春すぎて」の條、おのづからすゞしくもあるか」の條、「さびしさは」の條に、後仰とありて、後日
に仰せられたる事をも書き加へたり。こは御講の年月を記さざれど、蓋し明暦四年なるべし。

詠歌大概御講釋聞書

表題の下に、「萬治二年五月一日御講釋」とありて、一卷なり。家藏本にて、「久世藏書」の印あり。其さま草稿
のまゝなるが如し。そは題號の條に、「無叙覽之由也」とあるを、墨にてこれを塗抹し「不見」と改め、「但取古歌
詠新故事」とある條に、「宗祇注不叶叙慮之由」とあるを消して、「宗祇注合點行かざるなり」と改めたるにて
推知するを得べし。なほ朱書にて、書き加へたる所、削りたる所跡からず。また所々に去年と肩書せるとこ
ろあり。去年は、即ち明暦四年にて、前回の御講と異同の所を示したるなり。この聞書は、何人の筆録せし
ものにか、末尾に「此抄、前内相府一村公御筆也」とあり。一村は、蓋し中院通村なるべけれど、通村は、既
に承應二年薨じたれば、こは其孫通茂にて、やがて其筆録にかゝりしものならんか。

古歌御註

新古今和歌集、順徳院御集に載せられたる和歌、及び其他の長歌、併せて十二首を註釋評論し給
ひしものなり。表紙外題に「古歌御注少々」とあるのみにて、御撰なるよしの明文なけれども、

世をいとふ始求めし山里を思へば今も住むこゝちして

此歌は岩山道堅歌なり、聞きにくき歌なりと、後十輪院物語ありしなり、其後光廣卿に如何
したる心ぞと尋ねし時、一座の儀を申して、作者によりて、猶別の義も可有之哉と申也云々、
とあり。後十輪院は、中院通村なり。通村及び鳥丸光廣は、天皇と同時代にて、殊に其さま臣下

後水尾天皇

の筆づかひとも思はれねば、御撰なる事は疑なかるべし。

御撰御注

歌書目録に御撰なるよし見えたれど、今傳はれりや否や詳ならず。

後水尾院御聞書

和歌、及び官職、殿舎、人名等に關する事どもの御物語を、皇子道寛法親王の筆録し給ひしものにて一卷あり。良恕法親王、三條前内府實條、水無瀬中納言氏成、中院大納言通村、二條康通等に問はせ給ひし事どもうちまじれり。

奥書に、右一冊者、後水尾法皇に、聖護院道寛法親王御聞書、以御自筆書寫之、本書者船橋伊織所持也、不可出函底可秘云々、

元祿五千申初冬

忠山子書

とあり。なほ法皇御物語の聞書なる證は、

鶴伴仙齡寛永七二八
院中會始

萬代を三つの島なるあしたつこのこゝにもかよふ道はへたてし

愚詠也、日野新大納言結句所存有之由を申、○下略

と見えたるは、御集雜部に收められたる御製なるを以ても推測するを得べし。

後水尾院御集

御製和歌の御集なり。また鷗巢集といひ、鷗巢とかきたるもあり、蓋しかもめの巢と唱へしなるべけれど、典據詳ならず、

此御集は、世に流布せるもの多く、いづれも寫本なりしが、近年國書刊行會の續々群書類從に收めたり。されど、

群書一覽に、御自撰鷗巢集の外に、諸家に傳へたる打聞を集めて、御集と稱するもの數本あり、萩野本奥書に、後水尾院の御製、世に秘藏し侍る事年久し、予折にふれ、思及びし折から、書寫し所持し侍れば、全部なれる書を見ざりしまゝ、御歌數も少く、あはれ願くは、多くあつめまほしく思ひ侍りしに、○下略

など見えたるが如く、後人の見聞せるまゝに、かきとめたるものもありて、殊に異本尠からず。

よりて、今圖書寮本九部、萩野由之氏所藏本五部、家藏本八部、内閣本、押小路本及び、續群書類従に收めたるもの等、廿五部を以て比較對照するに、概ね十一種に別つを得べし。

第一 圖書寮本、内閣本、萩野本、押小路本、家藏本等十三部あり。部立は四季戀雜にて、中には、雜を雜、神祇、釋教、賀に分ちたるもあれど、順序も大差なく、各聊づゝの異同あるのみにて、春部より、雜部、若くは賀部の寄世祝に至るまで概ね同じ。この中、圖書寮本は三部あり。

甲本は、表題を後水尾院御集として、奥書なし。

乙本は、表題を後水尾院御製として、奥書に、「元祿丁丑夏四月、七十二、老夫卓甫寫」とあり。丁丑は元祿十年なり。

丙本もまた、後水尾院御集とありて、奥書に、「享保十五年戊二月十五日、梅泉齋」とあり。

内閣本は、奥書に「右後水尾院御製也、花園宰相實滿卿依書寫之本、寫之者也」とあり。

萩野本は三部あり。

甲本は、表題もなく、奥書をも載せず。

乙本もまた、表題なく、たゞ羅文瀧澤の印あり。羅文は、曲亭馬琴の兄なり。

丙本は、内藤耻叟氏舊藏にて、表題に、後水尾院御集とあり。奥書に、「此一帖、蒙後西院勅、中院前大納言通茂卿撰集、而號鷗巢集、予増加之、多年之懇望不得止、仍與之、輕忽而努々不可許他見也、于時元祿戊戌年六月書寫之」と見え、末に「享保十五庚戌年十月十一日寫終、坂部平勝與書之」とあり。

押小路本は、表題に鷗巢集とありて、奥書に、「此一冊、後西院勅宣中院通茂卿、而撰集焉、名鷗巢集」と見えたり。

家藏本は五部あり。

甲本は、表題なく、奥書に、「此一冊者、法皇御製也、小田原侍從正則朝臣、依懇望不能固辭、以染禿毫、聊可被禁外見者也、延寶六年孟秋上旬、從一位雅章」とあり。小田原侍從は、老中稻葉正則にて、雅章は飛鳥井雅章なり。

乙本は、表題仙洞御製和歌集とあり。末に、御製目錄を記して、四季、戀、雜等の題數歌數等を記し、奥書に、「後水尾院御製也、花園宰相實滿卿、依書寫之本寫之者也、于時天和二年壬戌仲冬念日終之」とあり。

丙本は、表題なく、奥書に、「此一帖者、後水尾院御集なり、依小田原侍從正通朝臣所望、而不

願禿筆、令書寫之、並加奥書、秘不可被出函底者也、天和三稔初夏上旬候、黃門侍郎藤原宗量」とありて、末に歌數を載せたり。正通は正則の子にて、宗量は難波宗量なり。

丁本は、表題を驚巢として、奥書に、「右後水尾院御製御自撰也、以照高院道晃親王眞跡正本、不差一字令書寫、猶又以風早中納言實種卿法皇御校合之本、與實種卿讀合改正者也、元祿十六癸未年二月上浣、瑞圭軒」とあり。瑞圭軒は何人なりや詳ならず。

戊本は、表題に、後水尾院御集とあり。久世氏舊藏にて、奥書なし。

この十三部の中、圖書寮丙本、萩野乙本、家藏甲乙戊本の五部を除くの外は、いづれも御歌の傍に、年月日を注記せり。其部立、及び歌數等左の如し。

圖書寮本	春				夏				秋				冬				戀				雜				神祇				釋教				賀				計			
	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁				
押小路本	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁
	一九四	二〇六	七二	七二	六八	六六	三三	三三	三二	三二	三二	三二	八三	八三	八三	八三	一三九	一三九	一四三	一四三	一三八	一三八	一四五	一四五	一一	一一	一一	一一	二七	二七	二七	二七	一三	一三	一三	一三	一〇〇二	一〇〇二	一〇〇二	一〇〇二

家藏本	萩野本			
	乙	丙	甲	乙
	一九九	二一三	一九六	二〇五
	六九	七四	七二	六六
	二九七	三一四	三三〇	三三二
	八〇	八六	八一	八三
	一三一	一四六	一四四	一四四
	一六八	二一九	一八四	一九六
		一五		
		二七		
		三八		
	九一四	一一三二	一〇一七	一〇一六
	六九	七四	七二	六六
	三三	三三	三三	三三
	七九	八三	八三	八四
	一一九	一四四	一四四	一四四
	一四七	一九六	一九六	一九〇
	二三			
	二二			
	九四三	一〇二二	一〇二二	一〇二二

この中、萩野丙本は、奥書に「予増加之」とありて、御歌の數殊に多し。また同乙本、及び家藏戊本の御歌數最も少きは、節略せしものか。内閣、押小路二本には、雜を雜神祇以下に分類したれど、何れも、順序は諸本と同じく、唯部目を増加せるのみ。また、圖書寮丙本は、春及び雜部中の増加せるものあれど、其外は、互に二三の増減あるに過ぎず。此の如く、この十三本は、御歌の數甚しき差異なきのみならず。順序等も殆ど同じければ、其系統を一にせるは疑なかるべし。抑此御集の撰集に就いては、從來二説あり。一は御自撰といひ、一は後西院天皇の勅を奉じて、前大納言中院通茂の撰びしものなりといへり。御自撰といへるは、家藏丁本の元祿十六年奥書、及び群書一覽に見え、通茂の撰とせるは、萩野丙本元祿元年奥書、及び押小路本奥書に見えたり。

づれも、他にたしかなる徴證あらず。御自撰ならば、この御集のなりしは、御在世中ならざるべからず。通茂が後西院天皇の勅を奉じて撰集せしものならば、崩御以後なるべきを至當とす。然るに、この御集に集録せられたる御製の傍に注せる年月は、慶月より承應三年に至り、延寶六年には、飛鳥井雅章が稻葉正則のためにこれを謄寫せしよし、家藏甲本奥書に見えれば、蓋し明暦以後、延寶以前に撰ばれたるものにして、天皇の崩御は、延寶八年なれば、御在世中なる事は明なり。然らば、御自撰とするを正とすべく、通茂が撰びたりといへるは、この御自撰以後に於ける御製、及び其他の御製を以て増加せしものなるべし。この御集雜部の終なる寄世祝の次に、諸本とも、諸法實相の御製、中院通村勘當の頃遣し給ひし御製等、五十首ばかり載せるたるものあり。また圖書寮甲丙本、内務省本、押小路本、萩野甲丙本、家藏甲乙戊本等には、末に御着到百首以下五十首、三十首等の御製を載せたり。通茂の撰集せしものは、蓋し是等の諸本ならんか。されど、其順序一定せず。互に出入異同あり。御着到百首以下左の如し、

寛永十四年御着到百首 圖書寮甲丙、内閣、押小路、萩野丙、家藏乙丁本、

同二年三十首 圖書寮甲丙、内閣、萩野丙、家藏甲丁本、

延寶五年五十首 圖書寮甲、萩野甲、家藏甲丁本、

同四年二十首 圖書寮甲、萩野甲、内閣、家藏甲乙本、

慶安元年十三首 圖書寮甲丙、内閣、萩野甲、家藏乙丁本、

承應二年十首 圖書寮甲丙、内閣、萩野甲乙、家藏乙丁本、

慶安二年十首 圖書寮甲丙、内閣、萩野乙、家藏乙丁本、

慶安五年處々立春以下十首同上

同年朝霞以下十首同上

故郷梅以下十首同上

早春霞以下十首同上

不知夜月以下十首同上

寛永十六年七首同上

同年九首同上

海上霞以下十首 萩野甲、家藏甲本、

嶺上霞以下十首 家藏甲本、

父上有親以下五首 萩野丙本、

後水尾天皇

此外、押小路本には、追加として、春五十九首、夏三十一首、秋九十七首、冬三十首、賀十三首、戀三十九首、哀傷二首、雜六十三首、合せて三百三十四首を載せたり。

第二 圖書寮本にして。表題を後水尾院御製集としたり。

奥書に、此一帖者、後水尾院御製集也、藤原常信所持之、于時、請芝山黃門宣豐卿校合、既達天聽、後西院則被染宸翰下給畢、以其正本、不違一字令書寫、爲至寶雖秘函底、幸隆雅人依懇望、染秃筆以送焉、

貞享三年仲冬天

源尙成

とあり。まづ始に、「院御製御和韻」とありて、「山陰道のかたはらに世捨て人あり云々」の御詞書ある御製十首をのせ、第一には雜部寄世祝の次なる追加の中にあリ。次に、不知夜月以下十首、慶安元年十三首、早春霞以下十首、寛永十四年着到御百首あり。次に春九十首、夏三十七首、秋七十四首、冬四十首、戀五十二首、雜七十三首ありて、次に慶安三年十首、寛永十六年七首、同年九首の御製をのせたり。春夏秋冬等の中には、第一にのせざる御製もあれば、それを拔萃せしものにはあらず。何人が撰集せしものならん。

第三 圖書寮本にて、後水尾院天皇御製と題せり。始に「院政仁御製御和韻」とありて、山陰道の

かたはら云々の御詞ある御製十首以下、慶安元年十三首の御製をのせたる事第二に同じく、次に雪消春水來より、閑居までの御製三十五首あり。次に立春より、釋教まで百六首、寛永十四年着到御百首あり。次に冬天象より、牡丹まで四季うちまじりて、三十一首、次に早春より空門極品まで、春二十四首、夏十五首、秋三十八首、冬十八首、戀十七首、雜四十六首、次に河月より寄道祝まで四季戀雜うちこめて百十首あり。次に慶安五年十首、寛永十六年七首、同年九首あり。次に沓冠より、曉戀までうちこめて五十首あり。次に十二時歌として、十二支を初句に入れて、よませ給ひし御製十二首あり。

第四 圖書寮本にて、表題に後水尾院御製集とあり。始に春曉月より釋迦に至る二十首を載せたり。別に年月を記さざれど、第一の後附なる延寶四年二十首と同じ。次に山早春より神祇に至る五十首あり。こも年月を明記せざれど、延寶五年五十首と同じきものなり。次に延寶八年の待郭公の御製をのせて、次に春試筆より延寶二年元旦までの御製を掲げたり。特に部目を載せざれど、四季戀雜等順次にあげたり。即ち春百二十首、夏四十五首、秋三十四首、冬九首、戀十八首、雜十八首なり。之を第一の御集と對照するに、歌數甚だ少なけれど、四季戀雜の順序も同じければ、蓋し第一の御集より、拔萃せしものなるべし。但し春夏の所は省略したるところ少數なれど、秋

以下は、七八十首もうちつらねて之を略し、殊に雜の部は、始の方百七十七首をば悉くもらし、末の方のみ掲げたり。

第五 圖書寮本二部、及び家藏本にて、圖書寮甲本、及び家藏本は、並に表題を元和帝御詠之聞書としたり。圖書寮乙本は、表題を後水尾院御製として、奥書に「元和帝御製之寫、從清水山城權助借之、書寫候者也、大江俊包」とあり。この三本の歌數左の如し。

		春	夏	秋	冬	賀	羈旅	戀	哀傷	雜	釋教	神祇	計
圖書寮本	甲	二三八	八四	二三四	九七	四二	一三	一三〇	三三	一四七	一七	一〇	一〇三三
	乙	二二七	八四	二三三	九三	四三	一三	一四四	三三	一四六	一七	一〇	一〇三三
家藏本		二二六	八七	二三六	九〇	四二	一三	一三三	三三	一四九	一八	一〇	一〇二七

但し圖書寮甲乙二本には、神祇の次に狂歌八首、發句十二句をのせられたれど、同甲本の目録には、之を掲げざれば、恐くは、後より追記したるものなるべし。また同甲本には、發句の次に、見花戀友以下、閑中雪まで九首をのせ、乙本には、見花戀友、及び題不知の御製三首を挙げたり。この三本には、第一の後附なる寛永十四年着到御百首、延寶五年五十首等の御製、及び第一の押小路本追加にのせたる御製をも四季以下の部に編入したり。

第六 圖書寮本にて、表題後水尾院御製とあり。部立は、春百十二首、夏三十五首、秋百十三首、冬四十一首、戀四十三首、雜百二十三首にて、次に父子有親以下五首、所々立春以下十首、慶安二年嶺上霞以下十首、承應二年朝霞以下十首、慶安五年早春霞以下十首の御製をのせたり。但し秋部には、七夕七首、菊九首寛永六年を編入し、處々に御短冊を下賜せられたる人名をも附記したり。

第七 萩野本にて、表題に後水尾院御集とありて、下に「中院通村卿筆」とあり。されど、春風不分處、「風も今おさまる春にをちこの忘れずなれぬ心をやふく」とあるは、第一なる諸本に「承應三正十三御會始」とあるに同じく、通村の薨せし承應二年三月より、一年以後の御製なれば、其自筆にあらざる事明なり。こは蓋し。卷末に載せたる御製の末に、通村の消息をあげて、通村上とあるによりたるものなるべし。此本もまた、別に部目を掲げざれど、四季戀雜を順次につらねたり。即ち春六十二首、夏四十二首、秋百三十一首、冬四十首、戀五十二首、雜百十九首にて、次に御着到百首、慶安五年春十首、慶安元年月十三首、の御製を載せたり。

第八 萩野本なり。後水尾院御集と題して二卷あり。上卷を四季とし、下卷を戀雜として、歌數最も多し。春二百一首、夏百一首、秋三百三十二首、冬百十四首、戀二百五首、雜三百十五首にて、千二百六十八首をのせ、次に月十二首の御製をあげたり。

第九 家藏本にて、表題に太上法皇御製とあり。部立は春百五十首、夏五十首、又夏八首、秋百二十八首、又秋廿五首、冬四十九首、又冬十二首、戀九十八首、雜九十二首、又首四十八首にて、六百五十九首なり。

第十 家藏本にて、表題に後水尾院御集とあり。部立は春七十六首、同追加四十六首、夏四十一首、同追加二十首、此中に寛永十五年四月禁中御會十首あり。秋百八首、此中に寛永十六年七月七夕七首、慶安三年九月十三日、十三首、寛永十六年重陽九首あり。同追加六十五首、此中に明暦二年八月禁中御會月十五首あり。冬四十首、同追加廿一首、戀七十一首、戀百首、同追加三十六首、寛永二年三十首、以下、故郷梅慶安二年六月十首、承應二年正月十首、延寶五年之頃二十首、御着到百首、名所御百首、松島八景御製名所御歌共十三首、神祇四首、賀十一首、鬮旅三首、雜三十四首、同追加九十六首、哀傷五首、同追加十八首、釋教四首、同追加廿五首、此中に十界物名五首、長歌一首あり。群書一覽に、「名所御百首、八景御詠等の入りたるもあり」といへるは、この本と同じきものなるべし。

第十一 續々群書類從に收めたるものなり。御歌數の最も多きものを選択したるものにして、黒川本によりたるよし例言に記せり。春二百六十八首、夏九十七首、秋二百四十六首、冬八十三首、戀百四十四首、雜百十一首、神祇十九首、祝廿一首、釋教廿二首にして、千十一首あり。この次に、御連歌、御發句、五典の御歌、其他沓冠、及び折にふれてよませ給ひし御製御贈答等をのせ、次に十首、早春霞以下八景の御詠、慶安元年九月十三夜月十三首、等をのせたり、蓋し第一を取捨せしものなるべけれど、何人の撰集せしものか詳ならず。

以上この御集は、圖書寮本以下廿五部によりて之を對比するに十一種あり。なほあらゆる寫本を蒐集して、これを考究せば、其種類は、なほ多かるべし。蓋しこの天皇は近代の歌聖におはしませば、御自撰の外、上下の人々各御製を寫して、之を撰集せしもの尠からざりし故ならんか。中にも御自撰なるは、第一に屬せるものにて、明暦以後、延寶以前に撰ばれたるものなるべし。

新一人三臣和歌

御製、及び三條實條、烏丸光廣、中院通村三人の歌をあつめしものにて、一卷あり。部立なく、元和九年より慶安元年までの歌なり。なほ此書の事は、書籍名數に、新一人三臣和歌、後水尾院、三條殿、烏丸殿、中院殿、と見えたり。

一人三臣和歌

御製、及び中院通勝、通村、通純、三代の歌をあつめしものにて、一卷あり。部立は、四季戀雜なり
後水尾天皇

奥書に、右一冊者、洛陽隱士雲泉編集之者也、
と見えたり。雲泉はいかなる人か詳ならず。通純の子通茂の門人打官光軌といふものあり。藻巖菴雲泉と號せしよし教育資料に見えれば、蓋しこの人なるべし。

新三玉和歌集類題

三玉和歌集類題にならひて、此御集、及中院通茂の老槐集、烏丸光榮の榮葉集の中より撰び出でたるものにて、二卷あり。

仙洞御百首

御集に見えざる御製百首にて、一卷あり。部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、雜十五首、戀十五首なり。この中五十二首は、中院通村點を加へて、末に、

かすくく にみがける玉やけかれましかけてかひなき浪のもくづは
と見えたり。

源氏物語文字鎖

源氏物語の卷の名を句の中によりこみ給ひし文字鎖にて、初に「桐壺の更衣うせてのち、契りむ

なしき御なげき」とあり。八洲文藻に收めたり。

廿一代集勅撰の略

二十一代集勅撰の概要を長歌によませ給ひしものなり。集錦抄の載せて、後水尾院法皇御作資茂卿記とあり。

奥書に、此長歌、資望朝臣、資枝卿、予幼年之時、依故前槐仰、常々誦之、其本破損之後、至今猶雖誦之、此度資茂卿自筆一覽之次寫之了、於代々撰集者、説々以此御製長歌、爲正統之證據、尤可珍重者之由、光胤卿有教訓、仍記其旨了、

と記せり。資茂は、日野弘資の子なり。また前槐は内大臣烏丸光榮にて、光胤、資望、勅解由 小路及
び資枝、日野、集錦抄の著者裏松固禪は、並に光榮の子なり。

千首和歌集

後土御門天皇以後の和歌千餘首を撰ばせ給ひし書にて、群書一覽には、御撰千首とあり。或は一
卷とし、或は上下二卷にわかつてり。部立は、春百九十八首、夏百一首、秋二百十三首、冬百七首、

戀百六十九首、雜二百七首にて、歌の數千二十二首あり。但し歴代和歌勅撰考には、「歌凡一千十五首、部立、春、夏、秋、冬、戀、雜、神祇、釋教、祝言」と見え、群書一覽には、一千二十八首なるよし記せり。諸本の部立歌等、互に異同ありしにや。作者は、後土御門院、後柏原院、後奈良院、圓淨法皇、邦高親王、貞敦親王、道永入道親王、智仁親王、足利義政、同義尙、三條公敦、大炊御門信量、三條西實隆、同公條、同實澄、中院通秀、同通村、冷泉爲廣、同政爲、飛鳥井雅康、同雅親、同親俊、甘露寺親長、鳥丸光廣、綾小路俊量、姉小路基綱、中院通勝、富小路資直、東常縁、松原賢盛、二階堂政行、源直朝、細川幽齋、僧正廣、宗祇、道堅、宵柏、後花園院上臈、後土御門院一位局、勾當内侍、權典侍、新典侍等四十三人なり。群書一覽には、後柏原院、實隆、義政より以後の公武桑門等の秀歌をのせさせ給ひしよし見えたれど、後土御門天皇の御製をも載せ給へれば、これとあはず。また

和歌血脈道統譜後水尾院の條に、御在世雖有撰集御夙望、依故障罷歎、是有密説、依之准撰集、選置御在世之歌人和歌千首、可謂秀逸乎、

とあるは、この御集の事にや。但し、「選置御在世之歌人和歌千首」とあるによれば、主として、當代の和歌を入れ給ひしが如し。されど、この集は、寧ろ上代の人々を主とし、その上に、當代の人々の歌をも採録し給へれば、別のものにや、詳ならず。また十三朝紀間に、「帝性聰明、善和歌極古今奧義、在院之日、新撰明題和歌集」とあれど、今世に傳はれるをきかねば、或はこの御集の別名ならんか。この御集を撰ばせ給ひし年代は詳ならねど、集中載せられたる御製の過半は、寛永十四年御着到百首の中よりとり給ひ、其他同年二月、同十六年九月の御製等にて、慶安元年九月十三夜十三首の中二首の御製もまじりたれば、寛永の末に撰ばせ給ひ、慶安の始に補ひ給ひしものか。

千首類題

この御撰の千首をはじめ、千首の歌數種を以て編輯したる類題なり。尾崎雅嘉の著にて、二卷あり。群書一覽に、爲家千首、正徹千首、後水尾院千首、天文千首、慶長千首、元祿千首、貞享千首、享保寛延千首等の歌を合せて、類題とす。上卷は千首部類の例に従ひ、下卷は混雜の題をふたゝび類題に分てり。とこへり。

宸翰新歌集

永井尙政の奏請によりて、上皇、親王、攝關以下百二十五人の歌、各三首を奏覽せしめ給ひ、その後水尾天皇

の中より各一首を撰ばせ給ひて、宸翰を染めさせ給ひしものなり。

奥書に、右百二十五首之一局者、山城淀城主永井信濃守尙政、法名心齋兼而公家一集四季戀雜詠歌、被染宸筆、頂戴仕度旨雖被懇望、如願難叶依勅誼、面々三首宛奏覽之内、被勅撰一首宛、

後水尾院被染宸翰被與之訖、心齋所勞危急卒去之朝拜受滿望云々、

と記せり。尙政の没年は寛文八年九月十一日なれば、それより以前の御撰なり。

三十六首花歌仙

白梅、杜若、等を詠せし古歌三十六首を撰び給ひしものにて、一卷あり。作者は、後鳥羽、土御門、順徳三帝、宗尊親王、藤原良經、道家、家良、兼房、俊成、定家、師繼、爲家、家隆、顯仲、仲實、俊頼、雅世、慈鎮、公朝、顯昭、般富門院大輔、宜秋門院丹後、紀友則、伊勢、小辨の廿六人にて、外によみ人しらす四首あり。概ね夫木和歌抄より採録し給ひしが、中に、古今拾遺兩集各三首、及び順徳院御集一首、出典不明なる雅世の歌一首あり。こは帝國圖書館の所藏なる清水千清遺書卷二十に收めたり。

奥書に、右三十六首花歌仙は、後水尾院勅作也、

右の歌を作り、花に合せてとること歌仙貝の如しといふ、

と記せり。これによれば、歌仙貝の如き一種の遊戯の料に撰ばせ給ひしものならんか。

曙夕暮百首

後拾遺和歌集以下の勅撰集より、五の句に春の曙、秋の夕暮とある歌各五十首を抄録し給ひしものなり。一卷にて、巻首に後水尾院御撰と記せり。

御撰賀歌十五首

古今和歌集以下の勅撰集の中より、賀の歌十五首を撰出し給ひしものにて、一卷あり。

奥書に、右賀十五首、後水尾院宸翰、御撰、御物數寄、且知良之字等、不違、(色紙長八寸二分、横七寸九分)以靈元院御本書寫之、

享保十二年春

家仁

と見えたり。靈元院御本とあれど、靈元法皇の崩御は享保十七年にて、此時は未だ御追號あるべからず。されば、十二年は誤寫なるべけれど、類本なければ詳ならず。

玉露稿

和歌についての事どもか、せ給ひし書なり。照高院道晃法親王の御懇望によりて、宸翰をそめさせ給ひしものにて、一卷あり。玉露は、御雅號にや。中に、「玉露官庫舊本、伏見道欽親王自寫之本也、」と見え、「玉露和歌の詠草一折、立安につかはせり、」などか、せ給へり。また桐葉御記と稱す。

有職歌道雜集に、桐葉御記、玉露稿ともいふ、後水尾院勅語書集小冊也、

と見え、仁木隨筆にも、桐葉御記とあり。桐葉とは、いかなる義にや詳ならず。其記事は、

寛永六年八月廿日、中院通村、及び烏丸光廣と共に詠ませ給ひし定家祥月忌日の御製、

同九月廿三日、兩卿に勅答ありし鶯鶴に就いての御考説、

同年、兩卿に御傳授ありし萬葉集歌詞の讀法、

同年、春、妙法院宮、兩卿に御傳授ありし源氏物語讀法、

同十年、秋、兩卿に勅答ありしそが菊の御考説、

年の内に春は來にけりの歌、

飛鳥井雅章に勅答ありし長歌短歌の御考説、

寛永十四年夏烏丸資慶に勅答ありし非參議四位の御考説、

信濃なるあさまのたけの歌

忘らるゝ身をば想はずの歌

夕ぐれはいづれの雲の歌

柚人のひかり尋ねしの歌

見てのみや人にかたらんの歌

蛭川知温の事

日頃の正廣の事

定家よめる歌の事

むくらの宿の秋の夕暮の歌

入相の鐘に花ぞちりけるの歌

山田の僧都の御考説

人丸赤人の事

都の富士の事

後水尾天皇

宇治川に螢をよめる事

富士の山の異名

有明のつれなく見えしの歌

駒とめて袖うちはらふの歌

思ひ出て誰をか人の、歌

峯の嵐麓の川の、歌

人すまぬ不破の關屋の歌

數ならぬみの、小山の一つ松の歌

月やどる澤田の面にふす鳴の歌

鶉なくいはれの野邊の歌

ほのゝゝとの歌

人丸塚の事

郭公鳴や五月の歌

定家のこぬ人をまつほの浦の夕なぎにの歌

赤人の葬地の事

兼好頼阿の事

伊勢物語中の一つ子にさへ侍るとある事

等なり。なほ

奥書に右四十一ヶ條件々之勅話、承應二曆癸巳秋、依照高院主道見法親王之懇望、綴御宸手三卷之秘義、亦別准御茶話、被綴御一小冊之假名切紙、都四卷被准御遺勅、且擬仙洞之寶祚者也、臣等潜寫之、秘縉紳之闕者也、

寛文十三年癸卯仲春中院日

交野内匠頭

芙蓉軒在判

舊不忍文庫本奥書に、享保四年六月廿六日令書寫畢、

連阿嘯

とあり交野内匠頭は、西洞院時慶の子時貞なり。奥書には、四十一箇條とあれど、本書は四十箇條なれば、一箇條缺けたるにや。また奥書の文意明瞭ならぬ點あり。此玉露稿は、三卷の秘義なるが如く聞ゆれど、こは御茶話に准じてかゝせたまひし一小冊の意ならんか。但し山岡俊明の

類聚名物考に、桐葉集といふにつきて、後水尾院の御筆の桐葉御集と混亂る事あり、その事は、人麿赤人の事など書きたるものにて、御製にはあらで、偽なりといふ、また一本桐葉集、一名

後水尾天皇

三一七

玉露稿とて、交野内匠頭が奥書ある書は、即ち桐葉御集なり云々。この奥書によれば、後水尾院御作にて、玉露は、御假名なりき、すべて、この交野内匠頭は、虚言いふ人なれば、いかにぞや、疑はしけれども、しばらくして再考へた、すべきものなり、とあり、引證せられし新國史、及び人麿赤人の事などは、他に徵證もなきものなれば、名物考の説さと思はるるところなれど、他には怪むべきふしも少く、卷首に見えたる定家忌日の御製は、御集^{第十家}にも見えたれば、俄に僞作とは定めがたし。

和歌一枚起請

浄土宗の一枚起請に擬して、詠歌についての事どもかゝせ給ひしものなり。武者小路實蔭の談話を似雲法師の筆録せる。

詞林拾葉享保二年五月廿七日の條に、後水尾院あそばされし物の中に、細字にて、紙三くだりほどなる中に歌の道それにて、埒のあくやうなる物あり、いうてゆけば、浄土宗の一枚起請の如く、歌の一枚起請なり。さて、奇妙大きな事、古より歌人あまたあれども、心中には有りしもしらず、筆には載せられたりとも見及ばざりし事なり、これを拜見したれども、先年は

とくがつてんまゐらず、しれたる事のやうに思ひしが、中年このかた、眼つきそれより心中ゆたかにて、歌を詠するに、不出來なる事はあれども、よみがたきまでにて心に苦惱なく、罪もおのづからきゆるやうに思ふなり、中後水尾院御かきあそばされし、ありがたき事を此道に心ある人にいひきかせたく思へども、そなたにも、いまだいひ難し、つひしれたる事のやうに思はれ、却て道淺くなるなり、是を内よりよほど熟したる人に、此僅みくだり程のものをよみきかせ、たちまち歌の道を領解すべし、烏丸唯今にては、よ程此道に志、きょうにもある人なれども、なか／＼烏丸へも今などはいひ難し、いうと其ま、合點いださるべし、其早合點にては、さらに益なし、とくと内心より、沈みて得心せねば、いうてもいたづらことになるなり、と見えたり。今世に傳はれりや否や詳ならず。

一字御抄

天、地、山川、内、外、前、後、惜、思、爲、作等の字を設け、天には晴天歸雁、社頭天、外には簾外燕、野外草、思には、思花、冬旅思、爲には、竹爲師、爲君祈世の類、あまたの題を類別して、廿一代集、及び其他の歌集より證歌を撰びて、作例を示し給ひし書なり。

卷の始に、天皇刪正多しといへども、御心を用ひられ、和歌の幽微をつくし給ふ事は、此御抄にとどまれりとや、

と見えたり。寫本は二本にて、元祿三年の刊本は八卷あり。なほ其項目は左の如し。

卷一天 地 山 麓 路 驛 水 湖 海 泊 岸 洲 流

洛 寺 村 家宅、屋、宿 隣 門 軒 庭 砌 垣牆籬

卷二 閨 朔 昨 曉 曙 朝 晝 暮晚夕 夜 明 暗 溫暖

涼冷 寒 霽晴 方 東 西 南 北 長 巽 坤 乾 中

人 客 友 主 伴 誰 獨狐 老 若 隱 遊士 遊女 傀儡

漁士漁人 漁父 樵夫 八乙女 商客

卷三 淨侶僧 意 上邊頭 中 下 内 外 前 後 遠 近 長

短 動 靜閑 見 聞 多 少 有 在 無 同 別 出 入

高 低垂 古舊 新 遲 早速 始初 終 淺 深 來

卷四 歸 昇 臨 送 迎 親 疎 山野 都鄙 東西 南北 晝夜

朝暮 陰晴 老少 縞素 遲速 往反 高底 左右 貴賤 憂喜

視聽 親疎 遠近 淺深 是非 色香 紅白 管絃 嘶 脈 到

戴 傷 忿忙 何 遙遐 耻 拂 亡 端 俄 句 似 細

綻 隔 變 留 閉 封 解 飛 問 鏢 散 契 冒 各

自 逐 趣 度 纒 辨 忘 代替 懸 傾 談

卷五 芳香韻 藏隱 重 齒 依 呼 橫 寄 對 向 爲 作

立 尋 闌 染 添 底 聳 傳 常 連 告 盡 積 馴

半 猶尙 啼鳴 慰 靡 群 結 霑 浮 移寫 埋 打

卷六 載 薄 望 殘 貽 延 掩 驚 折 落 帶 惜 思憶

重 碎 薰 悔 宿 漸徐 破 易 稀 待 招 勝 交

增 興 歷經 蹈 每 如 戀 籠 濕 趣 期 擇 照

卷七 問 愛 憐 荒 當 遊 餘 厚 洗 角 遍 遇 鮮

盛 更 躡 避 礙障 妨 叫 爽 清 消 行 廻繞 亂

皆 滿 知 隨 滴 凌 生 滋繁 頻 辭 映 徹 響 開

曳 久 比 膠 求 漏 催 翫 欲 澄 透 過

後水尾天皇

卷八 林 樹 叢 衣 袖 色 青 黃 赤 白 黑 綠 紫
 數 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 兩 不厭 不
 到 不離 不拂 不綻 不留 不鮮 不之 不散 不分 不辨 不忘
 不隔 不語 不眠 不流 不殘 不起 不待 不異 不擇 不改
 不明 不定 不窮 不來 不如 不聞 不知 不一 不言 不出
 未晴 未落 未深 未飽 未遍 未聞 未開 家々 村々 處々 年
 年 月々 夜々 時々 離々 色々 禁中 故郷 遠郷 水郷 仙家
 山家 田家 言志 即事

類題寄書

和歌の題のみをあまた集め給ひし書にて、三卷あり。上卷は、春夏、中卷は秋冬、下卷は戀雜の題を載せ給へり。

奥書に、此本は、中務卿職仁親王より借り秘寫させ侍る、風早前宰相公雄、外題は攝政内前公、

明和五年

智

と見えて、右肩に後水尾御集とあり。この奥書は、後櫻町天皇のか、せ給ひしものにて、智は御名の一字なり、

後水尾院御製詩集

御製の詩集にて、二種あり。

一後水尾法皇御製詩集として一巻あり。山霞、春野、以下御製の詩三十三首をのせて、終に賜黄藥山舍利偈、及び同平忠康の文を附せり。

二後水尾院御製絶句と題して一巻あり。寛永七年より、同十一年に至る御製の詩四十一首を収めたり。

奥書に、享保十二年四月二十二日、於青燈下擲筆、

観 廣

後水尾院承長老御兩吟狂聯

僧承章等と共に詠ませ給ひし御狂句二百韻なり。終に「御五十句太上法皇政仁、臣僧五十句承章、

後水尾天皇

承應三年六月二日始、同年九月十三日滿」とあり。承章は、承兌の嗣法にて鳳林和尚と號せし事、南禪寺住持籍に見えたり。

後水尾院碧梧御兩吟狂句

碧梧等と共に詠ま給せひし御狂句なり。終に「法皇御製五十句、碧梧四十九句、梵唄一、始明曆三年十二月二日滿、萬治元年閏十二月十八日滿」とあり。梵唄は南禪寺の僧にて、雪岑和尚と號せし事、南禪寺住持籍に記せり。碧梧は詳ならず。

後水尾院御聞書

額書、及び懷紙短冊等の書法について、かゝせ給ひし御聞書なり。一卷あり。元和五年七月二十六日、同二十一日、同七年十一月三日、同六月十九日、寛永八年八月二十日、同九年十一月上旬、同十六年九月朔日等の日次を記され、「以上曼門御返答」、「竹内御物語聞書也」、など記し給へり。曼門竹内は、並に曼殊院門跡なり。こは御叔父良恕法親王の御事にて、時々御下問あらせられしをりの御聞書なり。

可秘集

てにをはの事どもを近習の人々に御講話のをり、聴衆の筆記したるものなり。御口傳にて、秘すべきものなれば、可秘集と名づけられしなり。勅話の條目は、

- 第一てにはの事十三條
- 第二ぞといふ事
- 第三こそといふ事
- 第四やの字の事十四條
- 第五かの字の事六條
- 第六かはといふてには
- 第七しをといふてには
- 第八てにはをたして讀殘す事
- 第九かなをやすむる事
- 第十てにはを一首の中に數多置く事

後水尾天皇

第十一かなといふてには願哉

第十二ひとまりの事

第十三にといふてには

等なり。なほ

卷の始に、凡和歌は言葉のおもてに色見えぬ心のほどをのべ侍る事なれば、てにはを以て肝要とす、されば、いたりたる相傳にして、こころの外にあらはれずといへども、ひそかに是をしるす成るべく、可秘々々、

奥書に、右可秘集は、仙洞後水尾院に候ひし近習の歌人のうけ給はりし事どもを書置き侍るなり。と記せり。いかなる人の筆録せしものにか詳ならず。

後水尾院和歌作法

始に「和歌奉行之事」とありて、詠歌についての作法ども勅語ありしを、近習などのかきとめたるものにて、一卷あり。中に、「右仰とあるは、後水尾院法皇にてまします也」と見えたと、處々に、「新院仰」とあれば、後西院天皇の勅語をも收めたり。其條目は、

廻文書時の作法

奉書之事

奉書散様之事

奉書御請之事

短冊之題遣事

柳宮之事

勅題之時御題と廻文に書之云々

懐紙重ね申事

法中は親王門跡の懐紙別に閉云々

青蓮院宮座主宮と可書之云々

懐紙とち様

短冊とち様

短冊とづる事新院仰

裏書之事

後水尾天皇

懷紙重ぬる次第

被講時冷泉家には云々

藏人頭は懷紙任位次可重哉新院仰

御法樂小簡事新院仰

聖廟の廟の字之事

短冊裏書事新院仰

題事新院仰

勅題短冊清書之事新院仰

御當座短冊裏書之事

短冊題を書事新院仰

追而書加分

懷紙之事

檀紙之懷紙事

はなち書に書事

懷紙新院仰

等なり。一本には、弘資卿聞書と記したれば、日野弘資の筆録にかゝり、中に寛文十年七月十三日、七夕御懷紙の事見えたれば、それより以後のものなり。

奥書に、右後水尾院之御雜談、印殘さるゝを寫置者也、

正徳三年午月中旬

慍小窩判

と記せり。

後水尾院御詞留和歌聞書

表紙には、後水尾院御口傳と記し、一本には、和歌聞書と記せり。古歌、及び烏丸資慶、日野弘資中院通茂などの歌に就いての御批評、或は其歌語、及び其他和歌に關する勅話を記したるものにて、一卷あり。中に寛文九年新院御會始の歌見えたれば、延寶中のものなり。何人の筆録せしものにか詳ならず。

奥書に、一冊者、或人雖秘函底、頻令懇望借用之、使備筆書寫畢、

享保十四年巳酉閏九月

後水尾天皇

採菊軒

忘言子(花押)

三二九

と記せり。

後水尾院御添削筆記

御詞留和歌聞書に收めたる古歌、及び烏丸資慶、日野弘資、中院通茂などの歌三十八首についての御批評、及び其歌語に關する勅語を記したるものなり。但し、和歌聞書とは、文章同じからざれば、別人の筆録なるべし。

奥書に、圓淨法皇御點御説一策、

右令返却候、此儀甚大切之物に候、仰之趣とて、承及候事も多御座候、又高松故宰相、武者小路實岳卿なども、

實際公之仕申候法皇之仰とて、被咄候事も中々有之候、○中隨分大切に可被致候、

御在判

右一卷、寶曆十二年午、尊師芝山中納言家へ上げ置候を、今年七月被返下候節、御消息之寫也、此仰事に依りて、新に一卷を書寫して、持豐の君の御許にさづけ奉る

明和二年西九月

松山良隆

とあり。尊師芝山中納言は重豊にて、持豐は其子なり。

後光明天皇

後光明帝御製詩集

御製の詩集なり。また風啼集ともいふ。御詩九十二首、御歌五首を收めたり。また終に廷臣の詩五首を載せたる本もあり。此御集は、谷重遠の秦山集にも引き、視聽草、及び續々群書類從に收めたり。

後西院天皇

後西院御記

御日記なり。また水日御記ともいふ。

御記目錄に、

水日御記 大嘗會神膳事

一冊

後西院御記 古今傳授間事

一冊

と見えたり。水日とはいかなる意にか。この御記今世に傳はれりや否や詳ならず。この一冊は「大嘗會神膳事」とあれど、この御代には、未だ大嘗會御再興あらざれば、たゞ大嘗會神膳の儀式をかゝせ給ひしものにて、御日記にはあらざるにや。古今傳授間事は、古今和歌集の秘事を御傳授あらせられしをりの御日記なるべし。古今和歌集の口傳を御父後水尾法皇より傳へさせ給ひしは、

後光明天皇 後西院天皇

寛文四年二月なるよし續史愚抄に見えて、御讓位の後なり。

源氏聞書

後水尾法皇の源氏物語を勅講あらせられしをり、宸翰をそめさせ給ひし御筆記なり。歌書目録に、「源氏聞書、後水尾御講談 五冊、同自桐壺 五冊と見えたり。
後西院御筆 五冊、同至玉 五冊と見えたり。

百人一首聞書

後水尾帝の百人一首を勅講あらせられし時、宸翰をそめさせ給ひし御筆記なり。歌書目録に、「百人一首聞書、後水尾院御講談 三冊」と見えたり。
後西院御筆

後西院御集

御製の歌集なり。また水日集といふ。群書一覽には、一名綠洞集といふと記せり。綠洞は仙洞の異名なり。家藏本元祿九年の奥書には、水日集と見えて、「後西院御製勅名の集にて、則宸翰の御本」とあれば、水日集の本名にして、御自撰の御集なる事明なり。なほ同奥書に、「上下凡歌數八

百九十六首」と見えて、四季を上巻とし、戀雜を下巻としたり。部立は、

- 春 題百五十七 御歌百六十三首
- 夏 題八十五 御歌八十五首
- 秋 題百十六 御歌百十八首
- 冬 題六十三 御歌六十三首
- 戀 題百十三 御歌百十三首
- 雜 題八十七 御歌九十九首

- 寛文十一年六月廿五日聖廟御法樂
- 同十二年二月廿五日聖廟御法樂十首
- 同十三年二月廿五日聖廟御法樂十首
- 同十二年六月廿五日聖廟御法樂十首
- 十首

天和二年九月四日御當座初秋朝以下二百十六首

概ね御製の下に年月日を注し給へり。

之を諸本と對照するに、久世本には、卷末なる早春霞以下二十一首をのせず、圖書寮本には天和二年九月四日、當座以下橋邊霞までを雜に編入し、早春霞以下二十一首を雜として、内閣本には、天和二年九月四日當座以下を悉く雜と月次御製として、いづれも寛文十一年六月二十五日聖廟御法樂の上に收め、家藏一本には、卷末に綠竹辨春以下の四首を補ひたり。但し春より雜までは、諸本異同なく、いづれも延寶六年以前の御製のみなれば、延寶の末に撰ばせ給ひしものにて原本のまゝなるべし。天和二年九月四日、御當座初秋朝以下、橋邊霞まで百九十五首は、天和二年より、貞享元年十二月廿二日まで年月の順にのせられたれば、御詠のをり、書とめさせ給ひしものにて、崩御あらせられしは、翌二年二月二十二日なれば、殆ど最後の御製をも收められたるものならんか。また早春霞以下廿一首は、承應萬治明曆の年月を注したれば、四季の戀雜の部にもれたるものを、後人のあつめて追記したるものなるべし。圖書寮本に雜々としたるも後人のしわざにて、久世本に載せざるは、其以前の本によりて寫したるものか。また群書一覽に、部立なしといへるは、異本なるにや、詳ならず。なほこの御製の傳來は、家藏本奥書に、右水日集上下、凡歌數八百九十六首者、後西院御製勅名の集にて、則宸翰の御本有栖川兵部卿親王御所持也、不思議に傳寫し侍りぬ、正奇寶とし奉るべきものなり。

元祿九歳子初秋初九

松 殘 子

と見えたり。有栖川兵部卿宮は、皇子幸仁親王の御事なり。松殘子はいかなる人にか詳ならず。また、

和學講談所本奥書には、右水日集者、以今城中納言定經卿眞跡之本令書寫、即時校合了、于時元祿十二辰仲夏

と見え。

基熙公記に、正徳五年二月廿七日、内府被携來水日集、後西院御誄草始而所々見之、懷舊拭淚、天和頃之御製、侍御座親請仰、既如一夢、言語道斷、暫言談此事等了、と記せり。内府は基熙の子家熙なり。

後西院御三十首

三十首の御製和歌にて、一卷あり。卷首に、「寛文四年二月、從後水尾院、後西院、中院通茂、烏丸資慶、日野弘資、古今和歌集御傳授の前、三十首和歌」とありて、古今傳授の際、通茂、資慶、弘資と共によませ給ひし御製なり。春夏秋冬戀雜。各五首にて、家藏本なり。

奥書に于時享保己酉年三月十三寫畢
と記せり。

盛 思 軒

集外歌仙

また近代歌仙といふ。東福門院の御懇望によりて、歌人武士等三十六人の歌を一首づつ撰ひ給ひしものなり。歌人には、東常縁、宗祇、宗牧、正徹、兼載、貞徳等あり。武士には、太田道灌、三好長慶、伊達政宗、武田信玄、北條氏康、毛利元就、細川藤孝、小堀政一等を入れ給ひ、後狩野蓮長に命じて、作者の像を畫かしめ給へり。寛政九年の刊本あり。清水千里遺書卷二十に收めたる奥書に、右者依東福門院御懇望、爲龍慰被染宸翰者也、

寛文五年二月下旬

交野内匠頭寫之

右者後西院之御撰也、院御覽之後、狩野蓮長被製圖畫、與各詠合符畢。

山井圖書定重記之

右暫時寫之、一校記、

と見えたり。一本の奥書には、「後西院之御撰也」の六字なければ、これによりて、後水尾天皇の御撰としたるものあり。刊行本に載せたる稻梁軒風齋の寛政八年奥書には、「右集外歌仙は、近代

歌仙ともいふ、寛永の太上皇御自撰にして、詠歌は宸筆を下し給ひ、と記せり。寛永の太上皇は、後水尾法皇の御事なれば、山井圖書の奥書とあはず。蓋し同奥書の一本には、「後西院之御撰也」の六字を脱したるものあれば、刊本奥書は、それによりたるものならんか。この書に就ては、黒川春村の集外歌仙考土代上下二冊あり。

新院女歌仙

新上東門院、宰相局、壬生尼等、女流の歌仙三十六人の和歌各一首を撰集し給ひしものなり。續視聽草五集之七に收めて、卷首に後西院御撰と記せり。

山茶花譜

山茶花の珍奇なるものを選びて、集録し給ひしものなり。五十餘卷ありといふ。

槐記に、享保九年閏四月十七日、マタ仰ニ、○中略後西院ノ御時、山茶花ヲ御好アリケレバ、處々ヨリコレヲ献上ス、珍花ハ手鑑ニシテ、極彩色ニテ片表ニ九ツツ、花ヲ記サレシニ、年々冊數多クナリケルホドニ、ツイニ五十卷バカリニナレリ、所詮カキリナキコトナリトテ止ラレタ

後西院天皇

三三七

リ、と見えたり。今世に傳本あるをきかず。

靈元天皇

靈元院御記

御日記なり。

御記目錄に、靈元院御記

八冊

即位灌頂事

一冊

公卿勅使事

一冊

立太子立后記

一冊

法皇八十賀記

一冊

立親王讀書始記

一冊

セン法

二冊

八カウ

一冊

とあり。この中即位灌頂、立太子立后、立親王讀書始記三冊は世に傳はれり。即ち、即位灌頂事は、貞享四年四月即位灌頂に關する御記にして、十六日より廿七日に至る一冊なり。立太子立后記は、天和三年二月八九兩日に於ける立太子節會、及び皇太子初觀の御記、天和三年二月十四日立后の御記一冊なり。立親王讀書始之記は、天和二年十二月二日儲皇朝仁親王宣下、及び、三日行啓始、十七日御讀書始の御記一冊なり。其他の御記は、世に傳はれりや否や詳ならねど、公卿勅使は天和二年正月廿九日伊勢公卿勅使發遣の御記にして、法皇八十賀記は、延寶三年十一月十四日御父後水尾法皇八十御賀の御記なるべし。セン法二冊は、天和二年八月十七日より、廿一日に至る五日間、後水尾法皇三回御聖忌の御爲に、清涼殿に於いて、織法講を行はれし時の御記、及び貞享元年六月十一日より、十五日に至る五日間、東福門院七回御忌の御爲に、清涼殿に於いて、織法講を行はれし時の御記なるべく、八カウは、同三年九月十八日より、廿二日に至る五日間、後光明天皇三十三回聖忌の御ために、清涼殿に於いて、法華八講を行はれし時の御記なるべし。

元陵御記

御讓位の後、修學院、及び處々に御幸のをり、假名文に記させ給ひし御記なり。或は宸遊御

記と題し、或は御幸宸記と題し、或は修學院御幸宸記と題して、其中一部分を寫したるものあり。また續扶桑拾葉集、翁草にも收めたりしが、嘉永二年四月、安中藩主板倉勝明これを上梓して、元陵御記と題せり。上下二卷あり。其後、續扶桑拾葉集本は、續史藉集覽に收めて、之を刊行せり。其項目は、

上卷

- 享保六年九月廿七日 修學院林丘寺宮
- 同 七年三月十三日 修學院山莊一乘寺竹内本坊
- 同 年九月九日 同
- 同 八年四月六日 同鳴社竹内本坊、林丘寺端山茶屋
- 同 年九月七日 同上御靈一乘寺
- 同 九年八月廿七日 同一乘寺竹内、同端山林丘寺茶屋
- 同 十月七日 同鳴
- 同 十年四月廿六日 同鳴高野川
- 同 年九月十六日 同吉田、春日社、神樂岡、八神殿、白川昭高院、熊野三所權現、淨土寺、

- 同 年十月十八日 同
- 同 十一年四月廿六日 同鳴高野川
- 同 年十一月二日 同
- 同 十二年九月九日 同
- 同 年十月二日 同
- 同 十三年二月十二日 同下御靈白川
- 同 十四年四月十八日 同高野川

下卷

- 享保十三年九月廿五日 賀茂社蟻池、神宮寺、正眞寺、高野川、
- 同 十四年二月三日 修學院山莊上御靈、詩仙堂、八大天皇、羅杜、
- 同 年三月廿八日 同高野川、松ヶ崎、西賀茂、靈源寺、醍醐家山莊、賀茂、
- 同 年十月十一日 同
- 同 十五年四月十二日 同幡枝圓通寺
- 同 年九月十二日 同賀茂

同 年十一月十六日
 同 十六年四月六日
 同 年九月十三日
 同 年八月十八日

同 吉田、白川、
神樂岡、
 幡枝、圓通寺、高野川、
 幡枝、御菩薩池
 修學院山莊 吉田、智福院、
神樂岡、

源語詞要

源氏物語の語句をぬきいで給ひて、分類し給ひしものにて、表題に靈元法皇聖作と記せり。家藏本一卷、動物、植物、雑物の三部のみなれど、この外の部目もありしならんを、恐くは、前半缺佚したるにや。他に類本なければ詳ならず。

源氏物語詞書

源氏物語五十四帖の中より、卷毎に一章一節をぬきいで給ひしものにて、
 奥書に、此源氏物語詞書者、法皇御撰云々、正徳四年秋、件色紙諸家五十四枚、以六條中納言有藤卿賜之、仍寫之、於色紙者、尤爲家珍者也、

正徳五年七月六日

槐下判

と見えたり。色紙にか、しめ給はん料に撰ばせ給ひしものにて、卷毎に筆者の名を朱書に注したり。

百人一首聞書

元祿十五年九月十六日より、同十月十七日まで、百人一首を講せさせ給ひし時、聽衆の筆記せしものなり。なほ御講書の事は、
 基量卿記に、元祿十五年九月十六日、參院、百人一首御講談被遊由、依召父子伺候了、廿一日、百人一首有御講釋、珍重々々、十月十七日、參院、百人一首有御講釋、今日相濟爲御祝海老十進上、各給酒饌、信實筆定家影各拜見了、冷泉亞相爲廣卿有添狀、珍重之物云々、可讚和歌色紙形也、行尹卿筆也、
 と見え、詞林拾葉にも、百人一首御講書のこと見えたり。この時の聽衆は、前大納言中院通茂以下三十五人にて、治部卿冷泉爲綱等五人の筆記を對校せしもの、中納言中院通躬の筆記せしもの、前大納言清水谷實業の筆記せしもの、及び記者未詳のもの四種傳はれり。中にも、冷泉爲綱

の録せしもの最も詳悉に、通躬の筆記之につき、他の二種は簡畧なり。

仙洞百人一首聞書

治部卿冷泉爲綱、正三位風早公長、從三位菅原長義、六條有慶、左中將藤谷爲信、左少將冷泉爲久等の筆記せる聞書を参照して、輯録したるものなり。家藏本にて。中山榮親の自筆なり。御講書の顛末、及び聽衆の人名等を詳細に載せたり。即ち

元禄十五年九月十六日、晴、仙洞百人一首御講談也。出御小御所上段、午下刻始、聽聞之輩群居于中段、先有作者與歌御素讀、次御講談、題號者御素讀不被遊、自天智天皇、至柿本人丸、三首

聽聞之輩

- 前源大納言 通茂卿
- 東園前大納言 基量卿
- 庭田前大納言 重隆卿
- 源中納言 通躬卿
- 風早前中納言 實種卿
- 藤谷前中納言
- 左衛門督宰 雅豆卿
- 藥室前大納言 賴孝卿
- 清水谷前大納言 實業卿
- 清閑寺前大納言 義定卿
- 圓中納言 基勝卿
- 前平中納言 時成卿
- 左兵衛督 共方卿
- 宰相中將 基長卿

押小路前宰相 公登卿

堀河三位 康綱卿

治部卿 爲綱卿

東久世三位 博高卿

長義

定基朝臣 野宮中將

通夏朝臣 久世中將

爲信朝臣 藤谷中將

實岑朝臣 押小路少將

惟永朝臣 竹内輝正大御

雅季 清水谷侍從

源二位 惟庸卿

花園三位 公晴卿

武者小路三位 實隆卿

風早三位 公長卿

輝光 日野頭辨

公澄朝臣 滋野井中將

有慶朝臣 六條中將

公緒朝臣 阿野中將

爲久朝臣 冷泉少將

相尙 入江民部權少將

等也、同月廿一日、晴第二度、午刻許始、未下刻、自山邊赤入、至河原左大臣、十一首、限今日外山宰相光顯相加、同二

三十日、晴第三度、午刻許始未半刻終、自光孝天皇、至凡河內躬恒、十五首、十月九日、晴第四度、已下刻始午半刻終、自生

孝至中納言十五首、從今日勘解由小路 源光公 實松朝臣相加、同月十一日、晴第五度、已下刻始、午刻 自藤原

儀式十二首、同月十四日、晴第六度、已下刻始、未上刻終、自紫式部、至權十七首、同月十五日、晴第七

度、已刻始、未刻終、自藤原房朝臣、至同月十七日、晴第八度、午下刻始、申上終 自式子内親王、至和

と見えて、八回にて、御講書を終へ給ひしなり。なほ

靈元天皇

御撰解題

三四六

奥書に。右百人一首聞書、上皇御講日、群臣伏聽而竊錄之、長義與治部卿、風早三位、有慶、爲信、爲久等朝臣、於公退日各出其所錄、取捨冗缺、其所引文悉考其書、輯爲一冊、猶恐齟齬脫落不少、不欲散出于世、相約爲誓藏于治部卿家云。

元祿十五年十月二十一日終功、

從三位菅原長義

此一冊借請前源大納言重熙手自書寫畢

正二位榮親謹書

と見えたり。

百人一首聞書

中院通躬の筆記せしものにて、圖書寮藏本なり。

卷始に元祿十五年九月十六日晴、仙院百人一首御講談也、午刻許出御小御所上段御小直衣、白細下袴御立烏帽子、向御見臺給、

拜聞之輩、於中段群居、初日天智天皇、持統天皇、柿本人麿、

奥書に、右靈元院御講釋、中院前右大臣通躬公聞書也、此度聞書了、三部抄傳授後被免借用、遂書寫畢、公福彌余兩人也、永傳子孫、深秘函底不可出窓外者也、

元文四年仲秋上澣

光 榮

と見えたり。

百人一首御講釋聞書

大納言清水谷實業の筆記せしものにて、近衛公爵家の藏本なり。

卷始に元祿十五年九月十六日、午一刻、着布衣參院、御講談聽聞、於院小御所御講釋、聽聞之人人、前源大納言通茂卿、葉室大納言、庭田前大納言、清水谷大納言以下、至雲客濟濟群居、小倉山庄色紙、和歌トモ、百人一首トモ、題號ヲ不被遊、只天智天皇ト云ヨリ被遊之、同廿一日、巳刻參院、衣冠從禁中御院也、十月十七日、

御講釋、今日御滿座也、爲御祝各御看一種献上之、晚頭給酒之後、各參御前、信實筆之定家像被掛置文、各拜見、此像ニ付、爲廣ノ添書別ニ有之、右被見下、其中之歌ニ、爲廣、

世にこゆる詞の波のすがたぞと仰ふぐもたかし和歌のうら松

ト如此有之、像ノ上ニ色紙形あり、世尊寺行尹ノ筆ノ由也、上旬始テ無之、「かたふく月のをしきのみかは」とはかり有之、

奥書に、此一冊者、清水谷大納言實業卿聞書、

と見えたり。

靈元院御講釋百人一首聞書

いかなる人の筆記せしものにか、詳ならず、家藏本にて、久世家の舊藏なれば、或は聽衆の一人なる中將通夏の聞書せしものならんか。

靈元天皇

三四七

詠歌大概御講釋聞書

詠歌大概を勅講あらせられしをりの聞書なり。歌書類目録に、「詠歌大概御講釋聞書 靈元院御講釋一冊」と見え、また

光榮公記に、靈元院詠歌御講釋、

忠岑の歌の、いふ計の類はまれなり、冬きぬと已下の三首、春たつとの歌より讀みたるなり。仍同じ、

春たつとの歌一首の意は、春來れりといふからにて、こそあるらめ、寒き高山も如此見ゆるはとなり、

と見えて、次に九重といふばかりにやの歌についての御講釋をあげたり。御講書の年月、及び筆録せし人名詳ならず。

靈元院御集

御製の御集なり。靈元院御集を略して、靈御集と題せる本あり。また桃葉集といふ。桃葉とは、明の僧隱元來朝せし時、陳博といへる仙人、識詩を贈りて、まさに新天子の出生し給ふ事あるべ

しといひたりしが、果して天皇の降誕にあへりといふ。天皇この事を聞かせ給ひ、勘解由小路詔光に勅して、陳博の事蹟を編纂せしめ給ひ、識詩の句に、「三千桃葉初生日」とあるをとりて、桃葉編と名づけ給ひしかば、やがて此御集をも、しか名づけられしなるべし。まづ此御集の事は、

群書一覽に、桃葉御集寫本四卷

四卷

靈元法皇の御集なり。四季戀雜を次第して、悉く年月をしるせるもの眞本なり、いたつて稀なり、もとより詳略の二本あり、詳本は御製一萬首入つて、奥に御百首文章等あり、略本は二千首ばかり入りたり

と見えたり。今圖書寮本六部、内閣本二部、家藏本二部とを合せ見るに、大凡これを詠草と編纂せるものとの二種に區別するを得べし。

一 御詠草は、圖書寮本三部、及び内閣七卷本の中、卷三以下と家藏本一部にて。左の四種あり。

甲 上下二卷にて、上卷は、「自寛文三御十歳、至元祿十年御四十四歳」と記し、下卷は、自享保八年御七十歳、至享保十四年御七十六歳」とあり。と其中間なる元祿十一年御四十五歳より、享保七年に至る御六十九歳の御製もれたれば、蓋しもとは三卷なりしを、中卷缺逸せしものなるへし。こは圖書寮所藏本なり。

乙 靈元院御集と題して三卷あり。享保十五十六十七三ヶ年間の御製にして、甲本の下巻に接續せり。こも圖書寮所藏本なり。

丙 圖書寮本は、靈元院天皇御歌集と題し、家藏本は、靈元院御詠草留と題して、並に一巻あり。家藏本は、久世家舊藏にて、久世通兄の手寫せしものなり。享保八年より、同十七年二月二十八日までの御製にて、甲本の下巻と、乙本とを合せたるものなり。

丁、内閣本にして、七巻の中、卷三より卷七に至る五巻あり。元祿六年より享保十七年に至れり。其項目は、

卷三 元祿六年より同十六年に至る、

卷四 寶永元年より寶永七年に至る、

卷五 正徳元年より正徳五年に至る、

卷六 享保元年より享保九年に至る、

卷七 享保十年より享保十七年に至る、

にて、この中享保十三年缺けたり。

奥書に、右七冊者、靈元院御製也、傳聞稱桃葉集、謹書寫之、不可許他見者也。

享保二十年孟夏三五日

二品深譽尊胤

右華頂御殿之秘本也、嘉永二四年閏四月、恩借シテ寫ス、字ノ誤ハ原書ニ據ル、得他本可校訂、
臣吉順等謹書

とあり。尊胤法親王は、この天皇の皇子にて、知恩院門跡なり。

これによれば、御詠草は、寛文三年御十歳の御時より、享保十七年七十二歳までのものにて、年月のまゝに宸筆もて書きと、めさせ給ひしものなるべし。同年八月六日崩御あらせられたれば、殆ど最後の御製をものせ給ひしものならん。

二 編纂せしものは、いづれも部立ありて、御詠草に載せられざる御製をも多く採録せり。こも圖書寮本三部、内閣七巻本の卷一、卷二、同三巻本、及び家藏本の六部なり。これを對照するに、これも四種あり。即ち、

甲 寛文十年より元祿五年に至る御製を分類したるものにて、二巻に分てり。即ち、

春 題三百三十六 御歌四百六十首

夏 題百五十八 御歌二百十一首

秋 題二百四十六 御歌三百二十五首

靈元天皇

冬 題百四十九

御歌二百十六首

戀 題百九十八

御歌二百七十三首

雜 題百八十二

御歌二百五十五首

にて、御歌の數千七百四十首あり、元祿五年の後程なく撰ばれしものなるべし。撰者詳ならねど、蓋し御自撰にて、桃葉集は、この二卷に名づけ給ひしものならんか。こは、内閣七卷本の卷一卷二なり。

乙 もまた、二卷にして、靈元院御歌集と題せり。享保十七年までの御製をば、悉く分類したるものなり。即ち、

春上 題四百二十四

御歌千二百四十四首

同下 題二百十四

御歌六百十二首

夏 題四百十

御歌九百九十七首

秋上 題三百八

御歌六百廿四首

同上 題三百九十八

御歌七百六十二首

冬上 題三百九十

御歌五百九十七首

同下 題百六十二

御歌三百七十七首

戀上 題二百八十八

御歌八百四十八首

同下 題百六十四

御歌五百六十四首

雜上 題三百七十一

御歌八百五十二首

同中 題二百四十六

御歌四百八十五首

外に長歌一首、折句四首、物名十三首、

同下 名所百首

此外春下の末に、元三、及び後水尾院御賀の御製、諸家と御贈答の御製あり。秋下の末にも、諸家と御贈答の御製、及び七夕中秋等の御製をのせ、冬下の末にも、行幸、其他の御製十四首を載せ、雜の終にも、諸家と御贈答の御製百十二首を載せたり。いかなる人の編輯せしにか詳ならず。こは圖書寮本なり。

丙 圖書寮本にて、二卷あり。中に靈元院御製と題せり。其部立御歌の數左の如し。

春上 題三百二十七

御歌六百八十首

同中 題九十八

御歌百三十七首

靈元天皇

- 同下 題百十七 御歌五百五十七首
- 夏上 題百六十二 御歌二百七十九首
- 同下 題五十八 御歌百三十一首
- 秋上 題二百十 御歌二百八十九首
- 同中 題百三十六 御歌百七十八首
- 同下 題百五十八 御歌二百五首
- 冬上 題百六十七 御歌二百十四首
- 同下 題百十 御歌百四十四首
- 戀上 題二百二十二 御歌三百五十九首
- 同下 題百十 御歌百八十九首
- 雜上 題二百九十三 御歌四百十首
- 同下 題百一 御歌百五十二首

此外、公事四首、物名六首、折句三首、名所十九首あり。
御歌總數三千八百九十四首あり。圖書寮一本も内容同じく、これを六卷に分ち、嘉永七年八月、

内大臣輔照、右少將通善、正五位下有義書寫せしよし、奥書に見えたり。

丁 家藏本にて、久世家の舊藏なり。一卷にて、靈元院御製と題せり。部立御歌數は左の如し。

- 春 題三百五十一 御歌五百四十一首
- 夏 題百七十七 御歌二百二十一首
- 秋 題三百三 御歌三百五十三首
- 冬 題百九十 御歌二百三十一首
- 戀 題二百三 御歌二百七十七首
- 雜 題二百七十二 御歌三百二十六首

いづれも、題の下に、御製の年月日を注したり。また此中に、御製の詩春三首、夏一首、秋十
五首、雜五首まじれり。其他朱字にて、題及び年月日御製を書加へたるもの尠からず。之を上
の諸本と参照するに、丙本を以て記入したるもの、如し。

奥書に、享保十七年十一月、爲村朝臣集之、借乞遂書寫、享保十八年六月十二日

とあり。櫻町院御集の始に載せたる冷泉爲村の詞書にも、「桃葉御集、芳雲表題など、仰をうけ
たまはりて、部を分ち、題の次第を御前にてかきつらねし事もあれば」とあり。

天皇の崩御は、享保十七年八月なれば、こはそれより三ヶ月の後、東山天皇の勅を奉じて、冷泉爲村の編纂せしものなり。之を要するに、御集には、御詠草と、編纂せしものとの二種あり。御詠草は、年月の順に書き繼がせ給ひしものなれば、宸筆をそめさせ給ひしものなる事いふをまたす。編纂せしものは二種ありて、甲本は御自撰なるべく、丁本は冷泉爲村東山天皇の勅を奉じて撰びしものなり。

元祿一人三臣和歌

元祿十五年、中院通茂、清水谷實業、武者小路實陰卿の三臣と詠ませ給ひし百首の御製なり。また一君三臣百首和歌と題したる本あり。部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀十五首、雜十五首にて、この御製は、御集にもれたり。またこの百首の中、實陰のみを除きて、一人二臣集と題したるものあり。典書に、右三百首者、依院宣、而元祿十五年壬午年各同題被詠と見えたり。

寶永一人三臣和歌

御製、及び通茂、實業、實陰の歌各百首なり。

群書一覽に、寶永一人三臣和歌、寫本一卷

寶永二年九月、仙洞御着到和歌、御作者十四人の中、靈元院、中院通茂卿、清水谷實業卿、武者小路實陰卿の歌、各百首を抜出したるものなり。

とあり。書籍名數には、寶永五年として、或は一人三臣百首とし、或は三吟百首としたり。

名所御百首

順徳天皇のよませ給ひし名所御百首の題にて、よませ給ひし御百首なり。享保十七年の御製にて、上にあげたる靈元院御集二の乙本に載せて、「享保十七ノ自二月上旬、至三月下旬、御百首」とあり。なほ、

光榮卿御答條々に、建保名所百首の題の事、よみかなへんこと、已達の人にてもとくとえせぬやらん、^{○中}また靈元院七十九歳にて崩じ給ふ、其年に此名所百首を遊ばされしにも、中々不及事ながら、よみて見たり、と勅誼ありし、とかく名所がすはらざるによりて、容易にはよめぬなり。と見えたり。

仙洞御百首

御製和歌の百首なり。春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀十五首、雜十五首あり。

卷尾に、

盲墨五十二首

かすくくにみがける玉やけがれましかけてかひなき渡の藻屑は

正二位源通茂上

とあり。この御百首は、御集第二の乙本に收められたれど、年月詳ならず。中院通茂の正二位に叙せられしは、延寶元年十二月にて、従一位に進みしは、寶永二年正月なれば、其間の御製なり。

法華經二十八品和歌

法華經の序品より、普賢勸發品まで、二十八品の意をば、各三首づゝ併せて、八十四首よませ給ひし御製にて、年月詳ならず。こも御集乙本雜中に收めたり。

百首句題

朗詠集等の中より、百首の句題を撰ばせ給ひしものなり。

基熙公記に、貞享二年十月六日、癸巳、午下刻參内、及申刻御對面、暫時御言談之序、朗詠集、新朗詠集之中、百首句題御新撰云々、即拜見不叶所存者也、雖然筈口退出、と見えたり。今傳はれりや否や詳ならず。

近代和歌集

近代の人のよみし四季の歌を撰ばせ給ひし書にて、卷始に、「近代和歌集ト云々、仙洞勅撰御諱識仁」と記し、

奥書に、小川坊城俊廣卿御本拜借、仰風情詠かたき題御抄出之由、武者小路實陰卿御覽、御勅作と相見え、他へ出させざる歌有之由、戀部なき事不審、と見えたり。

三十六歌仙

當時の歌人三十六人の歌を撰ばせ給ひしものなり。

富士一覽記序に、富士一覽記者、梅月堂宣阿翁所著也、略。嘗聞、享保中上皇手撰三十六歌仙、

採在御撰中、其稱一條西行者乃翁也、時人榮之、
と見えたり。この書今傳はれりや否や詳ならず。

初學作例考

初學の爲に、和歌の作例を示し給ひし書にて、上下二卷あり。初春、早春、前後兩様の事、早春の題に春の字不讀例、または天と空、暮と夕、光と影、橘と花との如く、一つ／＼證歌を擧げ給ひて、其作例を示し、歌よむもの、便りとし給へり。また八雲御抄、近來風體抄、愚問賢註、及び歌合の判詞等を引き、之を論じ給へり。證歌は二十一代集を始め、家集歌合等により給へど、定家、及び逍遙院實隆の歌最も多く、後柏原天皇の御製、頓阿法師、飛鳥井榮雅等の歌之につき、近代にては、後水尾天皇の御製、及び後十輪院通村の歌を引き給へり。この書の事は、詠歌一體の註に、「作例初學考、靈元院御撰」と見えたり。なほ、

烏丸光榮の奥書に、這書、享保十六七年の間、故院御編集也、多年御摘録ありたるなるべし、中がきを、うすき鳥子の紙に宸翰を染められ、上下二冊に御細にとちられ、御外題をあそばして、漸く御終功の處、十七年春より御不例にて、八月はじめに崩御なりぬ、いまだ御中がきの

ものなればとて、先づ内裏へもまゐらずして、中務宮職仁親王の御方にひめおかれし、誠に祕藏の御本とて、宮の御親寫ありしを、彼御本と校合のため、光榮は院御前にても、時々仰にて拜見もしつるものなればとて、ひそかに度々めされて、よみあはせられしついで、宮の御本にて、倉卒にかきうつして、清書して一冊となしぬ、此書尤他に類なし、御前にて被免仰拜見たるも、公福卿、公野卿、余三人なり、永く家に傳へ、深く深窓に祕して、他見をゆるす事あるべからず、子孫謹て可守之者也、

享保十八年十一月上浣

特進 光榮

とあり。公福は三條西、公野は武者小路なり。享保十六七年間の御編集とあれば、崩御前遠からぬ程の御撰なり。また中がきとありて、未だ御完成に至らざりしものなり。そは、夕暮の秋下卷のどかとしづか「常夏とつね」の類、項目のみにて、未だ作例を擧げ給はざるものあり。其他の項目にも、證歌を補入し給はんために、空白を置かせ給ひしところなどあるにてしらるべし。但し「漸く御終功の處」とあるは、未完きのまゝを宸筆にて御清書あらせられ、御歌二題を附し給ひしにて、御清書の御修功をいへるなり。

仙洞御添削聞書

後西院天皇の皇子尙仁親王の御歌四十五首を添削し給ひ、御批評ありしを、親王の筆録し給ひしものなり。立春以下、春の御歌十六首は、終に、「右通貞享三年五月五日參内之時、被仰聞、退出して書記了、」と記し給ひ、初雁以下秋冬戀雜の御歌十二首は貞享四年八月三日、紅葉遍一首は同年八月十七日、連峯霞、池水鳥六首は同十月廿二日、泉石有佳趣一首は同五年正月九日、柳辨春色以下四首は同十八日、山家松一首は同廿一日、曉梅以下四首は同二月十二日に記し給ひし事見えたり。

中御門天皇

先皇御製

御製の和歌集にて、一卷あり。「仙洞在位之中、」とありて、寶永八年より、享保二十一年に至る御製をあつめしものなり。

櫻町天

櫻町天皇御記

寵妃督典侍日野資子の病中、及び逝去のさまを記させ給ひて、深く之を悼惜し給ひし御記にて、一卷あり。原題なく、假名文にて、御製をも多くのせられたり。資子は、資時卿の女なり。延享二年八月廿五日、十八歳にて卒し、翌九月廿五日、從三位を追贈せられたり。

玉明記にのせたる宣命に、「志操正貞久容姿艶美爾志、年來花晨月夕、咫尺御座氏、三千第一乃譽乎寵愛無双乃故爾榮級乎毛申給者乎所念行岐而間爾、不慮毛病疾難救久志、早久逝去毛、啼淚滴宸襟利、哀戀轉倍叡慮須、」と見え、宣命の文叡慮にかなひしよし、閑窓自語に見えたり。

奥書に寂靜院殿讓匣之中に有之、熟覽之處、櫻町帝聖作無相違、可祕可祕、
散位正二位藤光愛

慶應四年七月下旬

と記せり。なほ、
本書に、廿四日の晩終に絶えはてぬ、かくと聞くより、心惑ひ胸ふたがりて、涙にむせかへりつゝ、夜のおとゝにのみこもりてあかしくらす、略中
玉すたれあくるもしらすたれこめて涙にくらす雲の上の秋

櫻町院御集

御製の和歌なり、世に傳へたるもの四種あり。

甲 冷泉爲村の編集したるものにて、二卷あり。こは圖書寮所藏本にて、

卷の始に、歌の道をすてさせ給はず、たえたるをおこし給ひて、御政しげき中にも、いつくしみの波を和歌の浦によせ給ひ、めぐみのかけを大八洲におほひ給ふ、みこの宮に渡らせ給ひて、寶算十年に一つあまらせ給ふ、春より内の御會に、御詠を出さる、坊にても御會あり、御代になりて、猶々夜となく、晝となく、雪月花の時、よにつけて、郭公をもてあそび、新樹の葉に御心をそめ給ふ、日々に十首の題めされて、御稽古ありしことなど、思ひつゞくるにも、しのぶ昔になりぬ、内々の御法樂、御手向、御百首などは、あまた度なるべし、理民撫民の御心をば、かしこくもうけ給ひ、延享元年の春までに、御傳授の事どもありて、五月七日に御灌頂の儀をとげさせ給ひ、天和の御例にまかせられて、竟宴を行はれ、諸社の御奉納あまたところなり。勅題を出だされしも度々なり、おりるさせ給ひて、月々兩社の御奉納、靈元院の御例を思しめし給ふ、臣かしこくも、受禪の朝より、昇霞の夕まで、道につかへたてまつり、御會の事、題

中沙汰うけ給はりて、うつし侍る御製をさらにかきぬき、四季戀雜にわけ、題の次第をたて、一帖になしぬ、桃葉御集、芳雲表題など、仰をうけたまはりて、部をわけ、題の次第を御前にてかきつらねし事もあれば、つたなき筆のおそれもあれど、御惠を思ひ、ふかきをしたひ、金玉の光をせばき袖につゝまんとて、三年の御忌をむかふ日、夏のはしめやうゝにかきつらね侍る。

權中納言藤原爲村謹言

とあり。其部立、及び御歌の數は、

- 春 題百八十 御歌數百九十七首
- 夏 題六十八 御歌數八十首
- 秋 題百四十三 御歌數百五十四首
- 冬 題六十六 御歌數七十三首
- 戀 題九十六 御歌數百二十首
- 雜 題九十五 御歌數百五首

なり。「三年御忌を迎ふ日夏の始」とあれば、寶曆二年四月に編集せしものなり。

乙 これは圖書寮本なり。表題に、「元文帝御製和歌集」とありて、一卷なり。冷泉爲村の編集せし御集と對照するに、御歌の數少く、且つ順序等もかはり、御歌毎に年月を注せり。これによるに、享保廿一年二月より寛延二年二月までなれば、御即位の始より、崩御の頃までの御製をあつめたるものなり。これは何人の編集せしものにか詳ならず。部立は、

春 題百六十一 御歌數百七十九首

夏 題五十七 御歌數六十三首

秋 題百三十六 御歌數百五十一首

冬 題五十九 御歌數六十七首

戀 題八十五 御歌數百十一首

雜 題六十四 御歌數八十一首

なり。

丙 家藏本にて二卷あり。櫻町院御集と題せり。これを甲乙の二本と對照するに、甲本よりは略にして、乙本よりは御歌の數多し。奥書もなく、編者も詳ならず。なほ部立は、
春 題百七十 御歌數百八十八首

夏 題六十四 御歌數七十八首

秋 題百二十八 御歌數百三十九首

冬 題六十三 御歌數六十九首

戀 題九十一 御歌數百十四首

雜 題九十二 御歌數百五首

なり。

丁 こも家藏本にて、一卷あり。櫻町院御製と題し、始に老門豊秀編集と記せり。部立は、

春 題七十四 御歌數八十四首

夏 題二十五 御歌數二十六首

秋 題四十 御歌數四十三首

冬 題十九 御歌數十九首

戀 題二十六 御歌數二十九首

雜 題三十八 御歌數四十五首

にて、終に「御製都合二百四十六首」とし、「于時寶曆六年子初夏下旬寫筆」とあり。こも御歌毎に、

注したる年月を見るに、享保十八年より、寛延三年までの御製なり。

坊中御會和歌

いまた東宮におはし、時の御製なり。享保十四年五月より、同二十年二月に至る七年に亘れり。即ち、

- 享保十四年 三十七首
- 同 十五年 五十五首
- 同 十六年 廿八首
- 同 十七年 廿四首
- 同 十八年 十七首
- 同 十九年 四十首
- 同 二十年 三首

にて、圖書寮所藏本なり。

櫻町院御百首

百種の御製和歌にて二種あり。並に圖書寮の藏本なり。即ち、

一 家仁親王、職仁親王、烏丸光榮、三條公福、冷泉爲村等十四人と共によませ給ひしものなり。部立は春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀二十首、雜十首なり。

二 寛保三年五月五日より、八月廿一日に亘れる御着到御製百首なり。部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、戀十五首、雜十五首なり。

桃園天皇

御着到百首

寶曆十一年三月三日より、六月十五日に至る御着到の御製百首にて一巻あり。圖書寮の所藏にして、「奉行冷泉三位、講師資枝卿」とあり。部立は、春二十首、夏十五首、秋二十首、戀十五首、雜十五首なり。

光格天皇

光格天皇御製

桃園天皇 光格天皇

天明より天保に至る御製の和歌五百首ばかりを収めたるものにて、一卷あり。

奥書に、是御製申請延喜之本所拜寫之也、

安政三年文月

通 富

以同直之好、實則朝臣、通禰朝臣等加校合了、

と記せり。

孝明天皇

孝明天皇宸記

御日記なり。孝明天皇紀に、弘化四十一、安政五^六、萬延元^{十一}、文久元^正、二、の御記を引載せり。

詠五十首和歌

五十首の御製和歌にて、孝明天皇紀に載せたり。元治元年、甲子によりて、勅使を宇佐八幡宮に遣し、神寶御衣を奉り給ひし時、特に宸筆の御製五十首を御奉納ありて、外患を祈禱し給へり。部立は、春秋戀各十首、夏冬各七首、雜六首にて、末に「元治元年五月廿一日」と記させ給へり。

附 錄

花 盡

本朝書籍目錄外錄、國朝書目に、天智天皇御作とし、藏玉和歌集に、「天智天皇花盡異名」としたり。松を初見草とし、芹を根白草といへる類の異名、及び證歌三十四を載せたり。されど、天智天皇の御代のものにあらざる事は論ずるまでもなければ、後人の偽作せしものなるべし。

聖武天皇御集

奈良帝御集とも稱して、御製和歌の御集といへり。

袋草紙に、奈良帝御集、御堂行幸後朝之御製、此又東大寺歟、

顯昭法橋萬葉集時代難事に、道因云、此タツタカハ紅葉ミタレテノ御歌、古今集ニハ、或人云、

此歌ハ奈良帝ノ御歌ト云ヘリ云々、隨則此御歌體在聖武天皇御集、爰知、彼天皇奉號平城之條、

世以所謳歌也、顯昭云、中略此歌入彼集、又他人詠等多以相交歟者、聖武御集之條、體難定歟、

凡人丸、赤人、家持等集、世間流布之本、其歌相互交雜不審甚多、又與萬葉所引之集、多以相

違也、凡諸家集之歌、互交雜又其誤惟多、是則大旨後人追書集之故歟、
と見えて、古きものなれど、他人の歌ども多くまじりたるよしなれば、正しき御集にあらず。今
も奈良御集と題して、世に傳はれる歌集一卷ありて、和歌二十四首を收めたり。これも、巻尾に
「已上御製、文武聖武相交相違也、但可任本」と記し、且つ拾遺和歌集に載せたる元良親王の御歌
をも混入したれば、正しきものにあらず。

桓武天皇御記

延曆寺護國緣起に、「桓武天皇御記云、七大寺雖篤六宗鎮護國家道場者、偏留叡岳靈嶺、」とあり。
他に徴すべきものなければ詳ならず。

田村鷹傳

坂上田村麻呂の傳記なり。嵯峨天皇の御撰としたる説あり。即ち、
江談抄に、「田村麻呂卿傳者、弘仁御製也、其一句云、張將軍之武略、當案轡前駟、蕭相之奇謀、
宜執鞭後乘云々、神之妙也、

と見えて、群書類從に收めたる田村麻呂傳記にも、張將軍の句を載せたり。然れども、
同傳記に、同二十七日、葬於山城國宇治郡栗栖村、今俗呼爲馬背坂于時有勅、調備甲冑兵仗劔鉞弓箭楯
鹽、令合葬向城東立窆即勅監臨行事、其後若可有國家非常事則、伴塚墓宛如打鼓、或如雷電、
爾來蒙將軍號、而向凶徒時、先詣此墓誓祈、
とありて、「今呼爲馬背坂」といひ、其後國家非常事あるべくは、塚墓の鳴動せるよし見えたり。
されど、田村麻呂の薨せし弘仁二年以後、天皇の崩御あらせられし頃まで、擧ぐべき大事件も聞
えざれば、古くより御撰の説あれど、誤りなる事明なり。また本朝書籍目錄には、「田村傳師能書」
と記せり。

新修鷹經

鷹に關する事を記したるものにて、比古婆衣には、之を嵯峨天皇御撰としたり。漢文にて、三卷
あり。これを群書類從に收めたり。其項目は、

卷上

- 形相 相應大體法附鷹經、三段鷹、 相別體法附羅鷹、 相準鵝法 良鷹傍體圖 同對體圖
- 附 錄 三七三

同背體圖 同軒翫體圖 醜鷹體圖 三段鷹體圖 蔓菁鷹體圖 鳧居鷹體圖
集鵝體圖

卷中

調養 養鷹法 入田放鷹法 夏養鷹法 養雛鷹法 著脚絆法 繫鷹法 價鷹法
著領繫法 攻指法 攻爪法 禁忌法 繫格禁 鷹屋禁 放鷹禁 吐毛禁
拭指禁 走馬禁 穢器禁 汗手禁 飲酒禁 脚絆脚纏繫把圖 鈴繫圖 鳥羽根圖

卷下

療治 治目病方 治鼻塞方 治腎塞方 治脚腫方 治脚疔方 治嚼拔羽考 治
療方 治血痢方 治被犬噬鷹執方 治肉瘻方 治脚折傷方 治內瘁方 刀子
圖 鈎子圖 銅火針圖 灸圖腹背

即ち上は鷹の種類、及び其骨法等を記し、中は飼養法を示し、下は鷹の病を治する法をのせて、
所々に圖畫を挿入したり。

序文に、夫鷹者俊鳥也、稟瑤光之精氣、生鍾岱之增巢、曉材自天、雄姿邈世、春化為鳩仁也、
秋至行戮義也、食不忘先敬也、誅不避強勇也、動無遠而不覽、物有形而晝見智也、成君子之娛

樂、助庖饌之宰宰、以彼一物、兼茲衆美、雖同族於羽毛、固殊慧而拔萃、故孫行人踰忠猛於前、
支遁林當神俊於後、朕每因務隙不廢翫好、愛其隨指授以應機、任馴擾以効力、豈同魯候之鵠徒費
稻梁、衛君之鶴空御華軒哉、若乃歿壽快性、寔有相法調養瘳治、非無厥術、所以斟酌古今、隨
類甄別、懼覽之者未詳、重復示以圖像、勤成三卷、名曰新修鷹經、斯事雖細可以喻大、凡厥來
者得以觀焉、

と見え、

卷末に弘仁九年五月廿二日

舉賜正從六位下兼行備前權掾勳六等巨勢朝臣馬垂
正七位上行令史兼美作大目上野公祖繼等
別當 二品 式部 親王

中納言兼左近衛大將從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原冬嗣
參議左衛門督從四位下兼守右大辨近江守良峯朝臣安世
從四位下行越前守勳五等大野朝臣直雄
從四位下行美濃守安信朝臣雄笠

左兵衛督從四位下安倍朝臣雄能麻呂
左近中將從四位下兼左中辨權前權守白示久近

と見えたり。比古婆衣に、この署名の人々の官位をば、日本後紀以下の諸書に徴して、正確なるよしを考證し、以て之を御撰としたり。げに文章の古雅なる後人の編著ならぬ事は論なく、且つ序文にも、「朕内閣寫本は毎因務隙不廢翫好」とあれば、御撰なるが如し。されど、宇多天皇の御代、漢籍の現存せるものを録したる日本見在書目録に、「新修鷹經三卷」とありて、卷數さへ同じければ、隋唐時代の著書なるべく、且つ、其内容を檢するに、我國に關するものなければ、之を嵯峨天皇の御撰とせんはいかゞあるべき、殊にこの書の事は、

嵯峨物語に、新修鷹經も、弘仁に鷹所に出されたる文なり云々、また嵯峨天皇ことに、好ませ給ひたりとて、弘仁九年に、新修鷹經を鷹所へ出さる、別當親王大臣連署して、是を天下に弘行せらる。

と記して、天皇の御撰なるよしの明文なければ、唐より渡來せしものを、鷹所に下附せられしにはあらざるか、序文に朕云々とあれば、隋唐の帝王の著はされしものにもあるべし。この書の事は、

實隆公記に、「享祿四年閏五月廿九日、三位來話、新修鷹經令見之」

と見えたり。此書には續群書類從に收めたる鷹經辨疑抄三卷、及び林信充信智の諺解三卷あり。

古萬葉集

萬葉集の中より、撰出せられしものにて、嵯峨天皇の御撰なりといへり。即ち

源氏物語梅枝卷に、けふはまた手の事どもをの給ひくらしして、さまざまの續紙の本どもえり出でさせ給へるついでに、御子の侍從して、宮にさぶらふ本どもとりにつかはす、嵯峨のみかどの古萬葉集を撰びか、せ給へる卷四、

と見え、

花鳥餘情にも、萬葉集抄五卷、一説貫之撰之、一説梨壺五人抄也、同廿卷抄不知撰者、此外嵯峨御撰四卷、目錄中不見、たゞしき撰定の抄にはなくて、手本のために、所々撰びか、せ給へるにや、

と記せり。これによれば、萬葉集の中より、秀歌など撰出してかゝせ給ひし墨帖なるが如し。作り物語の紀事にて、他に明證なければ詳ならず。